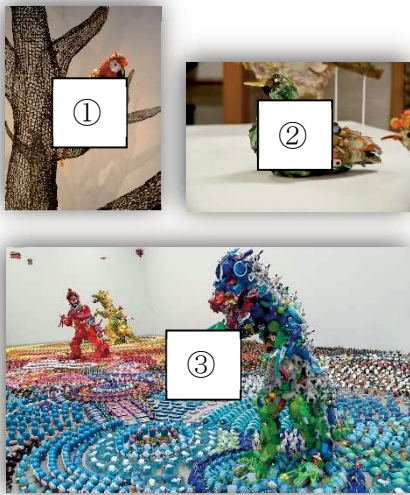


## 第5次大分県廃棄物処理計画



令和3年3月

大分県



表紙の作品：

①：コンゴウインコ

©淀川テクニック

Courtesy of the artist and YUKARI ART

②：カモ

©淀川テクニック

Courtesy of the artist and YUKARI ART

③：トイザウルス

株式会社 藤スタジオ

この写真の作品は金沢 21 世紀美術館に収蔵されているもので、  
写真も金沢での展示風景です。

## 目次

<b>I.</b>	<b>計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の背景 .....	1
2.	計画の位置付け .....	2
3.	計画の期間 .....	2
4.	計画の対象廃棄物 .....	2
5.	計画で用いた地域区分 .....	3
<b>II.</b>	<b>廃棄物の排出・処理・処分状況と課題</b> .....	<b>4</b>
1.	一般廃棄物の排出・処理・処分状況と課題 .....	4
2.	産業廃棄物の排出・処理・処分状況と課題 .....	33
<b>III.</b>	<b>廃棄物の排出量及び処理量の見込みと減量化目標</b> .....	<b>50</b>
1.	一般廃棄物（ごみ）の排出量等の見込みと減量化目標 .....	50
2.	産業廃棄物の排出量等の見込みと減量化目標 .....	52
<b>IV.</b>	<b>廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策</b> .....	<b>56</b>
1.	一般廃棄物（ごみ）の減量及び適正処理に向けた主な施策 .....	56
2.	産業廃棄物の減量及び適正処理に向けた主な施策 .....	62
<b>V.</b>	<b>一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する検討事項</b> ...	<b>70</b>
1.	適正処理の基本的な考え方 .....	70
2.	新広域化ブロック .....	71
<b>VI.</b>	<b>産業廃棄物処理施設の整備に関する事項</b> .....	<b>74</b>
1.	適正処理の基本的な考え方 .....	74
2.	処理体制の整備 .....	74
3.	処理施設の計画的整備の促進 .....	76
4.	産業廃棄物処理施設の整備・指導方針 .....	80
<b>VII.</b>	<b>計画推進に向けた関係者の責務と役割</b> .....	<b>83</b>
1.	県民の努力義務と役割 .....	83
2.	事業者の責務と役割 .....	84
3.	処理業者の責務と役割 .....	86
4.	市町村の責務と役割 .....	87
5.	県の責務と役割 .....	89

## 【資料編】

1. 「第5次計画」の目標達成のための主な施策とSDGsの関連表
2. 各種別再生利用状況の市町村比較
3. 用語集
4. 廃棄物の種類



# I. 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

大分県では、「安心・活力・発展」を基本理念とする県政運営の中で、環境分野の部門計画である「第3次大分県環境基本計画」を平成28年3月に策定（令和2年3月に改訂）し、併せて平成15年度から進めてきた「ごみゼロおおいた作戦」をステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を展開し、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指し、様々な施策に取り組んでいる。

また、平成17年度には産業廃棄物の排出抑制等を目的とした産業廃棄物税を導入するとともに、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下「適正化条例」という。）を制定し、産業廃棄物の排出抑制や適正処理対策を強化している。

併せて、平成27年度に策定した「第4次大分県廃棄物処理計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）」（以下「第4次計画」という。）に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

こうした取組により、産業廃棄物については、排出量の減量、再生利用率の向上が着実に進んでいるが、一般廃棄物については、排出量等、微減の状態である。

第4次計画策定以降の社会情勢の変化としては、人口減少と超高齢社会の進行、過疎化が進行する地域、経済基盤が脆弱な地域の財政状況の深刻化があげられ、地域の活性化が叫ばれているところである。また、気候変動、海洋プラスチックごみや生物多様性の損失などの環境問題への対応も求められており、これら社会情勢の変化は廃棄物問題と密接に関係する課題であり、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させ循環型社会の形成を推進する必要がある。

平成28年4月には熊本地震が発生し、甚大な被害が発生した。地震により発生した災害廃棄物については、2年の期間をかけて処理が終了したところである。本県は、今後高い確率での発生が予想されている南海トラフ地震によって多大な被害を被ると予想されており、被害の最小化と被災した場合の早急な復旧・復興に向けた事前対策及び体制づくりが急務である。一方、地球温暖化等の影響により局地的な大雨が多発しており、洪水や土砂崩れによる被害が増加している。本県においても平成29年9月の台風18号により津久見市を中心に甚大な被害を被り、大量の災害廃棄物が発生したところであり、地震だけでなく、津波や近年高頻度で発生する風水害による災害廃棄物の発生に対しても対応が求められる。

また、これら災害を防御する施設についても、今後老朽化により耐用年数を迎える施設も多く存在することから、点検等による劣化診断を行い予防保全による施設の長寿命化を図る必要がある。

令和2年7月豪雨で被害の大きかった日田市、由布市、九重町、玖珠町を対象に大分県 復旧・復興推進計画をとりまとめ、復旧・復興を進めている。災害の影響は災害廃棄物処理に限らず日々の生活に多大な影響を及ぼすため、災害に強い地域づくりとあわせて廃棄物処理を考えていくことも必要である。

こうした本県の廃棄物処理の現状や近年の廃棄物処理に関する諸法・計画の動向、さらに、平成27年度に改正された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、今回、第4次計画を見直し、新たな廃棄物処理計画を策定し、令和3年度以降の本県の廃棄物処理に係わる諸課題に対処するものである。

## 2. 計画の位置付け

今回策定する廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた法定計画である。また、「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン 2015」～2020 改訂版～の部門計画である「第3次大分県環境基本計画（改訂版）」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の項目「資源循環の推進と廃棄物対策」を実行するために、より具体的な施策を示した個別計画として位置付けている。一方、非常災害時における廃棄物に係る事項については、本計画で示すとともに、別途「大分県災害廃棄物処理計画」の中で具体的に示すこととしている。

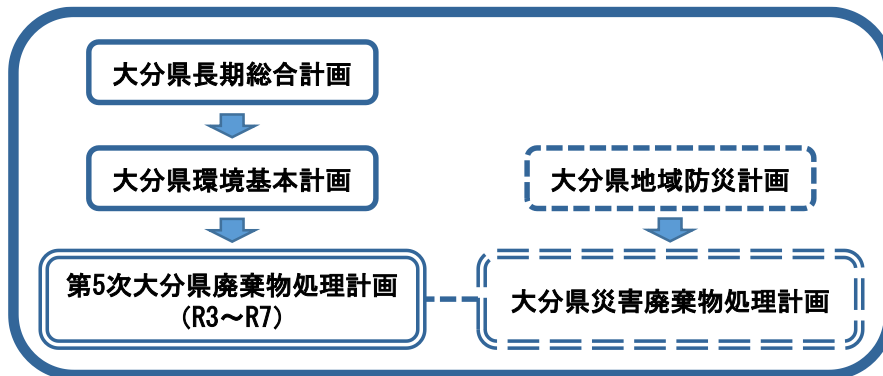


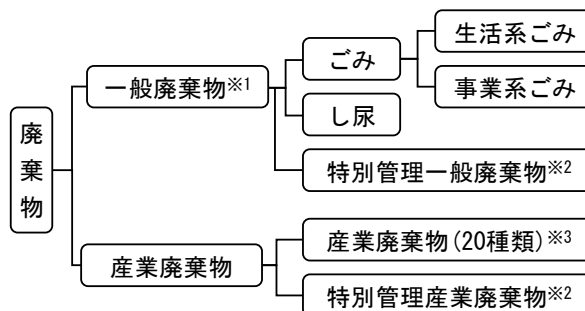
図 I. 2-1 廃棄物処理計画の位置付け

## 3. 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。また、社会情勢等に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 4. 計画の対象廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、以下のとおりである。



(※1) 廃棄物処理法第2条では、産業廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」であり、これに該当しないものは、「産業廃棄物以外の廃棄物」として一般廃棄物と定義されている。したがって、災害廃棄物は、事業活動に伴って生じたとは言えないため産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物に区分され、市町村が処理を実施する。

(※2) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

(※3) 20種類の廃棄物とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物等の産業廃棄物を処分するために処理したものをいう。

図 I. 4-1 廃棄物処理計画の対象廃棄物

## 5. 計画で用いた地域区分

本計画の策定にあたっては、「V. 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する検討事項」の「2. 新広域化ブロック」に基づき、一般廃棄物に係る地域区分を次のブロック区割りに沿って整理する。

表 I. 5-1 一般廃棄物の広域ブロック

ブロック	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	市町村名	一般廃棄物排出量(t)
大分	617,333	2,273.08	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市	212,364
別杵	174,392	478.74	別府市、杵築市、日出町	65,956
県北	104,026	970.38	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村	36,030
中津	82,857	491.44	中津市	31,085
県南	67,722	903.12	佐伯市	25,304
日田玖珠	86,273	1,224.00	日田市、九重町、玖珠町	30,511
合計	1,132,603	6,340.76		401,250

出典：大分県の人口推計（令和2年1月1日現在）、令和2年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）

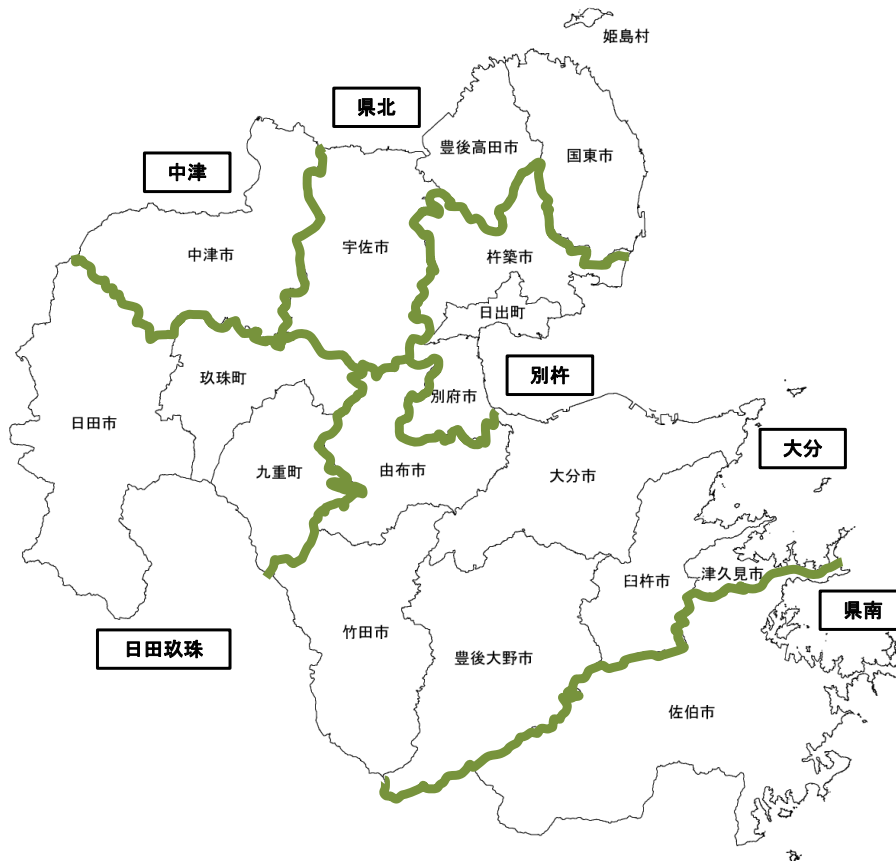


図 I. 5-1 一般廃棄物の広域ブロック区割り

## II. 廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

### 1. 一般廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

#### 1-1. 一般廃棄物の排出・処理・処分状況

##### (1) ごみの排出・処理・処分の現状

平成30年度における県内のごみ排出量は、401千トンである。このうち生活系ごみは260千トンであり65%を占めている。また、事業系ごみは136千トンで34%を占めている。自治会等による集団回収量は5千トンとなっている。

焼却施設等において減量した減量化量は298千トンで、破碎・選別等の処理後の再生利用及び焼却灰等の再生利用量は75千トン、最終処分量は30千トンとなっている。

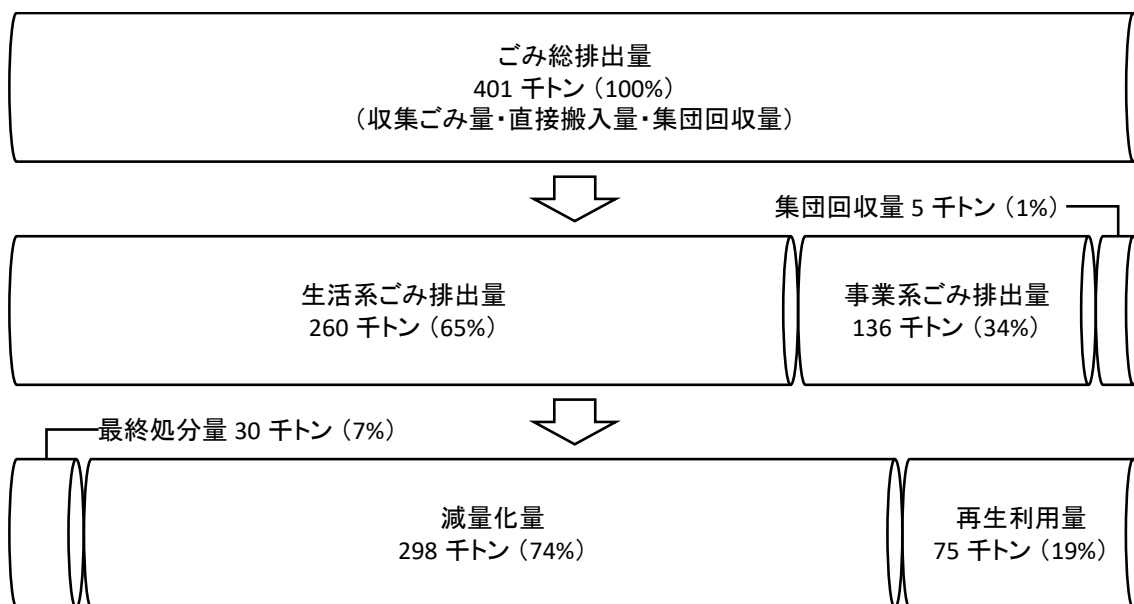


図 II. 1-1 ごみの発生・処理・処分の現状

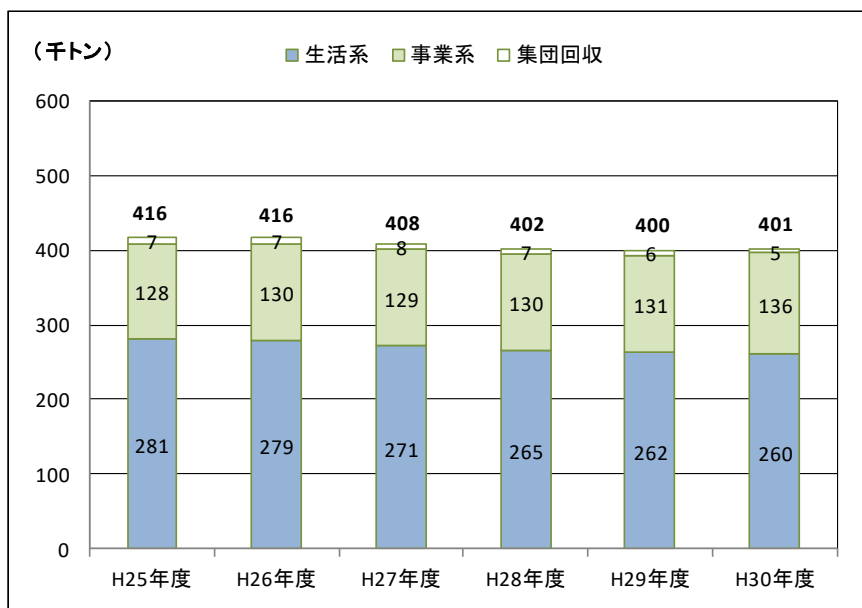
出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：減量化の流れは図II. 1-7 処理・処分フロー参照。ごみ処理量は平成30年度に処理された量であるため、合計がごみ総排出量と合致しない。



## (2) ごみ排出量の状況

ごみ排出量の内訳として、生活系ごみ及び集団回収が減少傾向、事業系ごみが平成27年度から増加傾向で推移している。



図Ⅱ.1-2 ごみ総排出量の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

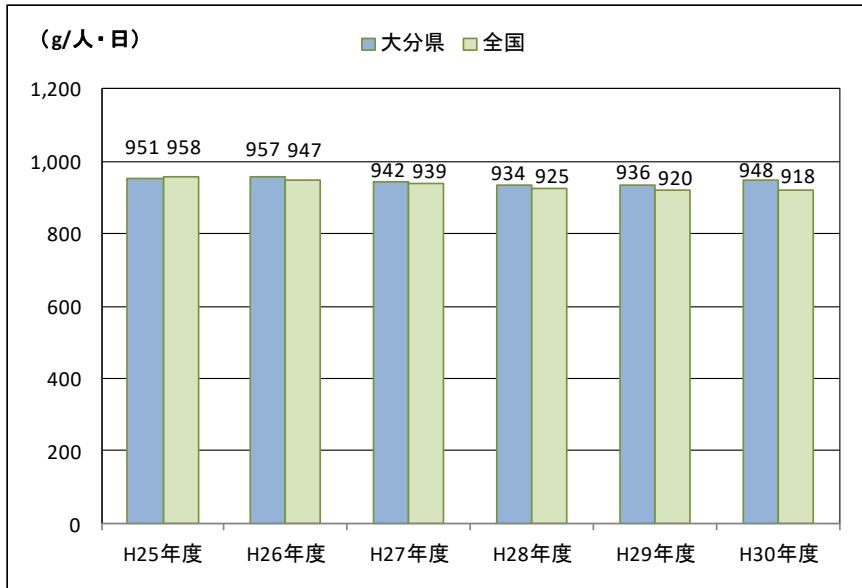
注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

1人1日当たりのごみ排出量は、図Ⅱ.1-3及び図Ⅱ.1-4のとおりであり、平成26年度以降、全国平均よりも高い値で推移しており、平成30年度は948g/人・日であり、全国平均値と比べて生活系ごみの排出量は627g/人・日と全国平均値(638g/人・日)を約10g下回っているが、事業系ごみの排出量は、320g/人・日と全国平均値(280g/人・日)を約40g上回っている。

生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は平成27年度以降減少しているが、事業系ごみは増加している。

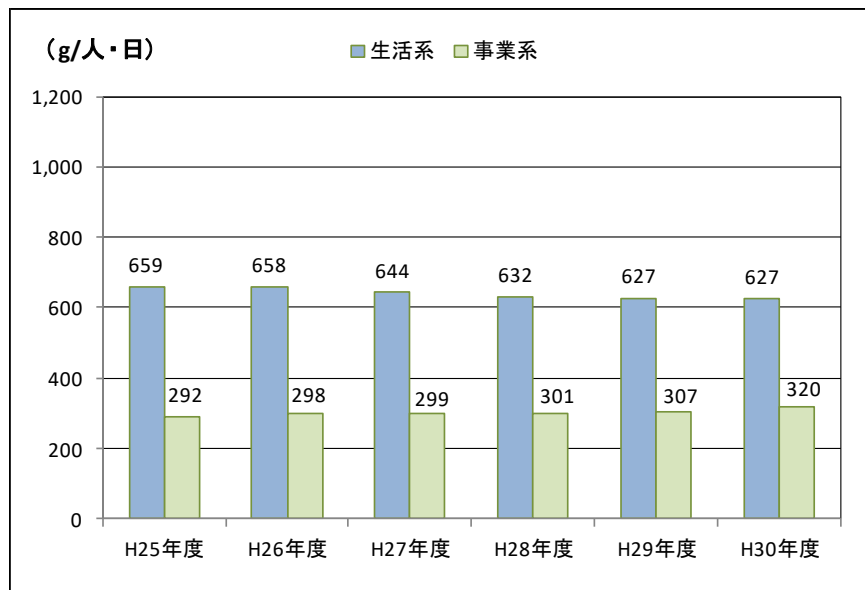
事業系ごみは観光産業の影響を受けやすく、観光産業に関する統計調査では平成25年度の宿泊客数4,308千人に対して平成30年度は4,675千人（大分県観光統計調査 平成31年調査結果より）と増加しており、事業系ごみの増加は観光産業の活性化が一つの要因と考えられる。

特に観光産業が盛んな別府市、由布市では、1人1日当たりのごみ排出量は1,174g/人・日、1,030g/人・日となっており県内でも高い値で推移している。



図Ⅱ.1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

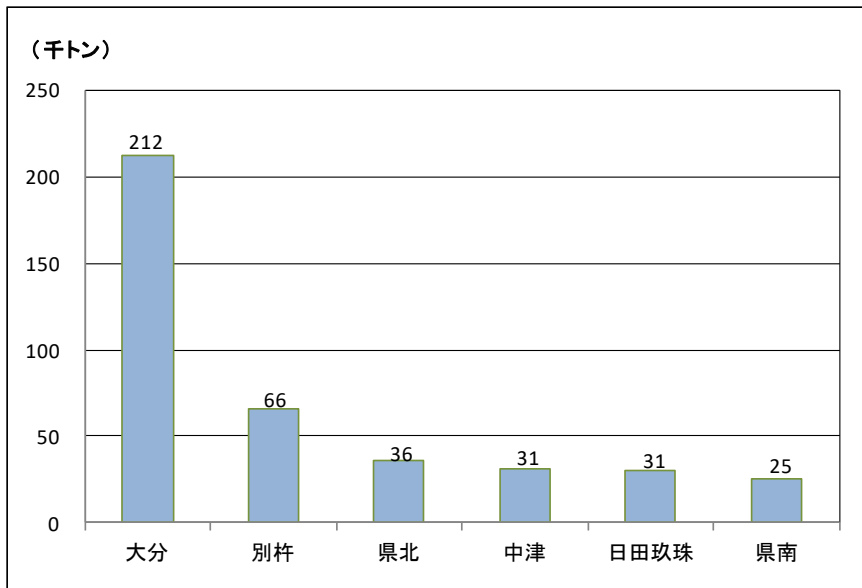
出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）



図Ⅱ.1-4 1人1日当たりごみ排出量の推移(大分県 生活系・事業系)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

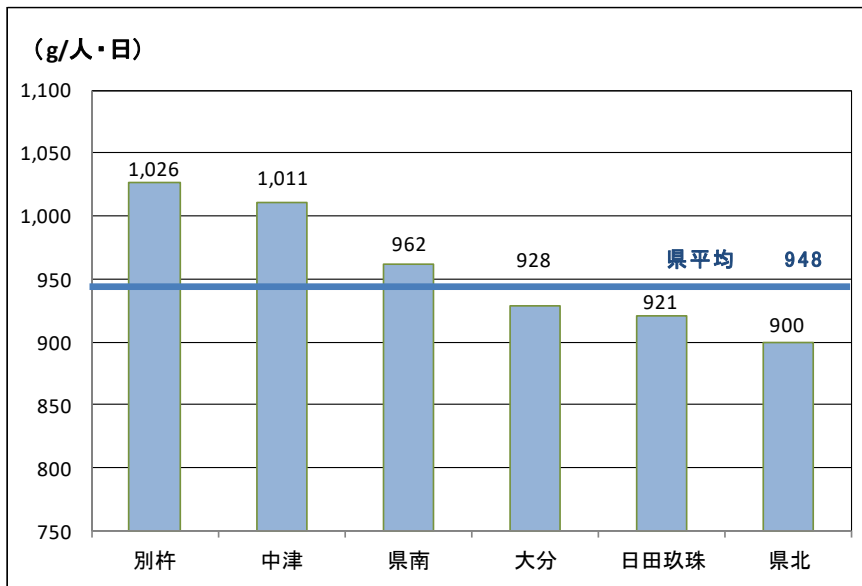
ブロック別のごみ排出量（平成30年度）は、人口の多い大分ブロックが212千トンと最も多く、全体の53%を占めており、次いで別荘ブロックの66千トンとなっている。



図Ⅱ.1-5 ブロック別ごみ総排出量

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

ブロック別の1人1日当たりのごみ排出量（平成30年度）は、県北ブロックが900g/人・日と最も少なく、次いで日田玖珠ブロックの921g/人・日、大分ブロックの928g/人・日であり、この3ブロックが県平均948g/人・日よりも少ない。



図Ⅱ.1-6 ブロック別1人1日当たりごみ排出量

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

(3) 処理・処分のフロー

平成30年度における処理・処分フローを下図に示す。

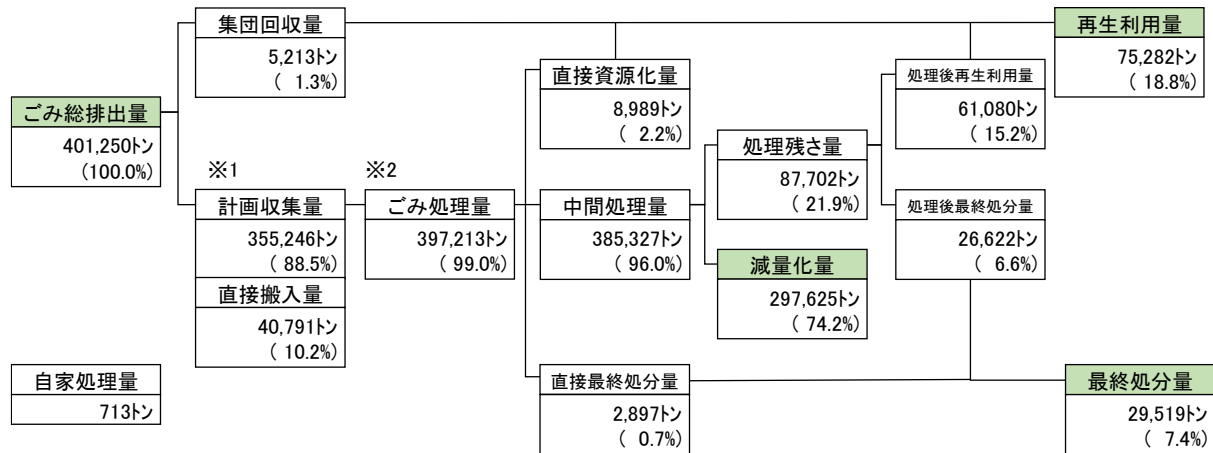


図 II. 1-7 処理・処分フロー

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

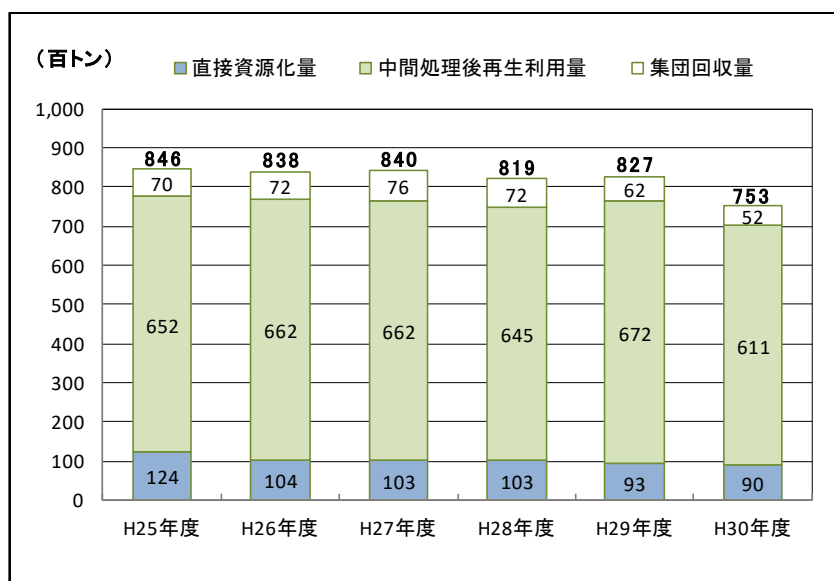
注：\*1 計画収集量と直接搬入量は平成30年度に収集された量。

\*2 ごみ処理量は平成30年度に施設で処理された量であり、\*1 と\*2 は一致しない。

#### (4) 再生利用の状況

再生利用の状況について、直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の推移を見ると、直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量のいずれも減少傾向にある。直接資源化量のうち、紙類やガラス類、布類といった項目の回収量が各自治体で減少している。近年店頭回収を実施している店舗も増加しており、自治体の収集ルート以外への排出も考えられる。布類は、近年店頭回収を実施している店舗も増加しており、一般廃棄物として回収されない事例も存在するが、紙類など可燃ごみに混入して排出されている例もあり、分別の向上が求められる。また、集団回収量の減少は少子高齢化による人員不足が影響していると考えられる。

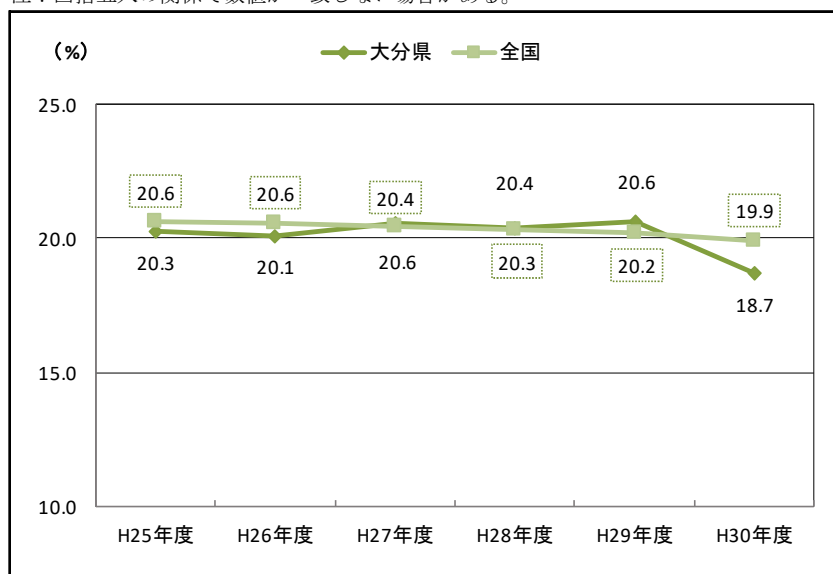
再生利用率は、平成25年度以降ほぼ横ばいで推移してきたが、平成30年度は前年度から1.9ポイント減少した。これは、再生利用率に影響の大きい焼却残さの再生利用量が減少し埋立処分されたことによる。



図Ⅱ.1-8 再生利用量の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

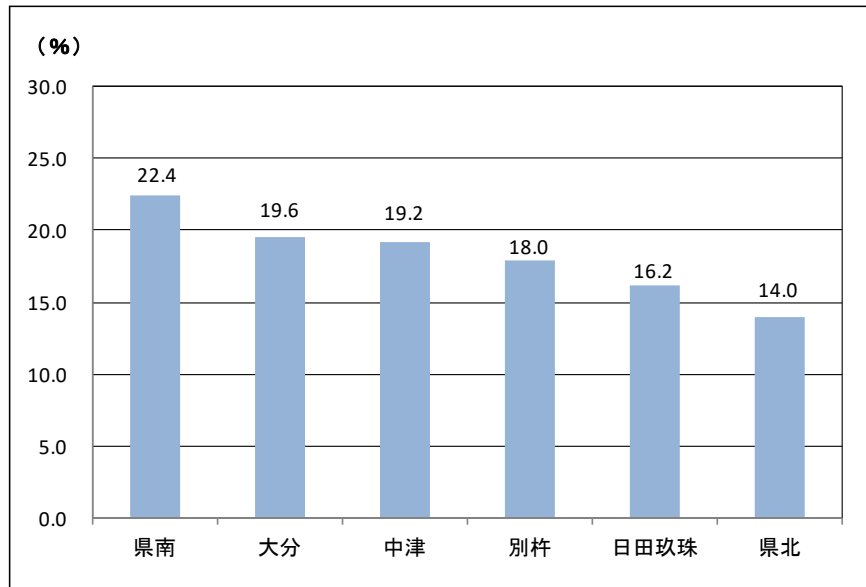
注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



図Ⅱ.1-9 再生利用率の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

ブロック別の再生利用率（平成30年度）は、県南ブロックが22.4%と最も高く、次いで大分ブロックの19.6%、中津ブロックの19.2%の順である。県南ブロックの佐伯市はガス化溶融炉で焼却処理しており、生成した溶融スラグは、資源化利用している。この結果、佐伯市の資源化量の6割は溶融スラグとなっている。県北ブロックを構成する豊後高田市、宇佐市、国東町、姫島村では容器包装プラスチックを資源物として回収せず焼却処理していることなど、直接資源化量が少ないことが要因で再生利用率が低くなっている。



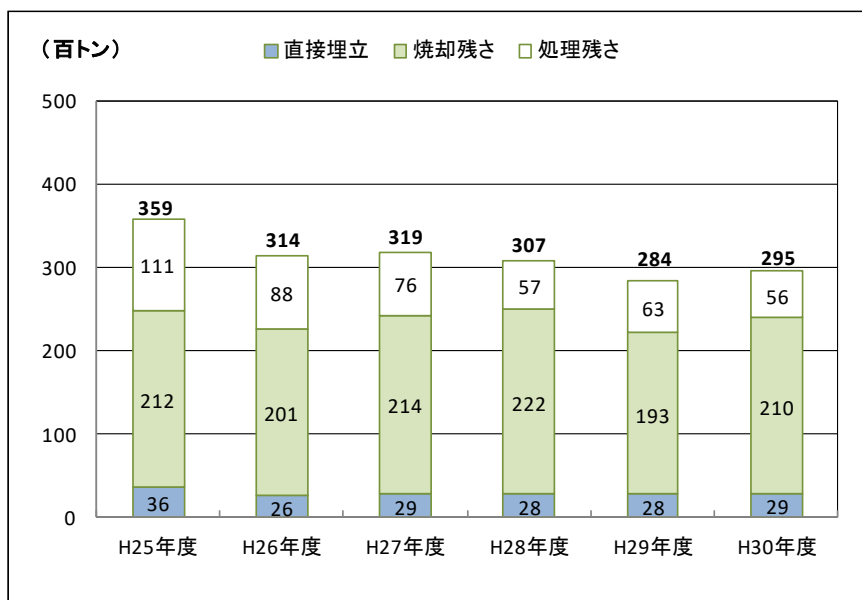
図Ⅱ.1-10 ブロック別の再生利用率

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

### (5) 最終処分状況

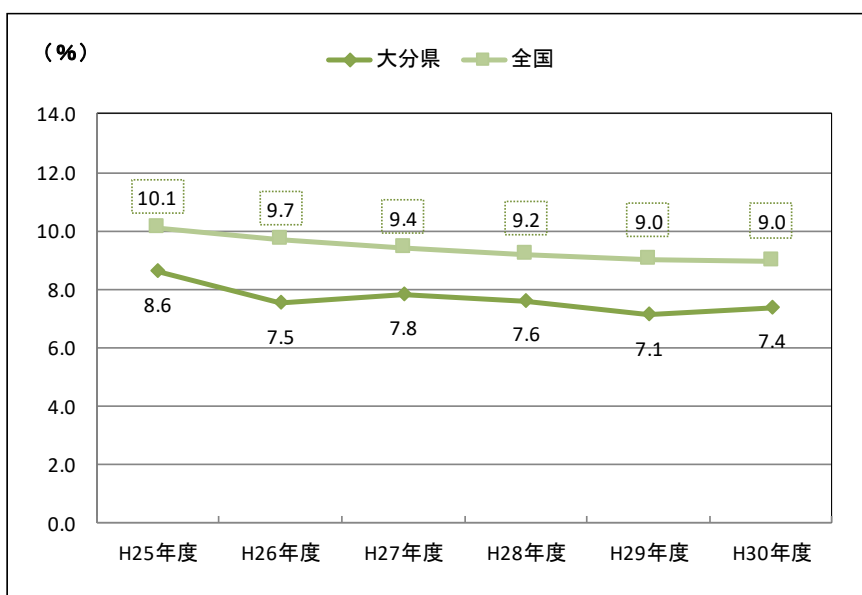
最終処分量は平成 29 年度まで減少傾向にあったものが、平成 30 年度は増加に転じている。最終処分の状況について、直接埋立、焼却残さ、処理残さの推移を見ると、平成 25 年度以降年毎に増減を繰り返している。平成 30 年度 of 最終処分量は計 295 百トン、最終処分率は 7.4% となっており、全国平均と比較し、約 2 ポイント低い値で推移している。

最終処分量の約70%を焼却残さが占めているため、再生利用を進める必要がある。



図Ⅱ.1-11 最終処分量の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度実績）  
注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

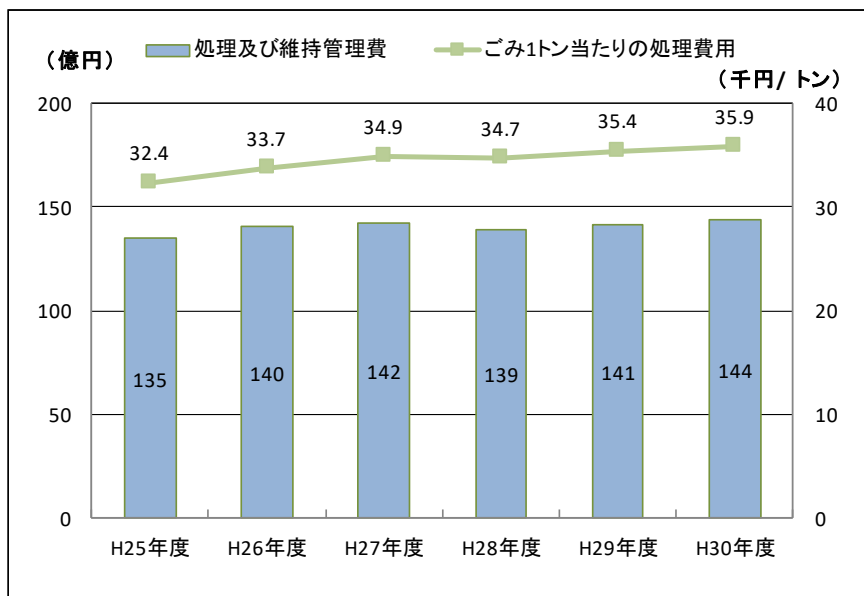


図Ⅱ.1-12 最終処分率の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度実績）  
注：最終処分率＝最終処分量÷(集団回収量＋ごみ処理量)

(6) ごみ処理経費

ごみ処理に係る処理及び維持管理費<sup>1)</sup>（平成30年度）は、約144億円となっている。ごみ1トン当たりの処理費用<sup>2)</sup>は平成25年度以降、増加傾向にある。今後人口減少が続いていくにつれて、ごみ1トンあたりの処理費用は増加していくことが考えられ、広域処理の推進等により、ごみ処理経費の縮減に取り組む必要がある。



図Ⅱ.1-13 ごみ処理に係る処理及び維持管理費の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：1) 歳出から建設改良費を除いた値

2) 分母はごみ総排出量



(7) 生活系ごみ収集手数料の状況

生活系ごみ収集手数料の状況は、表Ⅱ.1-1のとおりであり、可燃ごみは17市町村が有料化しており、1市が無料、不燃ごみは15市町村が有料化しており、3市が無料となっている。資源ごみについては、紙類や布類は無料の市町村が多くなっているが、金属類、ガラス類、ペットボトル類は有料と無料がほぼ半々である。

プラスチック類の収集を行っている市町村の割合は白色トレイが61%、容器包装プラスチック33%となっている。バイオマス関連の収集を行っている市町村は、生ごみが6%、廃食用油が22%となっている。平成25年度に新しく法律が施行された小型家電については、33%の市町村が収集を行っている。

有料化料金は表Ⅱ.1-2のとおりであり、可燃ごみ大袋で20～42円/袋程度の料金設定を行っている市町村が多い。

表Ⅱ.1-1 市町村ごとのごみ有料化の状況

ごみの種類	有料	無料	一部有料	収集なし	収集を行っている市町村の割合 (%)	
1. 可燃ごみ	17	1	0	0	100	
2. 不燃ごみ	15	3	0	0	100	
資源ごみ	3. 紙類 (4, 5を除く)	0	17	0	1	94
	4. 紙パック	0	15	0	3	83
	5. 紙製容器包装	1	15	0	2	89
	6. 金属類	9	8	0	1	94
	7. ガラス類	8	8	1	1	94
	8. ペットボトル	8	8	0	2	89
	9. 白色トレイ	5	6	0	7	61
	10. 容器プラ (9を除く)	3	3	0	12	33
	11. プラ (9, 10を除く)	1	1	0	16	11
	12. 布類	1	12	0	5	72
	13. 生ゴミ	0	1	0	17	6
	14. 廃食用油	0	4	0	14	22
	15. 剪定枝	0	0	0	18	0
	16. 小型家電	1	5	0	12	33
	17. その他	2	2	0	14	22
18. その他収集ごみ	0	3	0	15	17	
19. 粗大ごみ	13	1	0	4	78	

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

表Ⅱ.1-2 各市町村における生活系ごみ収集手数料

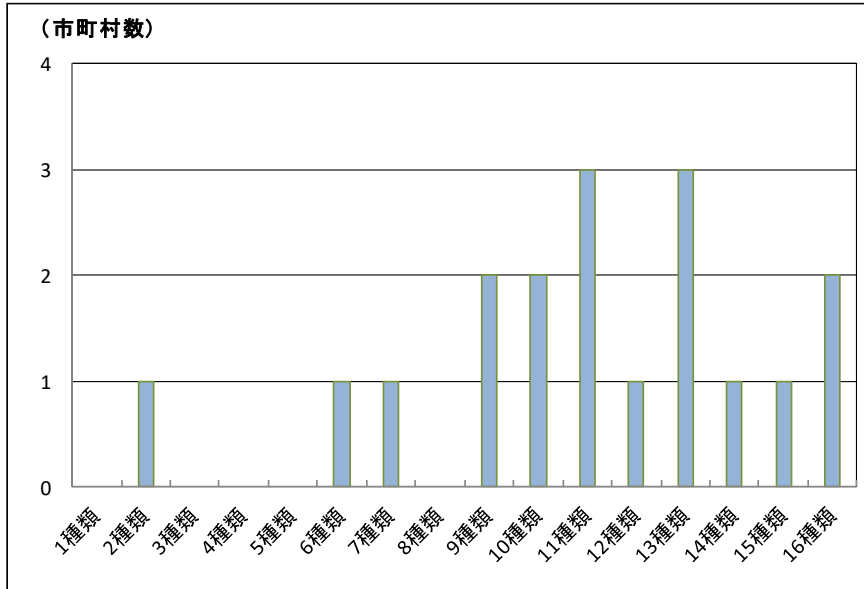
事業主体	ごみ袋 容量 (L)	枚数	金額 (税込)	1Lあたり の単価	備考
大分市 H26.11月～	45	10	315	0.7	可燃・不燃
	30	10	210	0.7	
	20	10	140	0.7	
	10	10	70	0.7	
	5	10	35	0.7	
別府市 H9.4月～	45	10	220	0.5	可燃・不燃
	20	10	110	0.6	
	45	10	198	0.4	缶瓶・ペットボトル
	20	10	99	0.5	
中津市					有料化未実施
日田市 H16.10月～	45	10	360	0.8	可燃・不燃
	30	10	230	0.8	
	15	10	120	0.8	
佐伯市 H17.3月～	45	10	300	0.7	可燃・不燃 可燃・不燃両方に使用可能
	20	10	150	0.8	
臼杵市 H17.3月～	45	10	310	0.7	可燃・不燃・プラ容器
	30	10	200	0.7	
	20	10	130	0.7	
	10	10	70	0.7	
津久見市 H19.7月～	45	10	300	0.7	可燃
	30	10	200	0.7	
	20	10	130	0.7	
	10	10	100	1.0	
竹田市 S56.4月～	55	10	300	0.6	可燃(大)、廃プラ 不燃・資源(大)、ペットボトル 可燃(中) 資源(小)
	40	10	300	0.7	
	40	10	250	0.7	
	27	10	250	0.9	
豊後高田市 H17.4月～	45	10	250	0.6	可燃・不燃
	30	10	150	0.5	
杵築市 H18.10月～	45	10	210	0.5	可燃・不燃
	20	20	210	0.5	
	70	5	100	0.3	資源ごみ
	45	10	100	0.2	
	20	20	100	0.3	
宇佐市 H18.7月～	45	10	300	0.7	可燃・不燃
	20	10	220	1.1	
豊後大野市 H6.4月～	45	10	300	0.7	可燃・不燃・廃プラ 可燃・不燃
	25	10	200	0.8	
由布市 S60.4月～	45	30	750	0.6	可燃
	30	30	600	0.7	
	20	30	420	0.7	
国東市 H11.4月～	45	10	420	0.9	可燃 ペット・不燃
	30	10	315	1.1	
	45	10	420	0.9	
姫島村					指定のごみ袋なし。 月額一人当たり200円(税抜)の負担。
日出町 H53.10月～	45	10	200	0.4	可燃・不燃・リサイクル
	30	10	100	0.3	
九重町 不明	50	10	360	0.7	可燃 不燃1(缶・瓶・ペットボトル)、不燃2(ガラス・陶器・電球)、不燃3(金属類) 発泡スチロール
	15	10	250	1.7	
	40	10	360	0.9	
	50	10	360	0.7	
玖珠町 S53年～	55	10	370	0.7	可燃
	24	10	260	1.1	
	55	10	370	0.7	不燃 発泡スチロール
	24	10	260	1.1	
	55	10	370	0.7	
県内平均					平均0.7円/L

出典：大分県循環社会推進課調査(令和2年4月1日時点)

(8) 分別区分数

分別区分数の状況は図Ⅱ.1-14のとおりであり、9種類以上の分別を行っている市町村が多い。

現在、容器包装プラスチックや白色トレイ以外のプラスチック類を資源物として回収しているのは豊後大野市、由布市のみであり、今後は、資源物として回収を進める必要がある。



図Ⅱ.1-14 市町村におけるごみ分別区分数

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

(9) 一般廃棄物処理施設の状況

①可燃ごみ処理施設

本県には可燃ごみ処理施設が 13 施設存在しており、内訳は焼却施設（ガス化溶解含む）が 12 施設、固形燃料化（RDF）施設が 1 施設となっている。

余熱利用の面では発電を行っている施設が 4 施設あり、うち 1 施設で外部供給を行っている。

表 II.1-3 可燃ごみ処理施設一覧

ブロック	事業主体	施設名	施設の 種類	処理 能力 (トン/日)	経過 年数 (年) <sup>1)</sup>	発電能力			
						発電能力 (kw)	発電効率 (仕様値・ 公称値) (%)	総発電量 (実績値) (MWh)	うち外部供給量 (実績値) (MWh)
大分	大分市	大分市福宗環境センター 福宗清掃工場	焼却	438	22	6,000	18.9	34,967.9	
		大分市佐野清掃センター 清掃工場	ガス化 溶解	387	16	9,500	17.5	29,994	
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	焼却	50	21				
	津久見市	津久見市ドリームフュー エルセンター	RDF	32	22				
別荘	別荘速見地域 広域市町村圏 事務組合	藤ヶ谷清掃センター	焼却	235	6	4,000	18	26,862	469.715
県北	豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	焼却	35	42				
	宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	焼却	90	37				
	国東市	国東市クリーンセンター	焼却	31	20				
	姫島村	姫島村新清掃センター	焼却	3	R3.3稼働				
中津	中津市	中津市クリーンプラザ	焼却	100	20				
県南	佐伯市	エコセンター番匠	ガス化 溶解	110	16	1,600	13.3	8,511	0
日田玖珠	日田市	日田市清掃センター	焼却	90	29				
	玖珠九重行政 事務組合	玖珠清掃センター	焼却	28	21				

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度実績）

注：1)平成 31 年 4 月 1 日を基準とした

## ②リサイクル関連施設

本県には13のリサイクル関連施設が存在している。経過年数をみると30年を上回っている施設が3施設存在している。

表Ⅱ.1-4 リサイクル関連施設一覧

ブロック	事業主体	施設名	施設区分	処理能力 (トン/日)	経過年数 (年) <sup>1)</sup>
大分	大分市	大分市福宗環境センター リサイクルプラザ	リサイクルプラザ	166	12
	臼杵市	臼杵市清掃センター	粗大ごみ処理施設	15	15
			ストックヤード	15	17
	竹田市	竹田市清掃センター	リサイクルセンター	6.7	7
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	粗大ごみ処理施設	22	21
ストックヤード			22	21	
津久見市	津久見市ドリームフェューエル センター（不燃物資源化設備）	リサイクルセンター	5	22	
別杵	別杵速見地域広域 市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	粗大ごみ処理施設	50	41
			リサイクルセンター	25	6
県北	豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	その他	8	42
	宇佐市	宇佐市不燃物処理場	その他	20	37
	国東市	国東市クリーンセンター リサイクルプラザ	リサイクルプラザ	7	20
	姫島村	姫島村新清掃センター	選別・圧縮	1	R3.3稼働
中津	中津市	中津市クリーンプラザ	粗大ごみ処理施設	20	20
			リサイクルプラザ	20	20
県南	佐伯市	エコセンター番匠	リサイクルプラザ	33	16
日田 玖珠	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	粗大ごみ処理施設	7	20
			ストックヤード	4	20

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：1)平成31年4月1日を基準とした

### ③最終処分場

本県には 15 の最終処分場が存在しており、本計画の計画期間内に 2 施設が埋立終了予定となっている。最終処分場については廃棄物処理施設の中でも新規建設が難しい施設であり、施設の長寿命化を図るとともに、残余容量を勘案しつつ次期処分場の確保に向けて早めに検討を開始する必要がある。

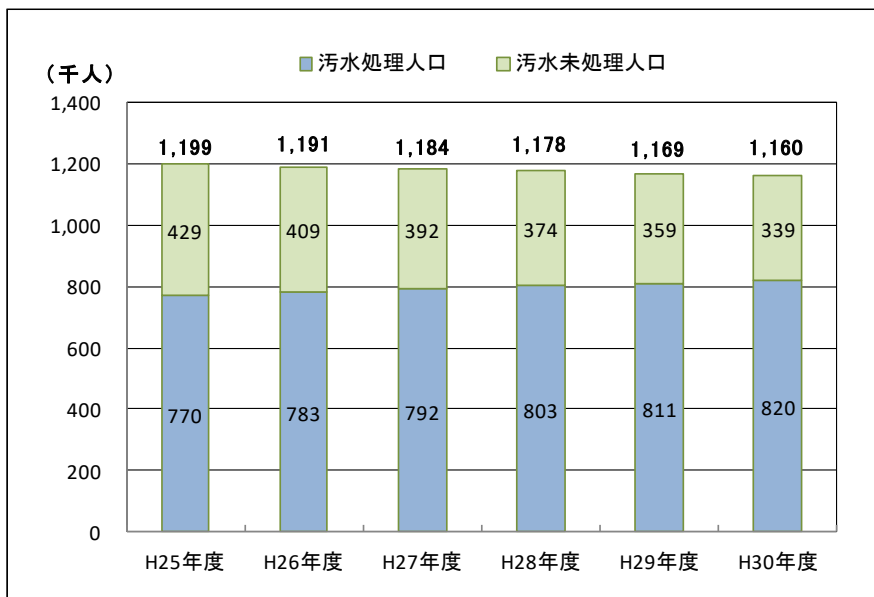
表Ⅱ.1-5 一般廃棄物最終処分場一覧

ブロック	事業主体	施設名	残余容量 (m <sup>3</sup> )	全体容積 (m <sup>3</sup> )	埋立開始 年度	埋立終了 予定年度
大分	大分市	大分市福宗環境センター鬼崎埋立場	418,038	2,840,000	1972	2053
		大分市佐野清掃センター埋立場	221,705	1,124,000	1986	4243
		大分市関崎清浄園埋立処分場	12,755	22,000	1998	2040
	臼杵市	臼杵市不燃物処理センター	59,171	71,000	2004	2054
	竹田市	竹田市清掃センター	13,866	32,661	1983	2037
	津久見市	津久見市最終処分場	18,528	40,480	1995	2044
別府	別府市	別府市南畑不燃物埋立場	74,212	625,000	1976	2252
	別府速見地域広域市町村 圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	12,258	397,120	1978	2024
県北	宇佐市	宇佐市不燃物処理場	5,071	111,840	1982	2022
	国東市	国東市最終処分場	6,808	20,800	2001	2035
中津	中津市	中津市一般廃棄物埋立処分場	30,522	165,540	1991	2033
県南	佐伯市	佐伯一般廃棄物最終処分場	22,573	114,729	1984	2029
		蒲江一般廃棄物最終処分場	15,275	25,000	2001	2038
日田 玖珠	日田市	日田市清掃センター最終処分場	34,120	113,575	1986	2029
	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター最終処分場	11,732	35,000	2001	2028

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度実績）

(10) し尿処理の状況

汚水処理人口の推移をみると、下水道の整備、合併処理浄化槽への転換促進等により汚水処理人口は徐々に増加しており平成30年度には820千人、割合では約71%となっている。



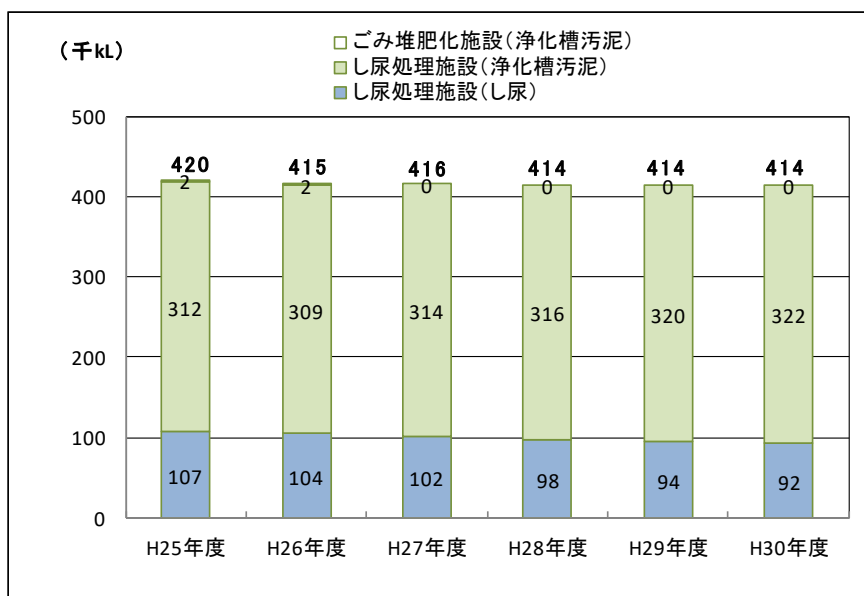
図Ⅱ.1-15 汚水処理人口の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：汚水処理人口＝公共下水道人口＋コミュニティ・プラント人口＋合併処理浄化槽人口

汚水未処理人口＝単独処理浄化槽人口＋し尿収集人口＋自家処理人口

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（平成30年度）は、414千キロリットル（し尿92千キロリットル、浄化槽汚泥322千キロリットル）となっており、平成28年度以降横ばいとなっている。



図Ⅱ.1-16 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

本県には表Ⅱ.1-6に示すとおり、16のし尿処理施設が存在している。経過年数をみると30年を上回っている施設は1施設のみであり、耐用年数には余裕がある。

処理能力では、50～100キロリットル/日の施設が8施設と50%を占めており、年間処理能力は503千キロリットル/年となっており、年間処理量414千キロリットル/年と比較すると処理量にはまだ余裕がある。

処理量については、図Ⅱ.1-17に示すとおり、浄化槽汚泥が約78%を占め、全てし尿処理施設で処理されている。

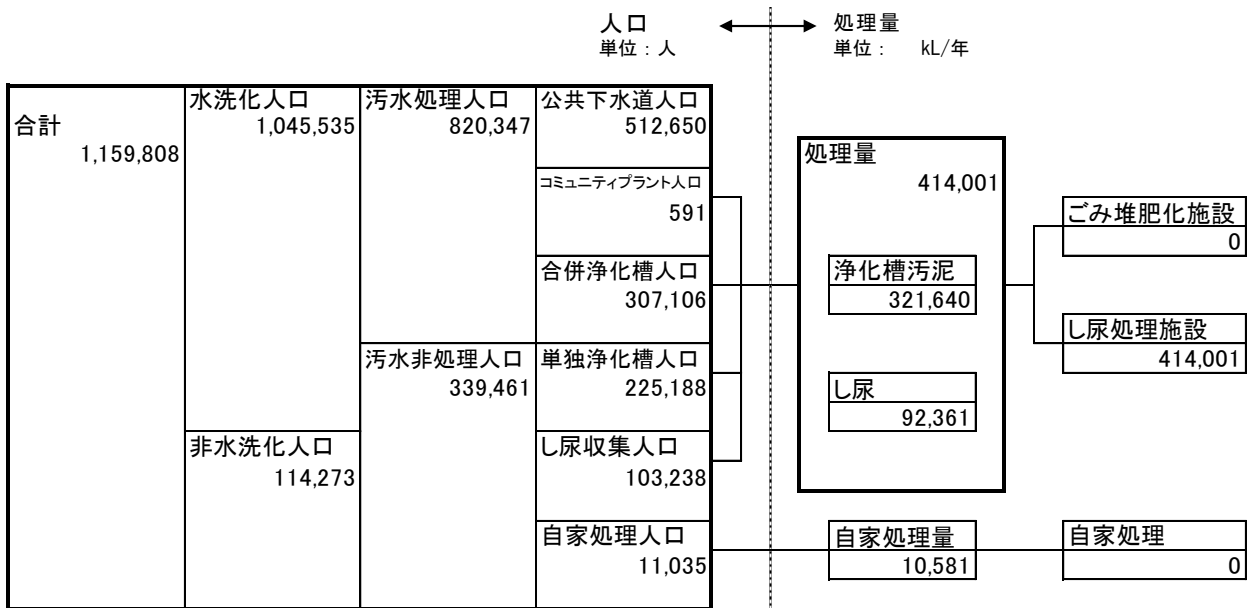


表Ⅱ.1-6 し尿処理施設

ブロック	事業主体	施設名称	処理方式		処理能力 (kL/日)	経過年数 (年) <sup>1)</sup>
			汚水処理	汚泥処理		
大分	大分市	大分市大洲園処理場	下水投入	脱水、焼却	390	17
	臼杵市	臼杵市し尿等前処理施設	その他	その他	45	14
	竹田市	竹田市衛生センター	標脱	脱水	40	29
	豊後大野市	豊後大野市白鹿浄化センター	高負荷、膜分離	脱水	80	16
	津久見市	し尿等前処理施設	下水投入	その他	25.1	3
	由布大分環境衛生組合	由布大分環境衛生センター	標脱、高負荷、膜分離	脱水、乾燥	80	15
別杵	別府市	別府市リバーサイドオアシス春木苑	高負荷、下水投入	脱水	75	0
	杵築速見環境浄化組合	杵築速見環境浄化センター	高負荷	焼却	58	22
県北	豊後高田市	豊後高田市クリーンセンター	標脱	脱水	36	24
	宇佐市	宇佐市環境衛生センター	標脱	脱水	87	21
	国東市	国東市し尿処理場	標脱	脱水、焼却	50	33
	姫島村	姫島村し尿処理場	下水投入	その他	0.59	7
中津	中津市	中津市清掃センター	高負荷、膜分離	脱水、焼却	176	12
県南	佐伯市	クリーンセンター	下水投入、一次処理	脱水	102	23
日田玖珠	日田市	日田市環境衛生センター	高負荷	脱水、乾燥	82	19
	玖珠九重行政事務組合	玖珠環境衛生センター	高負荷、膜分離	脱水	52	14

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：1)平成31年4月1日を基準とした



図Ⅱ.1-17 平成30年度し尿・浄化槽汚泥処理フローシート

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

## 1-2. 大分県と他都道府県の比較

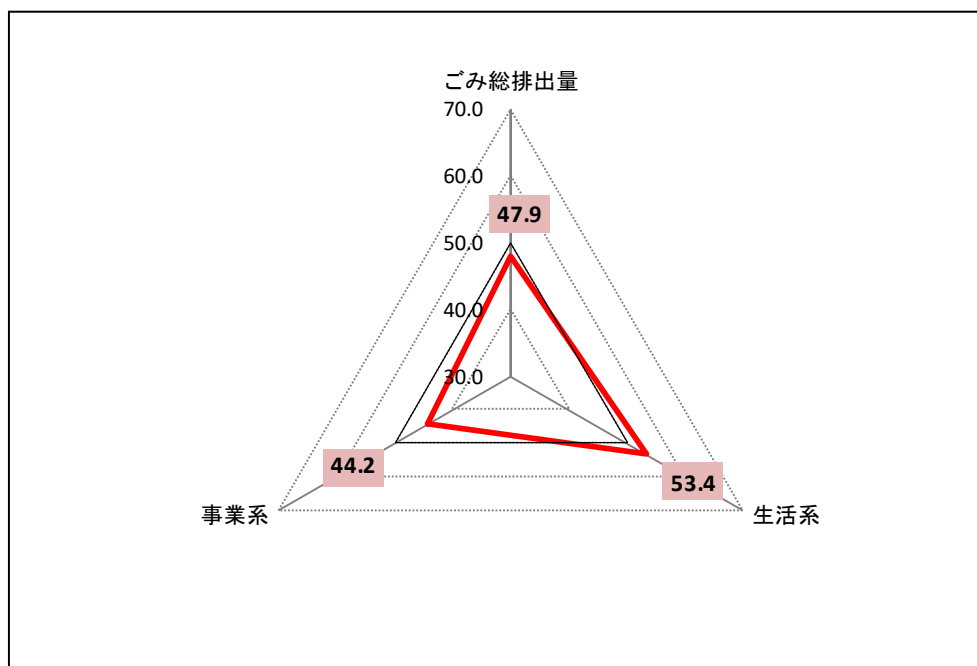
大分県の廃棄物処理に係る状況を客観的に把握するため、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）をもとに他都道府県実績との比較を行った。

なお、レーダーチャートは“偏差値”で表記している。偏差値については概ね以下のように評価している。

偏差値 65.0以上	: 全国平均と比較し非常に高い
55.0以上～65.0未満	: 全国平均と比較し高い
45.0以上～55.0未満	: ほぼ全国平均
35.0以上～45.0未満	: 全国平均と比較し低い
35.0未満	: 全国平均と比較し非常に低い

### (1) 排出量

1人1日当たりごみ排出量を他都道府県と比較すると図Ⅱ.1-18のとおりであり、本県は全国平均よりも低い。また、生活系ごみの排出量はほぼ全国平均である一方、事業系ごみは全国平均と比較し低くなっており、排出量削減の取組を進める必要がある。



図Ⅱ.1-18 1人1日当たりごみ排出量の比較（偏差値表示）

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作図

表Ⅱ.1-7 1人1日当たりごみ排出量の比較

標準的な指標		1人1日当たりの排出量		
		合計 (ごみ総排出量)/総 人口/365  (g/人・日)	生活系ごみ (生活系ごみ収集量 +集団回収量)/総人 口/365  (g/人・日)	事業系ごみ (事業系ごみ収集 量)/総人口/365  (g/人・日)
基本的 比較	全国平均 (加重平均)	918	638	280
	最大	1,045	751	460
	最小	811	521	199
	大分県実績	948	627	320
	全国順位	(26 位)	(15 位)	(35 位)
偏差値 比較	全国平均 (単純平均)	936	644	292
	標準偏差	56.0	50.6	48.4
	大分県実績	948	627	320
	偏差値	47.9	53.4	44.2

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作表

注：1) 偏差値比較では全国平均は単純平均（各都道府県の平均値を単純に平均した値）を使用

2) 偏差値=100-((大分県実績-単純平均)/標準偏差\*10+50) [数値が小さいほど良好な状態を示す場合の算出式]

表Ⅱ.1-8 各都道府県の1人1日当たりごみ排出量の状況

都道府県名	総人口 (人)	1人1日当たり排出量					
		合計 (ごみ総排出量) / 総人口 / 365		生活系ごみ (生活系ごみ収集量+集団回収 量) / 総人口 / 365		事業系ごみ (事業系ごみ収集量) / 総人口 / 365	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位
北海道	5,301,420	969	33	665	31	305	29
青森県	1,295,328	1,002	43	680	36	322	37
岩手県	1,252,038	930	21	635	18	295	25
宮城県	2,302,880	972	35	668	33	304	28
秋田県	1,001,565	989	40	665	32	324	38
山形県	1,093,472	915	18	641	23	275	18
福島県	1,920,716	1,029	45	727	45	302	26
茨城県	2,933,756	990	41	707	42	283	22
栃木県	1,980,745	918	19	672	35	246	8
群馬県	1,983,386	986	37	751	47	235	6
埼玉県	7,370,621	858	5	659	28	199	1
千葉県	6,308,313	897	13	638	21	258	13
東京都	13,729,018	875	7	647	25	228	4
神奈川県	9,186,499	845	4	636	19	209	2
新潟県	2,256,328	1,034	46	696	40	338	42
富山県	1,064,456	1,045	47	680	37	365	45
石川県	1,145,238	942	23	580	7	362	44
福井県	786,909	1,001	42	740	46	261	15
山梨県	832,051	985	36	700	41	285	23
長野県	2,100,879	811	1	554	2	257	11
岐阜県	2,005,181	891	11	626	14	265	17
静岡県	3,728,124	886	9	628	16	258	12
愛知県	7,559,580	911	17	657	27	254	9
三重県	1,820,731	947	25	684	39	262	16
滋賀県	1,422,396	834	2	609	11	224	3
京都府	2,611,134	838	3	521	1	317	32
大阪府	8,847,276	961	30	571	6	390	46
兵庫県	5,566,422	937	22	623	13	314	31
奈良県	1,363,288	898	14	638	20	260	14
和歌山県	965,353	962	32	707	43	255	10
鳥取県	566,811	1,027	44	566	5	460	47
島根県	686,362	954	28	653	26	302	27
岡山県	1,910,871	970	34	641	24	329	40
広島県	2,840,143	901	16	557	3	344	43
山口県	1,385,317	987	39	663	30	324	39
徳島県	750,853	954	27	708	44	245	7
香川県	987,848	863	6	584	8	279	20
愛媛県	1,383,995	895	12	661	29	234	5
高知県	718,227	961	31	684	38	277	19
福岡県	5,120,904	946	24	612	12	334	41
佐賀県	829,204	889	10	608	10	281	21
長崎県	1,365,865	958	29	640	22	318	34
熊本県	1,778,909	899	15	588	9	311	30
大分県	1,159,808	948	26	627	15	320	35
宮崎県	1,102,870	987	38	669	34	318	33
鹿児島県	1,642,104	923	20	631	17	292	24
沖縄県	1,473,076	884	8	562	4	322	36
全 国	127,438,270	918	—	638	—	280	—

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作成

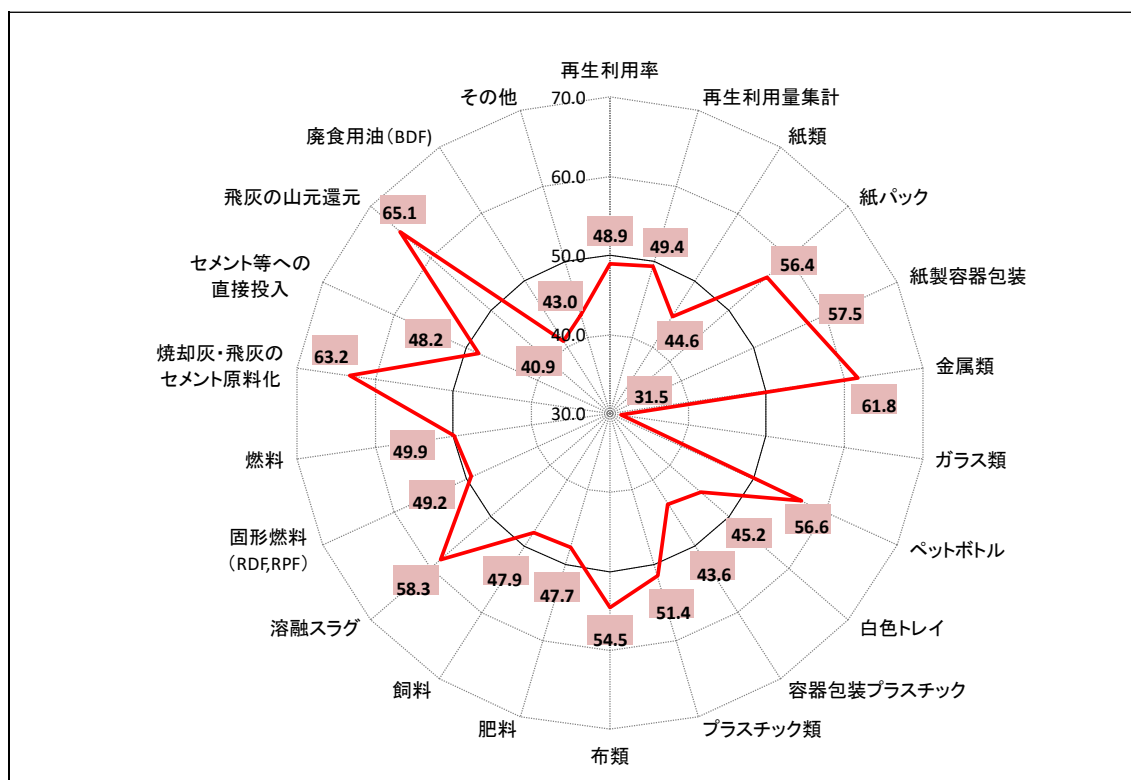
注：全国値は加重平均で算出した。

## (2) 再生利用

再生利用率について全国平均と比較すると表Ⅱ.1-9、表Ⅱ.1-10のとおりであり、本県はほぼ平均的な再生利用率である。また、品目別1人1日当たり再生利用量を比較すると、図Ⅱ.1-19のとおり紙類や容器包装プラスチックの再生利用量が全国平均より低く、特にガラスの再生利用量が全国平均と比較し非常に低いこと（47都道府県中47位）が課題としてあげられる。一方、焼却灰・飛灰のセメント原料化や溶融スラグは全国平均と比較し再生利用量が非常に高いことが特徴である。廃食用油は全国平均より低い、県内でも3自治体が分別・回収を実施しており、平成25年度以降その量を増やしている。

紙類や容器包装プラスチック等の再生利用量が低い理由として、資源ごみの分別を設けていない市町村が存在し、その他の燃えるごみ、燃えないごみとして処理されていることが原因と考えられる。分別を実施している市町村においても、店頭回収など市町村の収集ルートには乗らないような排出も見られる。また、紙類や布類などは、高齢化が進むにつれて分別して排出することが難しく、収集頻度の高い燃えるごみとして排出されている事例もある。

（市町村ごとの比較は、資料編2 を参照）



図Ⅱ.1-19 再生利用状況の比較（偏差値表示）

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作図

注：紙類は紙パック、紙製容器包装を除く。容器包装プラスチックは白色トレイを除く。プラスチック類は白色トレイ、容器包装プラスチックを除く。燃料は固形燃料（RDF、RPF）を除く。

表Ⅱ.1-9 再生利用状況の比較(その1)

標準的な指標		再生利用率 (%)	1人1日当たり再生利用量 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)										
			合計 (g/人・日)	01 紙類 (02、03を除く) (g/人・日)	02 紙パック (g/人・日)	03 紙製容器包装 (g/人・日)	04 金属類 (g/人・日)	05 ガラス類 (g/人・日)	06 ペットボトル (g/人・日)	07 白色トレイ (g/人・日)	08 容器包装プラスチック (07を除く) (g/人・日)	09 プラスチック類(07,08 を除く) (g/人・日)	10 布類 (g/人・日)
基本的 比較	全国平均 (加重平均)	19.9	183.4	73.4	0.3	2.6	18.0	15.7	6.8	0.2	14.0	1.2	4.0
	最大	30.6	304.4	188.8	0.6	6.9	25.7	23.5	10.4	1.9	29.7	7.5	6.6
	最小	12.1	121.5	17.2	0.0	0.1	10.1	9.3	3.1	0.0	1.2	0.0	0.3
	大分県実績	18.7	177.8	54.8	0.4	3.5	23.3	9.3	7.1	0.0	7.9	1.5	4.1
	順位	(23位)	(21位)	(35位)	(12位)	(10位)	(8位)	(47位)	(10位)	(38位)	(35位)	(15位)	(18位)
偏差値 比較	全国平均 (単純平均)	19.2	180.4	68.8	0.3	2.3	19.1	15.1	5.9	0.2	12.2	1.3	3.2
	標準偏差	4.4	44.2	25.9	0.2	1.6	3.6	3.2	1.7	0.4	6.6	1.5	1.9
	大分県実績	18.7	177.8	54.8	0.4	3.5	23.3	9.3	7.1	0.0	7.9	1.5	4.1
	偏差値	48.9	49.4	44.6	56.4	57.5	61.8	31.5	56.6	45.2	43.6	51.4	54.5

表Ⅱ.1-9 再生利用状況の比較(その2)

標準的な指標		1人1日当たり再生利用量 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)									
		11 肥料 (g/人・日)	12 飼料 (g/人・日)	13 熔融スラグ (g/人・日)	14 固形燃料 (RDF, RPF) (g/人・日)	15 燃料 (14を除く) (g/人・日)	16 焼却灰・飛 灰のセメン ト原料化 (g/人・日)	17 セメント等 への直接投 入 (g/人・日)	18 飛灰の山元 還元 (g/人・日)	19 廃食用油 (BDF) (g/人・日)	20 その他 (g/人・日)
基本的 比較	全国平均 (加重平均)	3.0	0.1	11.4	7.2	0.7	8.2	0.3	0.8	0.1	15.2
	最大	37.0	7.4	36.3	71.3	55.3	68.8	5.5	6.9	0.5	80.6
	最小	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
	大分県実績	2.2	0.0	20.9	7.3	1.3	25.9	0.0	4.2	0.0	4.1
	順位	(16位)	(18位)	(11位)	(13位)	(5位)	(4位)	(6位)	(6位)	(42位)	(38位)
偏差値 比較	全国平均 (単純平均)	3.7	0.2	12.4	8.6	1.4	8.8	0.1	1.2	0.1	15.4
	標準偏差	6.3	1.1	10.3	16.3	8.0	13.0	0.8	2.0	0.1	16.1
	大分県実績	2.2	0.0	20.9	7.3	1.3	25.9	0.0	4.2	0.0	4.1
	偏差値	47.7	47.9	58.3	49.2	49.9	63.2	48.2	65.1	40.9	43.0

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作成

注：1)偏差値比較では全国平均は単純平均（各都道府県の平均値を単純に平均した値）を使用

2)偏差値=(大分県実績-単純平均)/標準偏差\*10+50[数値が大きいほど良好な状態を示す場合の算出式]

注：紙類は紙パック、紙製容器包装を除く。容器包装プラスチックは白色トレイを除く。プラスチック類は白色トレイ、容器包装プラスチックを除く。燃料は固形燃料（RDF, RPF）を除く。

表Ⅱ.1-10 各都道府県の再生利用状況（その1）

都道府県名	再生利用率		1人1日当たり再生利用量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）																			
			紙類		紙バック		紙製容器 包装		金属類		ガラス類		ペットボトル		白色トレイ		容器包装 プラスチック		プラスチック類			
	(%)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位
北海道	23.9	8	231.7	7	94.8	8	0.6	1	5.7	3	19.8	19	18.9	7	10.4	1	1.6	2	26.1	2	0.8	23
青森県	14.5	42	145.1	39	53.3	37	0.3	23	2.1	21	23.9	5	19.5	6	6.5	15	0.0	41	5.6	38	0.3	35
岩手県	18.2	26	169.0	22	69.9	17	0.5	7	2.9	15	23.7	6	20.9	3	6.3	18	0.1	16	9.2	33	0.1	43
宮城県	15.2	38	147.5	36	62.8	27	0.4	8	1.4	33	17.2	35	19.9	5	8.9	4	0.0	29	20.0	8	1.0	18
秋田県	15.9	37	156.9	29	64.1	25	0.0	46	0.2	45	17.8	32	20.7	4	6.1	20	0.0	35	1.2	47	0.3	37
山形県	14.3	43	130.1	44	69.8	18	0.3	20	1.9	23	17.9	30	17.1	11	4.6	35	1.4	4	3.1	43	0.6	28
福島県	12.9	46	132.2	43	52.6	38	0.3	16	1.4	31	22.1	11	16.4	16	6.7	13	1.9	1	9.6	31	0.6	29
茨城県	21.3	15	211.9	8	95.6	6	0.4	13	2.6	18	24.0	4	16.4	15	6.6	14	0.4	7	2.6	44	0.7	25
栃木県	15.9	35	146.8	37	68.7	19	0.3	22	0.8	40	20.6	16	13.0	37	6.9	12	0.1	26	6.9	36	0.0	45
群馬県	15.2	39	149.5	35	70.8	16	0.4	14	1.5	30	19.8	18	13.6	27	5.6	26	0.0	28	5.5	39	1.0	20
埼玉県	23.9	7	204.3	13	68.5	20	0.6	3	6.9	1	19.4	24	13.5	28	7.7	7	0.0	44	13.5	19	3.6	4
千葉県	22.4	11	201.6	14	85.8	9	0.2	26	1.8	25	22.6	10	18.2	8	7.5	8	0.0	45	10.6	28	0.4	31
東京都	21.6	14	190.4	17	98.2	5	0.3	21	0.2	44	16.1	40	22.8	2	9.7	3	0.0	30	12.3	23	0.8	22
神奈川県	24.3	5	204.9	11	94.8	7	0.4	15	2.7	17	18.3	26	17.0	12	8.9	5	0.0	43	29.7	1	2.4	10
新潟県	22.9	9	237.1	6	102.6	3	0.1	42	2.3	20	21.4	14	17.9	9	7.0	11	0.2	10	20.4	7	1.1	17
富山県	24.1	6	251.9	5	80.4	11	0.3	18	5.4	4	18.0	29	13.0	36	4.0	43	0.2	12	13.8	17	0.3	34
石川県	15.0	40	141.3	41	53.9	36	0.2	31	1.9	24	19.5	23	13.6	26	4.7	34	0.0	36	14.7	15	0.0	46
福井県	18.6	24	186.2	19	111.3	2	0.1	44	3.4	12	25.7	1	13.8	25	4.2	41	0.1	24	16.6	12	3.8	3
山梨県	17.0	29	167.6	23	75.6	13	0.5	6	3.0	13	20.7	15	15.0	21	5.0	31	0.1	18	6.2	37	0.0	46
長野県	20.6	18	167.2	24	68.1	21	0.4	11	2.8	16	11.5	46	16.3	18	3.3	46	0.1	14	21.4	5	3.1	5
岐阜県	18.2	27	161.4	27	61.8	28	0.4	9	1.5	29	17.8	31	16.6	14	6.0	22	0.2	13	3.9	41	0.7	26
静岡県	18.4	25	162.8	26	43.2	44	0.2	27	0.1	46	20.1	17	16.7	13	3.8	45	1.5	3	13.7	18	2.1	11
愛知県	21.9	13	198.3	16	73.2	15	0.5	4	3.8	6	16.7	39	14.2	24	6.3	19	0.1	22	17.4	10	1.7	13
三重県	26.4	4	252.6	4	47.8	41	0.3	17	1.7	26	19.2	25	13.5	31	4.2	40	0.1	21	13.1	21	0.1	42
滋賀県	18.7	22	155.1	33	57.1	33	0.3	24	3.5	8	15.0	42	13.2	33	5.8	24	0.2	9	11.4	26	0.8	24
京都府	15.9	36	133.4	42	57.1	32	0.3	25	0.3	43	10.1	47	10.8	44	5.4	28	0.0	42	17.5	9	0.8	21
大阪府	13.4	45	127.8	45	61.0	30	0.2	32	6.4	2	11.8	45	12.2	43	5.5	27	0.0	37	15.2	13	0.2	38
兵庫県	16.7	30	155.5	32	77.3	12	0.6	2	3.0	14	15.3	41	10.4	45	6.3	17	0.5	5	10.2	29	0.7	27
奈良県	16.2	32	146.2	38	81.5	10	0.4	10	1.2	34	14.9	43	13.2	34	3.8	44	0.0	31	10.1	30	2.4	9
和歌山県	12.1	47	122.4	46	40.7	45	0.1	45	3.4	11	23.6	7	16.3	17	5.9	23	0.1	17	9.0	34	7.5	1
鳥取県	29.6	2	304.4	1	188.8	1	0.3	19	0.1	47	17.0	36	12.3	42	4.5	39	0.4	6	13.5	20	1.9	12
島根県	21.9	12	208.9	9	61.0	29	0.2	28	1.6	27	24.2	3	12.8	39	4.2	42	0.0	46	11.1	27	3.0	6
岡山県	28.6	3	275.2	3	102.1	4	0.2	36	3.8	7	18.1	27	14.8	22	4.5	37	0.1	20	3.9	42	0.1	40
広島県	20.6	19	188.4	18	44.7	43	0.1	43	1.4	32	17.7	33	12.3	41	4.8	32	0.0	40	21.0	6	1.0	19
山口県	30.6	1	301.8	2	63.1	26	0.2	30	2.1	22	22.1	12	15.0	20	5.0	30	0.1	23	22.9	3	5.5	2
徳島県	16.6	31	158.1	28	64.1	23	0.2	29	0.7	41	23.3	9	14.5	23	4.5	38	0.4	8	22.3	4	2.7	8
香川県	18.9	21	162.9	25	65.6	22	0.1	37	3.5	9	13.2	44	12.9	38	5.1	29	0.0	34	17.0	11	1.6	14
愛媛県	17.2	28	155.7	30	64.1	24	0.1	40	0.9	39	19.7	20	15.9	19	5.7	25	0.0	32	15.1	14	0.3	36
高知県	20.7	17	199.3	15	36.2	46	0.0	47	1.5	28	24.3	2	13.5	30	3.1	47	0.0	46	12.0	24	2.8	7
福岡県	20.8	16	204.6	12	57.7	31	0.2	35	0.4	42	17.3	34	10.1	46	4.6	36	0.1	25	4.7	40	0.5	30
佐賀県	20.1	20	178.2	20	45.2	42	0.1	38	1.1	35	19.7	21	13.2	35	4.8	33	0.0	33	1.3	46	0.4	32
長崎県	14.9	41	142.8	40	47.9	40	0.1	41	1.1	36	18.0	28	17.6	10	7.1	9	0.1	19	12.8	22	0.1	44
熊本県	22.7	10	205.6	10	55.4	34	0.1	39	4.1	5	17.0	37	13.5	29	6.0	21	0.1	15	9.6	32	1.3	16
大分県	18.7	23	177.8	21	54.8	35	0.4	12	3.5	10	23.3	8	9.3	47	7.1	10	0.0	38	7.9	35	1.5	15
宮崎県	15.9	34	155.5	31	75.2	14	0.2	33	1.0	37	21.8	13	12.5	40	7.9	6	0.1	27	14.3	16	0.1	39
鹿児島県	16.2	33	149.9	34	48.2	39	0.5	5	0.9	38	19.7	22	13.4	32	6.5	16	0.2	11	12.0	25	0.4	33
沖縄県	13.8	44	121.5	47	17.2	47	0.2	34	2.4	19	16.8	38	23.5	1	10.1	2	0.0	39	2.0	45	0.1	41
全国	19.9	-	183.4	-	73.4	-	0.3	-	2.6	-	18.0	-	15.7	-	6.8	-	0.2	-	14.0	-	1.2	-

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作表

注：全国値は加重平均で算出した。

注：紙類は紙バック、紙製容器包装を除く。容器包装プラスチックは白色トレイを除く。プラスチック類は白色トレイ、容器包装プラスチックを除く。燃料は固形燃料（RDF, RPF）を除く。

表Ⅱ. 1-10 各都道府県の再生利用状況（その2）

都道府県名	1人1日当たり再生利用量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）																					
	布類		肥料		飼料		溶融スラグ		固形燃料 (RDF, RPF)		燃料		焼却灰・飛灰のセメント原料化		セメント等への 直接投入		飛灰の山元 還元		廃食用油 (BDF)		その他	
	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位
北海道	0.9	41	6.0	11	0.0	15	2.9	37	11.8	11	0.5	7	7.7	16	0.0	6	0.0	22	0.2	10	23.1	7
青森県	0.3	47	0.8	29	0.0	18	16.7	18	0.0	33	0.0	17	12.2	11	0.4	3	2.6	11	0.1	24	0.7	47
岩手県	1.1	39	1.9	20	0.0	18	17.6	16	0.0	33	0.0	13	12.3	10	0.5	2	0.0	22	0.1	30	2.0	44
宮城県	1.6	35	1.0	24	0.0	18	6.4	29	0.2	29	0.0	17	3.2	29	0.0	6	0.0	22	0.1	29	3.4	41
秋田県	0.6	45	0.2	40	0.0	18	36.3	1	0.0	33	0.0	17	3.9	25	0.0	6	0.0	22	0.0	41	5.6	35
山形県	2.3	30	2.1	17	0.0	16	7.8	25	0.0	33	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.1	15	1.0	46
福島県	0.6	44	0.0	44	0.0	18	0.9	42	0.0	33	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.0	44	19.0	14
茨城県	3.2	24	1.6	23	0.0	14	22.5	7	21.7	7	0.0	17	0.1	36	0.0	6	0.0	22	0.1	19	13.2	19
栃木県	5.2	9	3.4	15	0.0	18	15.3	19	0.0	33	0.0	17	0.7	35	0.0	6	0.0	22	0.1	26	4.9	36
群馬県	2.2	31	0.3	37	0.0	13	4.1	36	3.8	18	0.0	17	8.4	15	0.0	6	0.0	22	0.1	32	12.5	21
埼玉県	6.3	2	0.5	32	0.0	18	15.1	20	0.2	28	0.3	9	22.3	6	5.5	1	0.0	22	0.0	45	20.2	13
千葉県	6.0	5	0.8	28	0.1	11	21.0	10	0.0	31	0.1	12	4.2	24	0.0	6	0.0	22	0.0	38	22.2	9
東京都	5.2	8	0.4	35	0.0	17	2.9	38	0.0	32	0.0	16	17.8	8	0.0	6	0.0	22	0.0	43	3.6	39
神奈川県	6.6	1	5.5	12	0.0	18	10.5	24	0.7	23	0.5	6	0.1	37	0.0	6	0.2	20	0.1	17	6.4	32
新潟県	1.6	33	8.6	6	0.0	18	13.0	21	0.0	33	1.8	4	3.5	26	0.0	6	2.8	10	0.2	5	32.5	5
富山県	1.6	34	37.0	1	7.4	1	6.2	32	6.5	14	55.3	1	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.0	40	2.6	43
石川県	0.6	43	1.9	21	0.0	18	6.3	31	0.0	33	0.0	17	9.0	13	0.0	6	0.0	22	0.1	14	14.8	17
福井県	0.4	46	0.6	31	0.0	18	4.2	34	0.0	33	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.1	33	2.0	45
山梨県	1.1	40	1.0	25	0.1	12	24.8	6	0.0	33	0.0	17	0.0	39	0.0	6	0.0	22	0.1	31	14.6	18
長野県	3.1	25	3.9	14	0.2	8	4.5	33	0.0	33	0.0	17	6.2	20	0.0	6	0.7	16	0.1	18	21.6	11
岐阜県	3.6	22	0.3	38	0.0	18	18.7	15	10.2	12	2.9	2	0.1	38	0.0	6	3.8	7	0.2	12	12.8	20
静岡県	2.5	29	1.8	22	0.0	18	25.6	5	0.0	33	0.0	17	8.4	14	0.0	6	0.0	22	0.2	6	22.9	8
愛知県	4.2	16	7.1	8	0.5	4	21.0	9	0.2	30	0.4	8	5.4	22	0.0	6	0.3	18	0.1	25	25.3	6
三重県	6.1	4	2.1	18	0.2	9	30.7	4	70.1	2	0.0	17	15.2	9	0.2	4	6.9	1	0.1	13	21.1	12
滋賀県	4.0	19	6.2	10	0.0	18	4.1	35	19.2	8	0.0	17	3.4	27	0.0	6	0.0	22	0.2	9	10.7	26
京都府	3.5	23	0.4	33	1.0	2	0.0	44	4.3	17	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.3	4	21.6	10
大阪府	5.2	10	0.1	42	0.0	18	6.3	30	0.0	33	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.4	17	0.0	46	3.5	40
兵庫県	4.4	15	6.6	9	0.0	18	7.2	27	1.3	19	0.3	11	6.2	19	0.0	6	0.3	19	0.1	35	4.9	37
奈良県	5.6	7	0.3	36	0.0	18	0.0	44	0.0	33	0.0	17	0.8	34	0.0	6	0.0	22	0.1	34	11.8	23
和歌山県	4.1	17	0.0	44	0.0	18	1.5	39	1.0	22	0.3	10	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.1	27	8.6	28
鳥取県	2.9	26	15.4	3	0.4	5	0.0	44	1.2	21	0.0	17	38.2	3	0.0	6	0.1	21	0.3	2	7.1	30
島根県	2.7	28	9.6	5	0.2	6	35.4	2	22.7	6	0.0	17	2.3	31	0.0	6	0.0	22	0.2	11	17.8	15
岡山県	5.1	11	0.0	43	0.0	18	22.0	8	0.7	24	0.0	17	23.0	5	0.0	6	1.6	13	0.3	3	74.7	2
広島県	3.6	21	0.8	27	0.0	18	0.4	43	71.3	1	0.0	17	5.6	21	0.0	6	0.9	15	0.0	37	2.7	42
山口県	2.0	32	0.1	41	0.0	18	1.2	41	13.1	10	0.0	17	68.8	1	0.0	6	0.0	22	0.1	22	80.6	1
徳島県	1.4	36	0.0	44	0.0	18	12.5	22	4.6	16	0.0	17	0.0	40	0.0	6	0.0	22	0.1	23	6.8	31
香川県	4.4	14	0.0	44	0.0	18	7.7	26	17.8	9	0.0	17	1.6	32	0.0	6	1.1	14	0.0	39	11.4	25
愛媛県	1.3	37	0.6	30	0.0	18	11.1	23	4.8	15	0.0	15	9.7	12	0.0	6	0.0	22	0.1	21	6.3	33
高知県	4.5	13	0.2	39	0.0	18	18.7	14	30.5	5	0.0	17	41.3	2	0.0	6	4.6	5	0.0	47	6.1	34
福岡県	2.8	27	0.9	26	0.0	18	17.3	17	40.1	3	0.0	14	7.5	17	0.1	5	3.2	9	0.1	20	36.9	4
佐賀県	3.7	20	7.2	7	0.0	18	35.4	3	0.5	27	2.1	3	19.3	7	0.0	6	6.9	2	0.5	1	16.6	16
長崎県	1.2	38	0.4	34	0.0	18	19.0	13	0.6	25	0.0	17	4.8	23	0.0	6	1.9	12	0.1	36	10.2	27
熊本県	5.0	12	4.1	13	0.2	7	1.4	40	33.8	4	0.0	17	6.9	18	0.0	6	6.0	3	0.1	16	40.8	3
大分県	4.1	18	2.2	16	0.0	18	20.9	11	7.3	13	1.3	5	25.9	4	0.0	6	4.2	6	0.0	42	4.1	38
宮崎県	6.1	3	1.9	19	0.6	3	0.0	44	0.5	26	0.0	17	1.3	33	0.0	6	0.0	22	0.2	8	12.0	22
鹿児島県	5.7	6	17.9	2	0.0	18	6.5	28	1.3	20	0.0	17	3.4	28	0.0	6	5.2	4	0.2	7	8.1	29
沖縄県	0.8	42	9.8	4	0.1	10	20.3	12	0.0	33	0.0	17	3.0	30	0.0	6	3.4	8	0.1	28	11.6	24
全国	4.0	—	3.0	—	0.1	—	11.4	—	7.1	—	0.7	—	8.2	—	0.3	—	0.8	—	0.1	—	15.2	—

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作成

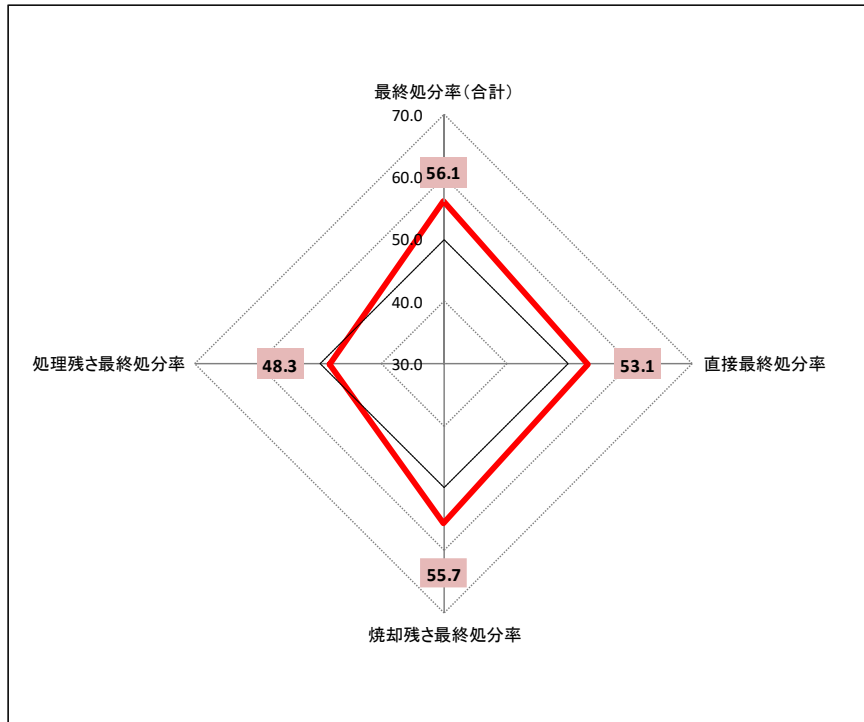
注：全国値は加重平均で算出した。

注：紙類は紙バック、紙製容器包装を除く。容器包装プラスチックは白色トレイを除く。プラスチック類は白色トレイ、容器包装プラスチックを除く。燃料は固形燃料（RDF, RPF）を除く。



### (3) 最終処分

最終処分について全国平均と比較すると表Ⅱ.1-11のとおりであり、最終処分率合計でみると、概ね取組が進んでいる状況である。また、埋立形態別でみると、直接最終処分率はほぼ平均、焼却残さの最終処分率は全国平均より低い。これは再生利用の項で示したように焼却残さの再生利用率が全国平均より高いためである。一方で処理残さの最終処分率をみると全国平均より高く、中間処理過程での資源回収が十分でない可能性がある。



図Ⅱ.1-21 最終処分状況の比較 (偏差値表示)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作図

表Ⅱ.1-11 最終処分状況の比較

標準的な指標		最終処分率			合計 (%)
		直接 最終処分率 (%)	焼却残さ 最終処分率 (%)	処理残さ 最終処分率 (%)	
基本的 比較	全国平均(加重平均)	1.0	6.8	1.1	9.0
	最大	7.9	11.6	3.0	17.2
	最小	0.0	1.1	0.1	3.7
	大分県実績	0.7	5.2	1.4	7.3
	順位	(26位)	(11位)	(29位)	(13位)
偏差値 比較	全国平均(単純平均)	1.1	6.5	1.3	9.0
	標準偏差	1.3	2.3	0.6	2.8
	大分県実績	0.7	5.2	1.4	7.3
	偏差値	53.1	55.7	48.3	56.1

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作表

注：1) 偏差値比較では全国平均は単純平均（各都道府県の平均値を単純に平均した値）を使用

2) 偏差値 =  $100 - ((\text{大分県実績} - \text{単純平均}) / \text{標準偏差} * 10 + 50)$  [数値が小さいほど良好な状態を示す場合の算出式]

表Ⅱ.1-12 各都道府県最終処分状況

都道府県名	最終処分率							
	直接最終処分率		焼却残さ最終処分率		処理残さ最終処分率		合計	
	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
北海道	7.9	47	6.5	21	2.8	46	17.2	47
青森県	3.5	45	6.5	23	1.3	27	11.4	38
岩手県	0.5	18	7.8	33	1.5	30	9.7	28
宮城県	0.7	23	10.0	45	1.0	15	11.7	42
秋田県	1.0	30	6.5	22	1.3	26	8.8	23
山形県	0.6	19	7.4	30	1.8	39	9.7	27
福島県	0.4	15	7.0	27	1.8	40	9.2	24
茨城県	0.0	1	7.1	29	0.8	8	7.9	16
栃木県	0.0	1	6.8	26	1.7	38	8.5	19
群馬県	0.3	11	7.9	34	1.7	36	9.8	29
埼玉県	0.0	4	3.1	6	0.8	7	3.9	3
千葉県	0.1	8	5.8	15	1.0	17	6.9	11
東京都	0.1	7	5.7	13	1.2	24	7.0	12
神奈川県	0.3	14	8.0	38	0.1	1	8.4	18
新潟県	1.2	34	6.2	19	1.2	21	8.6	21
富山県	0.6	22	7.9	36	0.9	12	9.4	25
石川県	2.9	44	6.4	20	2.2	43	11.5	39
福井県	0.3	13	8.5	40	1.1	20	9.9	32
山梨県	0.1	6	5.3	12	1.2	23	6.6	10
長野県	0.8	27	6.2	18	1.0	18	8.1	17
岐阜県	1.2	33	5.7	14	0.8	9	7.7	15
静岡県	0.5	17	4.1	8	0.6	6	5.2	7
愛知県	0.6	20	6.6	24	0.4	3	7.6	14
三重県	1.6	37	1.1	1	1.1	19	3.9	2
滋賀県	0.7	25	8.5	39	1.0	16	10.2	34
京都府	1.6	36	10.1	46	1.6	33	13.3	45
大阪府	0.0	5	11.6	47	0.2	2	11.8	43
兵庫県	1.1	32	9.1	42	1.0	14	11.2	36
奈良県	0.7	24	10.0	44	1.0	13	11.6	41
和歌山県	1.0	29	9.8	43	1.7	35	12.4	44
鳥取県	0.2	9	3.6	7	2.7	45	6.4	9
島根県	2.1	43	4.4	9	2.1	41	8.6	20
岡山県	0.6	21	2.5	4	1.2	22	4.3	4
広島県	3.8	46	7.7	32	2.5	44	14.0	46
山口県	1.7	38	1.8	2	1.6	34	5.1	6
徳島県	0.2	10	7.9	37	3.0	47	11.2	37
香川県	1.4	35	7.1	28	1.5	32	10.0	33
愛媛県	2.0	40	6.2	17	1.4	28	9.6	26
高知県	2.0	39	2.1	3	0.8	10	4.9	5
福岡県	1.1	31	7.6	31	1.2	25	9.9	31
佐賀県	0.0	3	3.1	5	0.6	5	3.7	1
長崎県	2.1	41	6.1	16	0.5	4	8.8	22
熊本県	1.0	28	6.7	25	2.2	42	9.8	30
大分県	0.7	26	5.2	11	1.4	29	7.3	13
宮崎県	0.4	16	8.8	41	1.7	37	11.0	35
鹿児島県	2.1	42	7.9	35	1.5	31	11.5	40
沖縄県	0.3	12	5.0	10	0.9	11	6.1	8
全国	1.0	—	6.8	—	1.1	—	9.0	—

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）をもとに作表

注：1) 最終処分率＝最終処分量÷（ごみ処理量+集団回収量）

2) 全国値は加重平均で算出した。

### 1-3. 第4次計画の達成状況

平成30年度の一般廃棄物の状況を、第4次計画で定めた令和2年度目標と比較すると、最終処分量以外の目標は未達成である。

排出量については、生活系ごみは人口減少等により減少する傾向にあるものの、事業系ごみが経済活動の回復等により増加傾向にある。今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により人の移動が減少するなど、生活様式が変化する等の経済動向にも留意しつつ、引き続き排出抑制等に取り組む必要がある。

再生利用率については、近年その伸び率が低下している。再生利用率が低下傾向にある市町村を中心に再生利用率の向上の取組を進めるよう働きかける必要がある。

最終処分率については、低下傾向にあるが、これまでと同様に排出抑制、再生利用の徹底を図り、さらなる最終処分率の低減を進めていく必要がある。

表Ⅱ.1-13 第4次計画の目標値達成状況

項目	実績		第4次計画目標	評価
	平成25年度 実績 〔第4次計画 基準年度〕	平成30年度 実績 〔第5次計画 基準年度〕	令和2年度 目標	
排出量（千トン/年）	416	401	373	未達成
生活系ごみ（千トン/年）	281	260	253	未達成
事業系ごみ（千トン/年）	128	136	115	未達成
集団回収量（千トン/年）	7	5	6	未達成
1人1日当たりのごみ排出量 （g/人・日）	951	948	901	未達成
再生利用量（千トン/年）	85	75	87	未達成
（再生利用率 %）	（20.3%）	（18.7%）	（23.3%）	未達成
最終処分量（千トン/年）	36	30	30	達成
（最終処分率 %）	（8.6%）	（7.4%）	（8.0%）	達成

注：第4次計画目標のうち、排出量の内訳が不明のため、「令和2年度の総排出量を平成25年度から約10ポイント減」にあわせて比率割りで設定した。

#### 1-4. 一般廃棄物処理の課題

以上のことから、一般廃棄物処理の課題について整理すると以下のとおりである。

なお、第4次計画策定時と比較し、県内人口は減少傾向にあるが、国の経済政策を背景とした景気回復、雇用の拡大、外国人観光客の増加・担い手不足の解消を目的とした外国人雇用の増大、公共投資維持、大規模水害の増加等、社会を取り巻く背景が変化してきている。

##### (1) ごみの減量化

1人1日当たりのごみ排出量は近年ほぼ横ばい状態である。全国平均と比較すると排出量は平均をやや上回っている。都市部、観光地等の地域特性や近年排出量が増加している事業系など各市町村の課題に応じた削減を進める必要がある。

##### (2) 再生利用

平成30年度の再生利用率18.7%は、全国平均(平成30年度19.9%)よりも低く、第4次計画の基準年度である平成25年度実績(20.3%)からみても低下傾向にある。

品目別にみると紙類、容器包装プラスチック、ガラス類の回収が全国平均より低い。そのため、一部自治体で区分されていない資源物の分別を設けることが必要である。例えば、雑がみ等の区分を設けるなど、より細かい分類を検討する必要がある。焼却残さの再生利用については進んでいるが、一層推進する必要がある。

さらに、容器包装プラスチック以外の燃えるごみとして排出されるプラスチック類も、資源として分別回収を推進する必要がある。

##### (3) 最終処分

平成30年度の最終処分率7.4%は、全国平均(平成30年度9.0%)より低く、第4次計画の基準年度である平成25年度(8.6%)からみても低下傾向にある。

これは焼却残さの再資源化が進んでいることが主な要因である。また、最終処分場は計画期間中に埋立終了予定となる施設も存在することから、今後処分場を確保する必要がある。新規建設は難しいことから、3Rの取組を進めることにより施設の延命化を図る必要がある。

##### (4) 施設整備

廃棄物処理施設の更新に当たっては、長寿命化や広域化、PFIの導入等を十分検討したうえで計画的に行う必要がある。さらに、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理を前提として、地域における循環型社会の形成の推進や災害対策等の拠点となるインフラとして、その役割が期待されていることから、これらのニーズにも応えられるよう余熱利用や耐震化などの検討も必要となる。

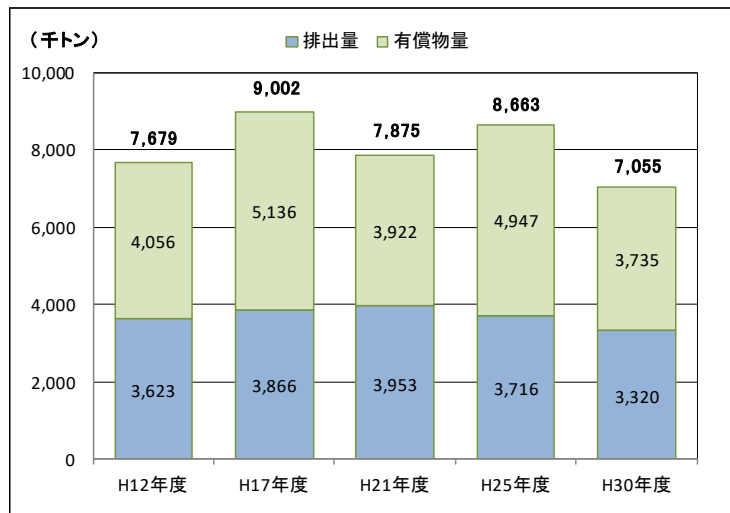
## 2. 産業廃棄物の排出・処理・処分状況と課題

### 2-1. 産業廃棄物の排出・処理・処分状況

#### (1) 発生の状況

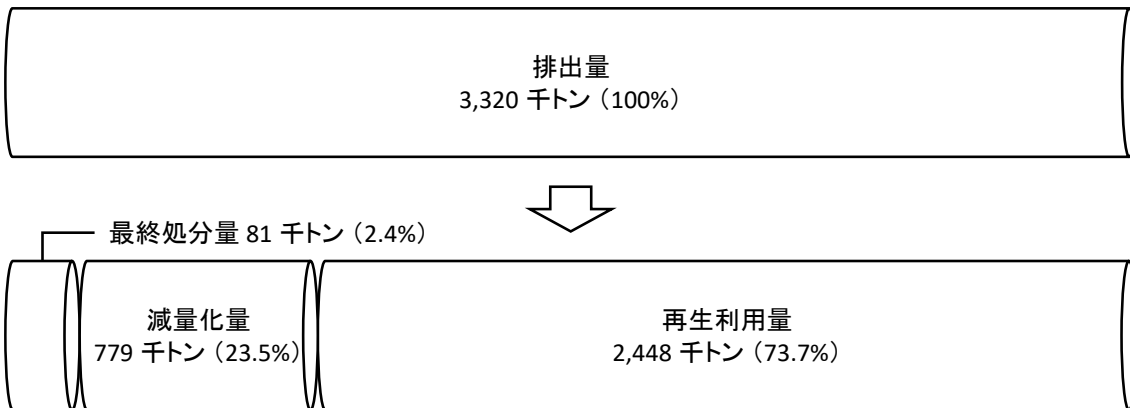
県内の事業所で生じた産業廃棄物等の発生量（有償物量を含む）の推移は、図Ⅱ.2-1に示すように平成17年度をピークとしているが、処理対象となる排出量については、平成21年度をピークにその後は減少している。

平成30年度の排出量3,320千トンの処理内訳を概観すると、再生利用量が2,448千トン（73.7%）、減量化量が779千トン（23.5%）、最終処分量が81千トン（2.4%）となっている。



図Ⅱ.2-1 発生量の推移

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成



図Ⅱ.2-2 排出量及び処理状況の概略図（平成30年度）

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

#### 参考

有償物とは、事業活動に伴って発生した副産物のうち、中間処理することなく、他者に有償で売却したもの。（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む。）

第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査の排出量については、「変換」で整理している。

（変換・無変換の詳細は巻末の用語集 2. 廃棄物の種類を参照）

## (2) 排出の状況

### ①種類別の排出状況

平成 30 年度の排出量は 3,320 千トンで、平成 25 年度 (3,716 千トン) に比べて 396 千トン (10.7%) 減少している。

平成 30 年度の排出量を種類別にみると、動物のふん尿が 877 千トン (26.4%) で最も多く、次いで、がれき類が 869 千トン (26.2%)、汚泥が 854 千トン (25.7%) 等となっており、これら 3 種類で全体の 78.3% を占めている。排出量のうち多くを占める動物のふん尿、がれき類、汚泥が減少傾向にあり、総排出量も減少傾向にある。

表 II. 2-1 種類別の排出量

(単位：千トン)

種 類	排出量	
	H25年度	H30年度
動物のふん尿	1,017 (27.4%)	877 (26.4%)
がれき類	934 (25.1%)	869 (26.2%)
汚泥	1,142 (30.7%)	854 (25.7%)
木くず	102 (2.8%)	136 (4.1%)
その他	520 (14.0%)	584 (17.6%)
合 計	3,716 (100.0%)	3,320 (100.0%)

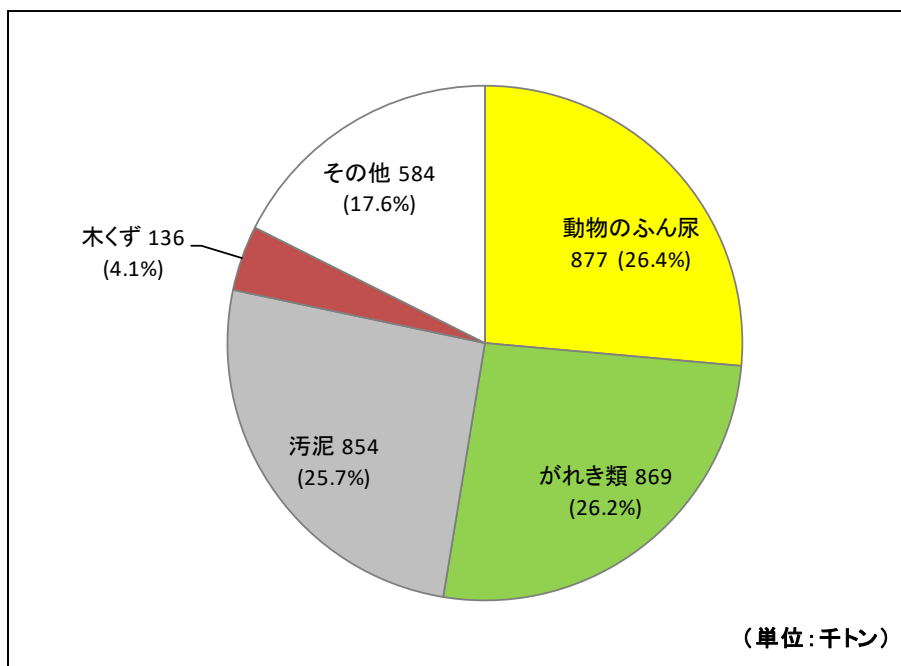


図 II. 2-3 種類別の排出量 (平成 30 年度)

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## ②業種別の排出状況

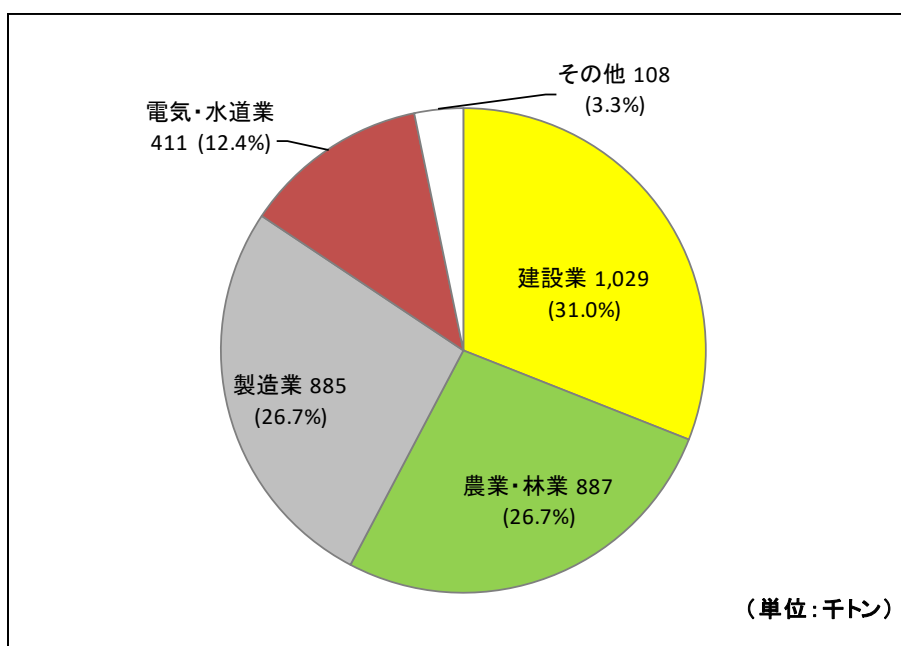
平成 30 年度の排出量を業種別にみると、建設業が 1,029 千トン（31.0%）で最も多く、次いで、農業・林業が 887 千トン（26.7%）、製造業が 885 千トン（26.7%）、電気・水道業が 411 千トン（12.4%）等となっており、これら 4 業種で全体の 96.8%を占めている。

電気・水道業の排出量が減少した理由は、発生量の大部分を占める汚泥が減少、特に電気業において大きく減少したことによる。

表Ⅱ.2-2 業種別の排出量

（単位：千トン）

種 類	排出量	
	H25年度	H30年度
建設業	1,066 (28.7%)	1,029 (31.0%)
農業・林業	1,022 (27.5%)	887 (26.7%)
製造業	812 (21.8%)	885 (26.7%)
電気・水道業	755 (20.3%)	411 (12.4%)
その他	62 (1.7%)	108 (3.3%)
合 計	3,716 (100.0%)	3,320 (100.0%)



図Ⅱ.2-4 業種別の排出量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

### (3) 処理・処分のフロー

平成 30 年度の産業廃棄物の処理・処分フローは、図 II.2-5 に示すとおりである。

排出量 3,320 千トンのうち、脱水や焼却、破砕等中間処理された量は 3,248 千トン (97.8%) となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は 36 千トン (1.1%) となっている。

また、中間処理によって減量化された量は 779 千トン (23.5%) で、再生利用量 (直接資源化量と中間処理後再生利用量の合計) は 2,448 千トン (73.7%)、最終処分量 (直接最終処分量と中間処理後最終処分量の合計) は 81 千トン (2.4%) となっている。

これら処理・処分の状況を種類別、業種別の割合で見ると、それぞれ図 II.2-6、図 II.2-7 に示すとおりである。

最終処分量を減少させるためには、排出量のうち多くを占める中間処理量の処理過程で、減量化量及び中間処理後再生利用量を増加させることが必要となる。そのためには、品目別に再生利用率の目標設定を行うことが望ましい。

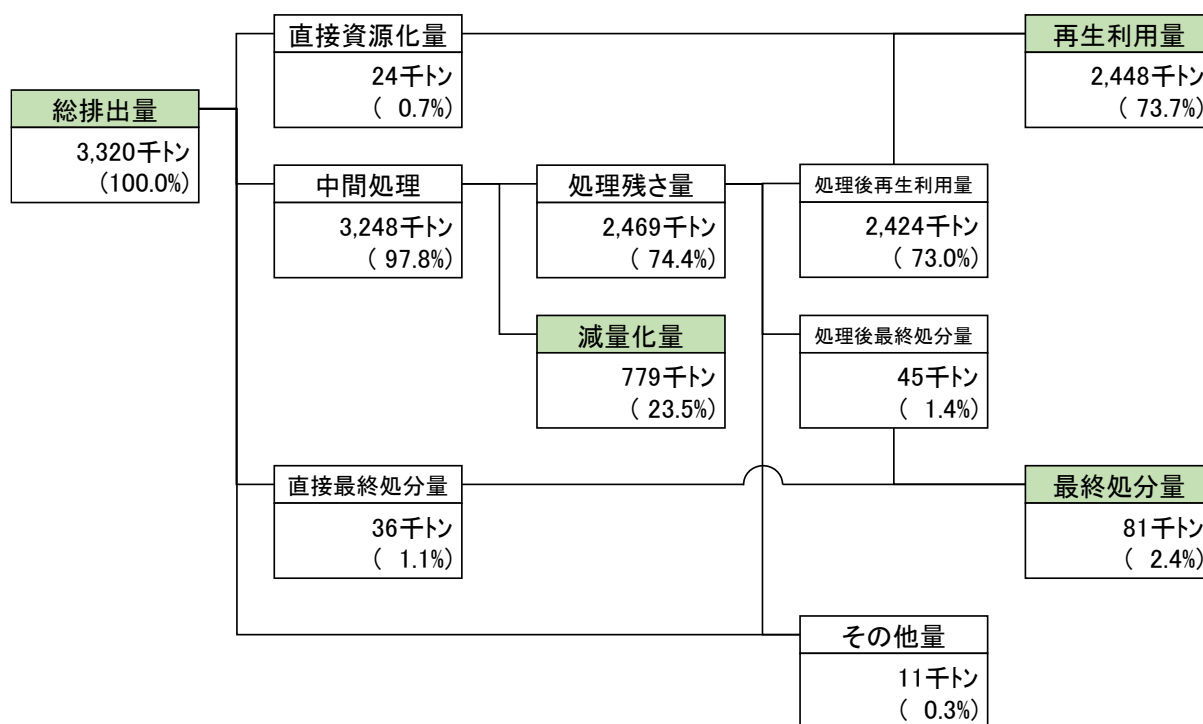
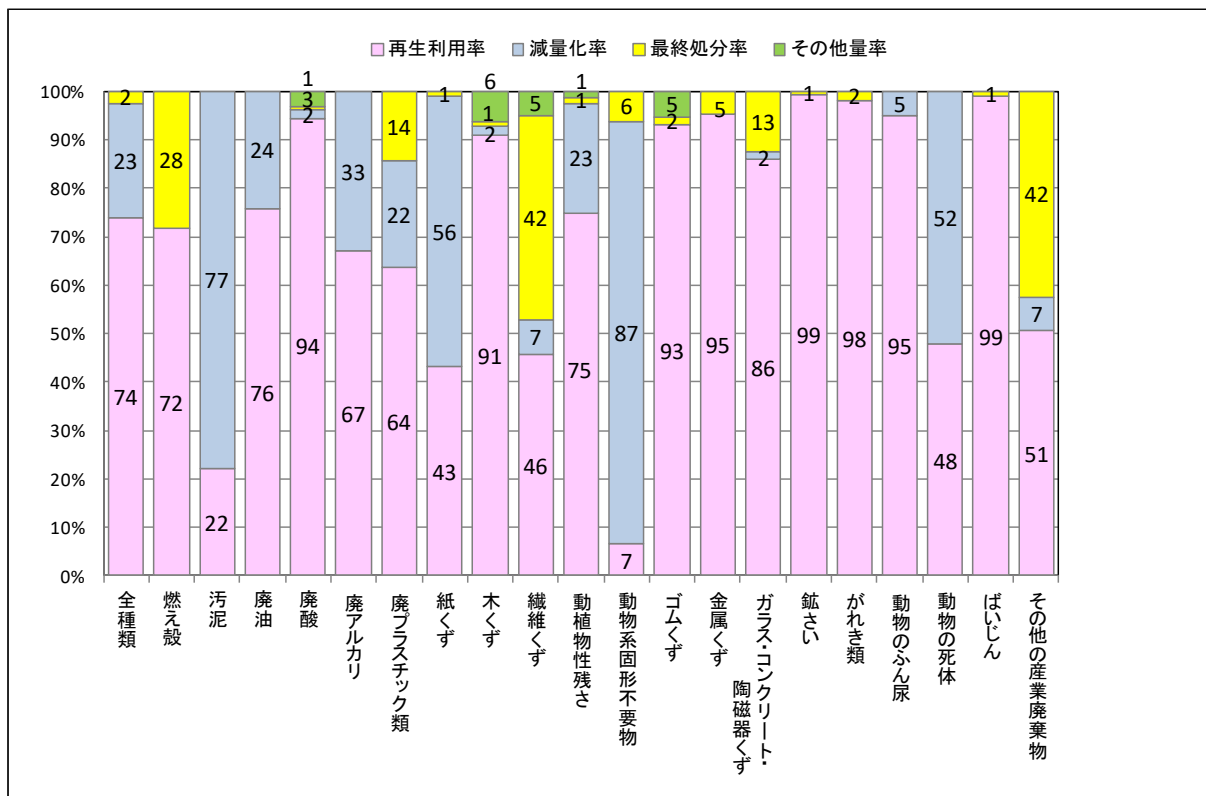


図 II.2-5 産業廃棄物の処理・処分フロー (平成 30 年度)

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査委託業務報告書

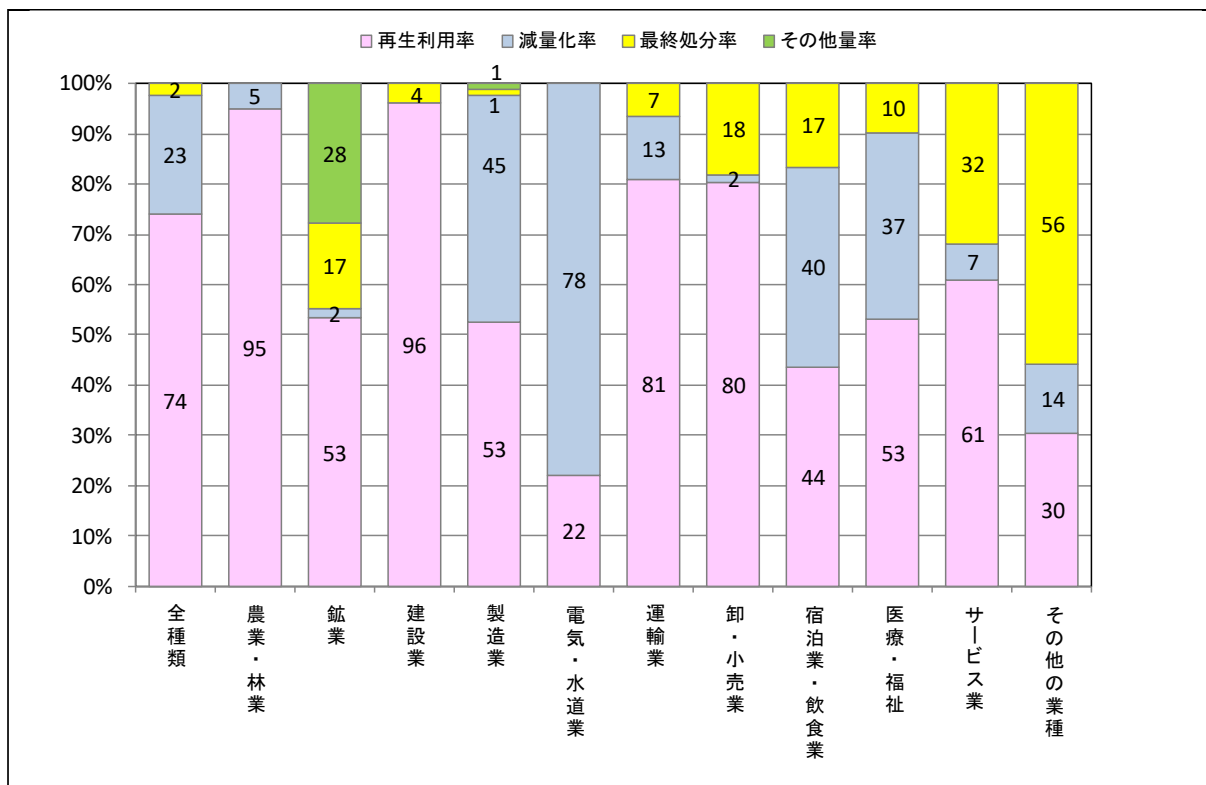




図Ⅱ.2-6 種類別の処理・処分割合（平成30年度）

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。0.5%未満は表示していない。



図Ⅱ.2-7 業種別の処理・処分割合（平成30年度）

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。0.5%未満は表示していない。

(4) 再生利用の状況

①種類別の再生利用量

平成 30 年度の再生利用量は 2,448 千トンで、平成 25 年度 (2,376 千トン) に比べて 72 千トン (3.0%) 増加している。

平成 30 年度の再生利用量を種類別にみると、がれき類が 851 千トン (34.8%) で最も多く、次いで、動物のふん尿が 833 千トン (34.0%)、汚泥が 178 千トン (7.3%) 等となっており、これら 3 種類で全体の 76.1% を占めている。

表 II. 2-3 種類別再生利用量

(単位：千トン)

種 類	再生利用量	
	H25年度	H30年度
がれき類	914 ( 38.5%)	851 ( 34.8%)
動物のふん尿	838 ( 35.3%)	833 ( 34.0%)
汚泥	179 ( 7.5%)	178 ( 7.3%)
木くず	94 ( 4.0%)	123 ( 5.0%)
その他	351 ( 14.8%)	463 ( 18.9%)
合 計	2,376 (100.0%)	2,448 (100.0%)

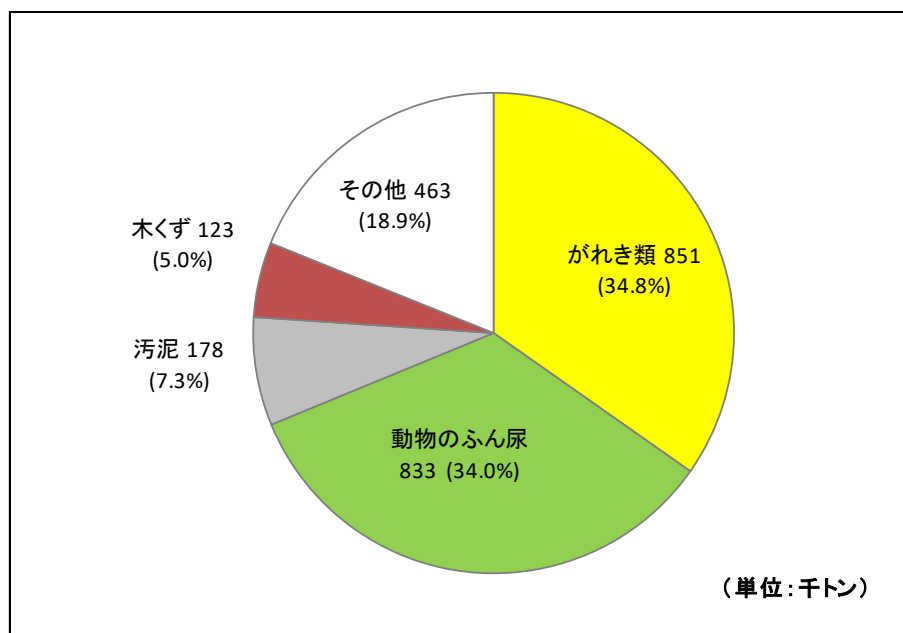


図 II. 2-8 種類別の再生利用量 (平成 30 年度)

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## ②用途別の再生利用量

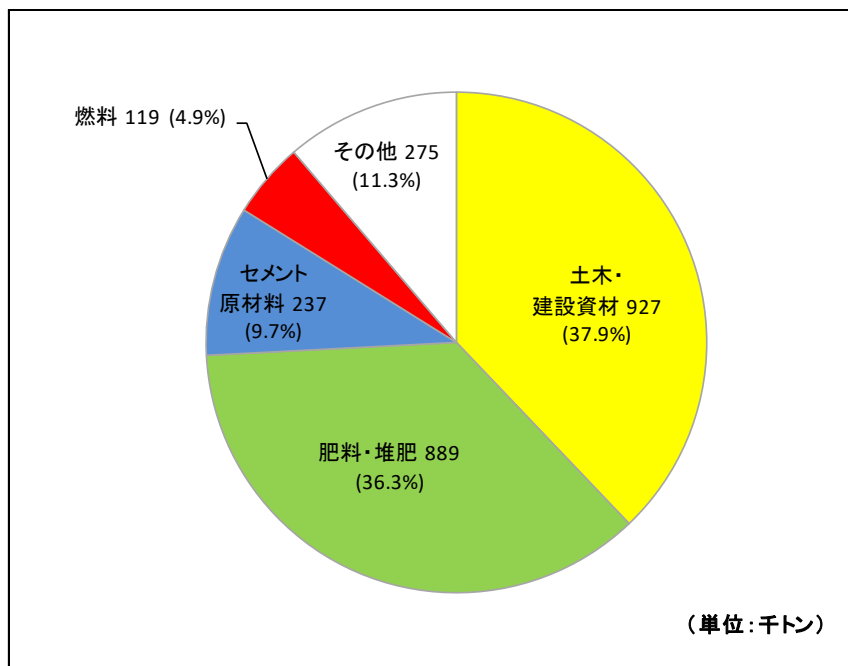
再生利用量を利用用途別にみると、土木・建設資材が 927 千トン（37.9%）で最も多く、次いで肥料・堆肥が 889 千トン（36.3%）、セメント原材料が 237 千トン（9.7%）、燃料が 119 千トン（4.9%）等となっている。なお、土木・建設資材ではがれき類が 91.5%を占めており、肥料・堆肥では動物のふん尿が 93.7%、セメント原材料ではばいじんが 36.7%を占めている。

表Ⅱ.2-4 種類別用途別の再生利用量（平成 30 年度）

(単位：千トン)

種類	合計	土木・建設資材	肥料・堆肥	セメント原材料	燃料	鉄鋼原料	飼料	プラスチック原材料	その他
合計	2,448	927	889	237	119	19	8	13	236
燃え殻	75	3	0	39	21	0		0	12
汚泥	178	9	34	70	5	0	0		59
廃油	12	0	0	4	3	0	0		4
廃酸	11	0	1	2	0	0	1		7
廃アルカリ	20	0		18	0				1
廃プラスチック類	56	1		6	25	0		11	14
紙くず	5	0		0	0	1		0	4
木くず	123	1	9	0	45		0		67
繊維くず	0	0		0	0		0		0
動植物性残さ	22	1	10	1	1		7		2
動物系固形不要物	0		0						
ゴムくず	1				0				0
金属くず	31	0		0	0	16			15
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	11	2		2	0	0			7
鉱さい	15	8		6					1
がれき類	851	848		0	2	0			1
動物のふん尿	833		833						
動物の死体	1		1						0
ばいじん	106	19		87					0
その他産業廃棄物	97	35		3	17	1		2	41

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査委託業務報告書



図Ⅱ.2-9 利用用途別の再生利用量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成  
注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(5) 最終処分の状況

①種類別の最終処分量

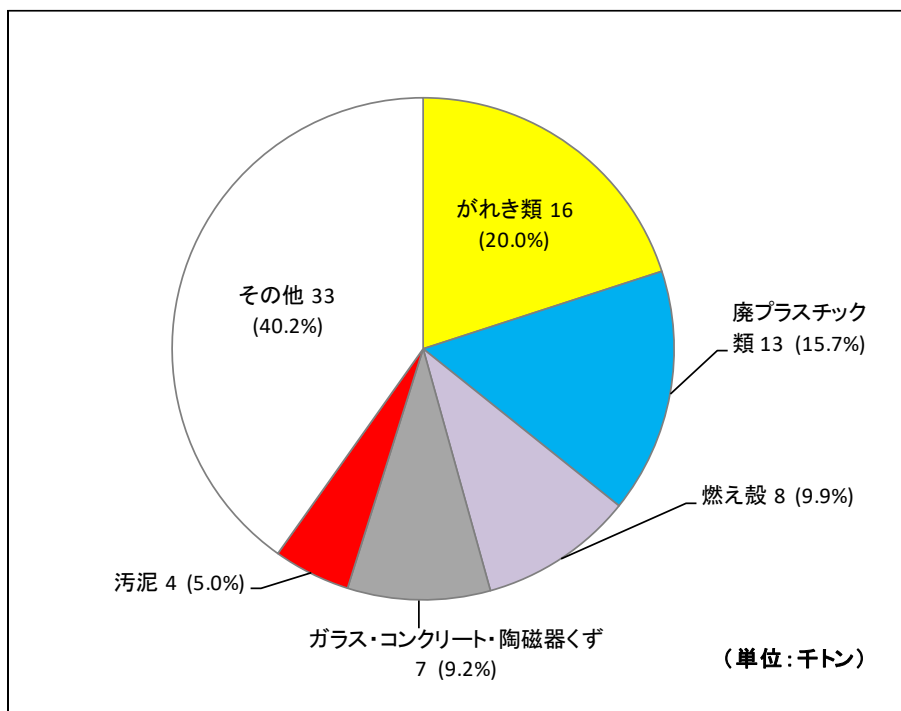
平成30年度の最終処分量は81千トンで、平成25年度(84千トン)に比べて3千トン(3.3%)減少している。

平成30年度の最終処分量を種類別にみると、がれき類が16千トン(20.0%)で最も多く、次いで、廃プラスチック類が13千トン(15.7%)、燃え殻が8千トン(9.9%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが7千トン(9.2%)等となっており、これら4種類で全体の54.9%を占めている。

表Ⅱ.2-5 種類別の最終処分量

(単位：千トン)

種類	最終処分量	
	H25年度	H30年度
がれき類	20 (23.8%)	16 (20.0%)
廃プラスチック類	15 (17.9%)	13 (15.7%)
燃え殻	5 (6.0%)	8 (9.9%)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17 (20.2%)	7 (9.2%)
汚泥	7 (8.3%)	4 (5.0%)
その他	21 (25.0%)	33 (40.2%)
合計	84 (100.0%)	81 (100.0%)



図Ⅱ.2-10 種類別の最終処分量 (平成30年度)

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成  
注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

②処分主体別の最終処分量

処分主体別で見ると、排出事業者による最終処分量は8千トン(9.6%)、処理業者等による最終処分量は73千トン(90.4%)となっている。最終処分量はほぼ処理業者等が占めていることから、適正処理を保ちつつ、処理業者による減量化・再資源化の取組を進める必要がある。

表Ⅱ.2-6 処分主体別・種類別の最終処分量(平成30年度)

(単位:千トン)

種 類	合計	排出事業者	処理業者等
燃え殻	8		8
汚泥	4		4
廃油	0		0
廃酸	0		0
廃アルカリ	0		0
廃プラスチック類	13	0	13
紙くず	0		0
木くず	1		1
繊維くず	0		0
動植物性残さ	0		0
動物系固形不要物	0		0
ゴムくず	0		0
金属くず	1		1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	7	1	6
鉱さい	0		0
がれき類	16	1	16
動物のふん尿	0		0
動物の死体			
ばいじん	1		1
その他産業廃棄物	28	6	22
合 計	81	8	73

出典:第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注:処理業者等は、自治体を含む。空欄はゼロ、値の0は500トン未満を示す。

## (6) 広域移動の状況

### ① 県外への搬出状況

平成 30 年度における県内の産業廃棄物の排出量は 3,320 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された量（県外排出量）は 273 千トン（排出量の 8.2%）となっている。

県外排出量を処理目的別にみると、中間処理目的が 272 千トン（99.6%）で大部分を占めており、最終処分目的は 1 千トン（0.4%）となっている。

平成 30 年度の県外への搬出量を圏域別にみると、中間処理目的、最終処分目的ともに九州が最も多く、搬出量全体(273 千トン)では、九州が 207 千トン(75.8%)、中国が 52 千トン(19.2%)、四国 10 千トン (3.7%) 等となっている。

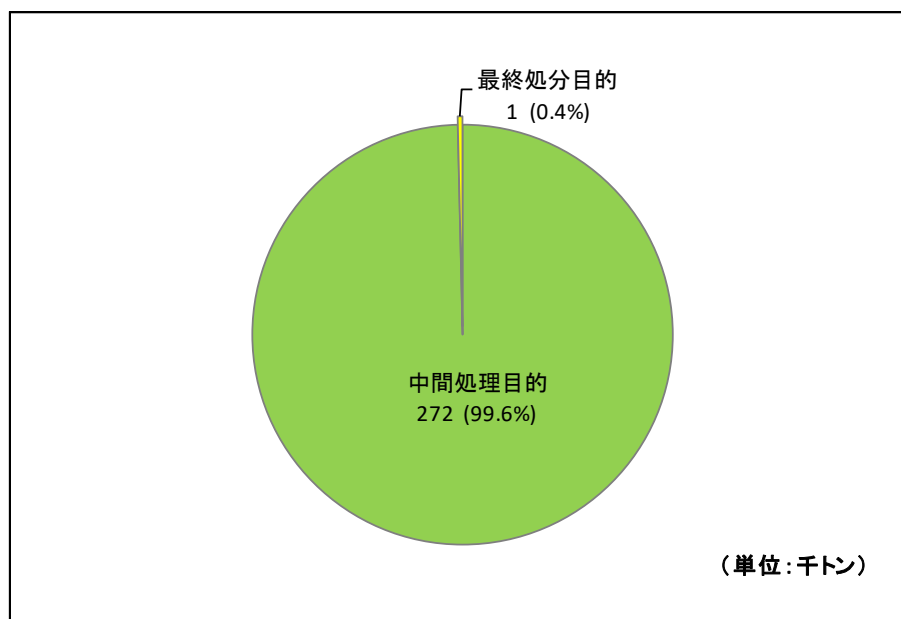
また、平成 25 年度と比較すると、全体では 124 千トンの増加となっているが、その内訳は、中間処理目的が 125 千トン（85.0%）の増加で、最終処分目的では 0.6 千トン（70.3%）の減少となっている。

表Ⅱ.2-7 処理目的別の県外搬出状況

(単位：千トン)

区分	H25年度	H30年度	増減量 (H30-H25)
中間処理目的	147	272	125 (85.0%)
最終処分目的	2	1	-1 (-70.3%)
合計	149	273	124 (83.2%)

注：搬出量は整数、比率は小数点以下1桁で表記している。



図Ⅱ.2-11 処理目的別の県外搬出量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## ②県内への搬入状況

平成 30 年度に県内に搬入され、処理された量（県内搬入量）は 1,079 千トンとなっており、前述の県外への搬出量（273 千トン）に比べて大幅な搬入超過となっている。

県内搬入量を処理目的別にみると、中間処理目的が 842 千トン（78.0%）、最終処分目的が 237 千トン（22.0%）となっている。なお、中間処理目的で搬入された産業廃棄物の大部分は再生利用されている。

また、平成 25 年度と比較すると、全体では 358 千トンの減少となっているが、その内訳は、中間処理目的が 437 千トン（34.2%）の減少で、最終処分目的では 79 千トン（50.0%）増加している。

表 II. 2-8 処理目的別の県内搬入状況

（単位：千トン）

区分	H25年度	H30年度	増減量 (H30-H25)
中間処理目的	1,279	842	-437 (-34.2%)
最終処分目的	158	237	79 (50.0%)
合計	1,437	1,079	-358 (-24.9%)

注：搬入量は整数、比率は小数点以下 1 桁で表記している。

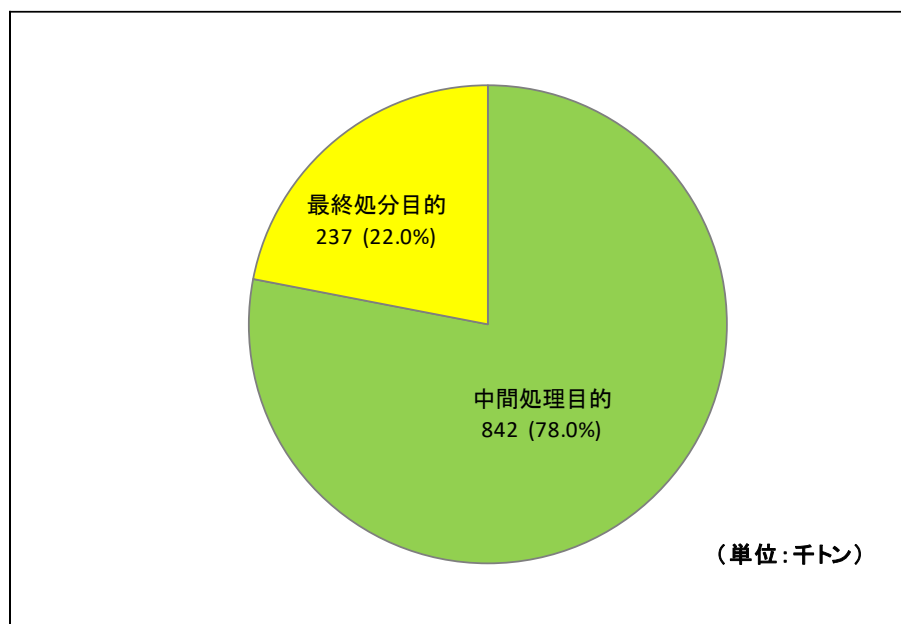


図 II. 2-12 処理目的別の県内搬入量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

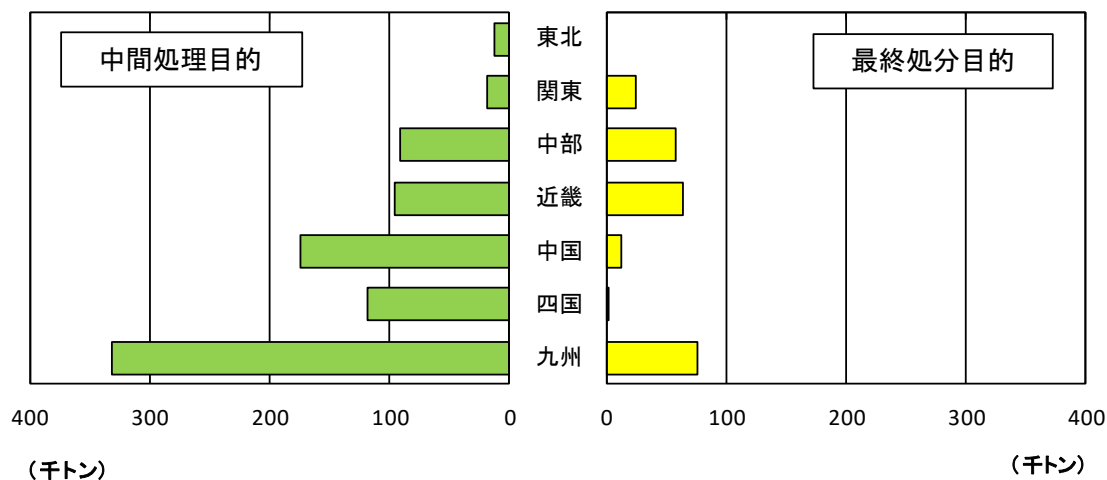
平成 30 年度の県内への搬入量を圏域別にみると、中間処理目的、最終処分目的ともに九州が最も多く、搬入量全体（1,079 千トン）では、九州が 407 千トン（37.7%）、中国が 187 千トン（17.3%）、近畿 160 千トン（14.8%）、中部 150 千トン（13.9%）、四国 119 千トン（11.0%）等となっている。

表Ⅱ.2-9 圏域別・処理目的別の県内搬入量（平成 30 年度）

（単位：千トン）

圏域	中間処理目的	最終処分目的	合計
東北	13（1.6%）	0（0.0%）	13（1.2%）
関東	19（2.2%）	25（10.6%）	44（4.1%）
中部	91（10.9%）	58（24.6%）	150（13.9%）
近畿	95（11.3%）	65（27.3%）	160（14.8%）
中国	174（20.7%）	13（5.3%）	187（17.3%）
四国	119（14.1%）	0（0.1%）	119（11.0%）
九州	331（39.3%）	76（32.1%）	407（37.7%）
合計	842（100.0%）	237（100.0%）	1,079（100.0%）

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



図Ⅱ.2-13 圏域別・処理目的別の県内搬入量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査をもとに作成



(7) 産業廃棄物処理施設の設置状況

大分市を含む県内の産業廃棄物処理施設の設置状況（平成31年4月1日現在）は、表Ⅱ.2-10～2-11に示すとおりである。中間処理施設が304施設、最終処分場が38施設（安定型32施設、管理型6施設）となっている。

表Ⅱ.2-10 中間処理施設の設置状況（平成31年4月1日現在）

施設の区分			大分市		県(大分市を除く)		合計	
			施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
中間 処理 施設	汚泥	脱水施設 (m <sup>3</sup> /日)	21	9,442	13	2,075	34	11,517
		乾燥施設 (m <sup>3</sup> /日)	1	50	4	335	5	385
		焼却施設 (m <sup>3</sup> /日)	5	307	3	15,120	8	15,427
	廃油	油分分離施設 (m <sup>3</sup> /日)	2	28,120	0	0	2	28,120
		焼却施設 (m <sup>3</sup> /日)	8	203	3	15,120	11	15,323
	廃酸・廃アルカリの中和施設 (m <sup>3</sup> /日)	3	41,600	2	740	5	42,340	
	廃プラスチック類	破碎施設 (トン/日)	15	1,472	13	1,275	28	2,747
		焼却施設 (トン/日)	7	381	3	15,120	10	15,501
	木くずまたはがれき類の破碎施設 (トン/日)	59	27,190	126	55,030	185	82,220	
	汚泥のコンクリート固化施設 (m <sup>3</sup> /日)	1	20	0	0	1	20	
上記以外の焼却施設 (トン/日)	8	357	7	15,134	15	15,491		
合計			130	109,142	174	119,949	304	229,091

出典：大分県循環社会推進課 調査

注：施設数及び処理能力は事業者設置施設を含む。

表Ⅱ.2-11 最終処分場の設置状況（平成31年4月1日現在）

施設の区分		大分市		県(大分市を除く)		合計	
		施設数	残余容量 (m <sup>3</sup> )	施設数	残余容量 (m <sup>3</sup> )	施設数	残余容量 (m <sup>3</sup> )
安定型	事業者	3	0	6	13,101	9	13,101
	処理業者	11	971,250	12	1,313,679	23	2,284,929
管理型	事業者	1	0	0	0	1	0
	処理業者	3	496,426	2	229,649	5	726,075
合計		18	1,467,676	20	1,556,429	38	3,024,105

出典：大分県循環社会推進課 調査

注：残余容量には、平成31年4月1日現在で、許可を受けている未供用の容量を含む。

## (8) 監視指導等の状況

### ①不法投棄の状況

産業廃棄物の不法投棄については、近年、比較的規模の大きい事案（投棄量 10 トン以上）のものが年間 5 件以下であるものの、平成 27 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度に発生しており、完全にはなくなっていない。

表Ⅱ. 2-12 産業廃棄物の不法投棄の状況

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
投棄件数	61(28)	72(17)	76(20)	41( 5)	67(13)
うち投棄量10トン以上	0( 0)	4( 0)	0( 0)	3( 0)	5( 0)

出典：大分県循環社会推進課、大分市産業廃棄物対策課 調査

注：（ ）内は大分市所管分で内数

### ②監視の状況

各保健所等に環境衛生指導員や産業廃棄物監視員を配置し、産業廃棄物処理施設等の監視、指導を行っている。平成 30 年度は、産業廃棄物監視員が一時的に減少したため、件数が減少している。

表Ⅱ. 2-13 産業廃棄物処理施設等の監視、指導の状況

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
立入件数	10,244	10,360	10,241	10,307	8,760

出典：大分県循環社会推進課 調査

### ③県外産業廃棄物の事前協議制度

本県では、適正化条例において「県内発生産業廃棄物の県内処理」の原則を定めている。県外発生の産業廃棄物を県内で処理する場合は、適正処理を確保し、生活環境の保全を図ることを目的に、県外の排出事業者と事前に協議を行い、搬入量等に応じた環境保全協力金の納付を求める制度を設けている。

事前協議においては、搬入廃棄物の種類・数量、性状、発生工程、搬入方法・経路等の報告を求めている。

協議件数、搬入量、最終処分量とも増加傾向にある。平成 30 年度の搬入量は、県内で排出される産業廃棄物の約 1/3 の量であり、最終処分量は、県内で処理される最終処分量の約 75%が県外分である。

表Ⅱ. 2-14 事前協議に係る搬入状況

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
協議件数	883	827	832	1,016	1,148
搬入量（千トン）	1,015	1,007	1,052	1,119	1,195
うち最終処分量（千トン）	132	106	96	179	246

出典：大分県循環社会推進課 調査

## 2-2. 第4次計画の達成状況

第4次計画の数値目標（令和2年度目標）について、平成30年度実績を用いて達成状況を評価すると、排出量、再生利用率は達成見込みであるが、最終処分率は未達成の見込みである。

排出量については、近年排出量全体では減少する傾向にあるものの、製造業のように増加する業種もみられることから、今後の経済動向にも留意しつつ、引き続き排出抑制等の取組を維持する必要がある。

再生利用率については、特にセメント原材料等の再生利用量が増加しており再生利用率が増加傾向にある。その他の再生利用量の多い土木・建設資材、肥料・堆肥は横ばいであり、再生利用率の向上に努める必要がある。

最終処分率については、近年横ばい状態であることから、引き続き排出抑制、再生利用の徹底を図り、最終処分量の削減を進めていく必要がある。

表Ⅱ.2-15 用途別の再生利用量

(単位：千トン)

年度	合計	土木・建設 資材	肥料・堆肥	セメント 原材料	燃料	鉄鋼原料	飼料	プラスチッ ク原材料	その他
H25年度	2,376	945	879	112	105	62	27	7	238
H30年度	2,448	927	889	237	119	19	8	13	236

出典：第4次大分県廃棄物処理計画等実態調査委託業務報告書（平成25年度）

第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査委託業務報告書（平成30年度）

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

表Ⅱ.2-16 産業廃棄物に関する第4次計画目標の評価

項目	H25年度実績	H30年度実績	R2年度目標	評価
排出量（千トン）	3,716	3,320	3,640	達成
再生利用率（%）	64.0	73.7	64.3	達成
最終処分率（%）	2.3	2.4	2.0	未達成

## 2-3. 産業廃棄物処理の課題

以上のことから、産業廃棄物処理の課題について整理すると以下のとおりである。

### (1) 排出量

法令の改正に伴って、措置命令の対象拡大や罰則の強化等が行われていることから、引き続き排出事業者に対する講習会、研修会等を通じて、排出者責任の周知徹底やマニフェスト制度の適正運用等の指導を強化し、委託後の処理状況の確認徹底を行う必要がある。

排出抑制や再使用、リサイクルの高度化(使用済製品等を原料に用いた同一種類の製品製造等)や焼却時の熱回収・利用の促進等について、県内事業者の意識が十分に醸成されていないことから、引き続きこれらの啓発を進め、排出事業者の3R及び熱回収等の意識付けを図る。

### (2) 再生利用

動物のふん尿等は堆肥化による再生利用がほとんどであるが、その需要量を超えて過剰に発生している地域においては、広域的な利用(ニーズに即した堆肥づくりや広域流通等)を図りつつ、バイオマスエネルギーとしての地域資源の利活用を促進する必要がある。

また、建設工事や製材所等から排出される木くずについては、単純な焼却処分や未利用のまま放置するのではなく、地域の資源・木質系バイオマスとして捉え直し、事業者、市町村等が相互に連携・協働して地域の特性を活かした地域内利用を積極的に進めていく必要がある。

### (3) 最終処分

県外で発生した産業廃棄物の搬入状況は、特に埋立最終処分を目的としたものが大幅に増加(平成25年度の約1.5倍)している。県では県内処理の原則のもと、今後とも県内で排出された産業廃棄物の最終処分先を安定的に確保する必要があり、県外で排出された産業廃棄物に対しては、引き続き事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、県内における産業廃棄物の適正な処理体制を堅持する必要がある。

### (4) 監視・指導

産業廃棄物監視員等による監視パトロール、不法処理防止連絡協議会や警察本部との連携等により監視指導體制の強化を図っているものの、小規模なものも含めて不法投棄の根絶には至っていない。監視指導體制の強化・充実を図り、早期発見と迅速な対応に努めるとともに、不法投棄をさせない地域社会づくりを目指した県民運動等を継続的に展開していくことが必要である。

産業廃棄物の不適正処理、特に行政代執行事案等の発生防止を図るため、処理施設に対して、処理基準や維持管理基準等に基づいた適正な中間処理、最終処分(再生を含む)が行われるよう計画的にパトロールを行う等、監視・指導を続ける必要がある。なお、住民等からの苦情が多い施設や改善事項が多岐にわたる事業場等に対しては、立入検査や報告徴収を効果的に行い、違反行為があった場合には厳正に対処する。

#### (5) 適正処理

産業廃棄物処理施設の設置に際しては、適正化条例に基づく説明会の実施等により周辺地域の住民との相互理解を深め、信頼関係を構築した上で円滑に施設を設置し、事業の安定を図る必要がある。

また、近年、産業廃棄物の処理過程において、排出事業者から処理業者へ十分な廃棄物情報が提供されないことに起因する環境汚染や火災等の事故が発生している。事業者は、自ら排出した産業廃棄物を安全かつ適正に処理するため、委託契約の際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と併せて廃棄物の組成、成分等排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとして環境省が作成した廃棄物データシート（WDS）を活用する等、処理業者と積極的に廃棄物情報の共有を図り、処理過程の事故防止と適正処理の確保に努める必要がある。

### Ⅲ. 廃棄物の排出量及び処理量の見込みと減量化目標

#### 1. 一般廃棄物（ごみ）の排出量等の見込みと減量化目標

##### (1) 排出量及び処分量の将来予測

将来においても現状の施策がそのまま継続することを想定し、過去の処理実績及び人口推計等を基に排出量の将来予測を行った。

その結果、ごみ排出量は、平成 30 年度に 401 千トンの実績に対し、令和 2 年度に 393 千トン、令和 7 年度に 378 千トンに減少すると予測された。また、1 人 1 日当たりの排出量は、平成 30 年度に 948g/人・日の実績に対し、令和 2 年度には 953g/人・日、令和 7 年度には 951g/人・日に変動すると予測された。

再生利用量は、平成 30 年度に 75 千トンの実績に対し、令和 2 年度に 74 千トン、令和 7 年度に 71 千トンに減少すると予測された。再生利用率は、平成 30 年度に 18.7%の実績に対し、令和 2 年度、令和 7 年度ともに 18.7%と変動しないことが予測された。

最終処分量は、平成 30 年度に 30 千トンの実績に対し、令和 2 年度に 29 千トン、令和 7 年度に 27 千トンに減少すると予測され、最終処分率は、平成 30 年度に 7.4%の実績に対し、令和 2 年度に 7.3%、令和 7 年度に 7.2%に減少すると予測された。

表Ⅲ. 1-1 一般廃棄物の排出量・処理・処分の予測

項目			実績	将来予測（現状推移）	
			H30年度 (基準年度)	R2年度	R7年度
人口		人	1,159,808	1,130,772	1,089,085
ごみ総 排出量	生活系	千トン	260	256	235
		g/人・日	627	620	590
	事業系	千トン	136	137	143
		g/人・日	320	333	361
	合計	千トン	401	393	378
		g/人・日	948	953	951
処理・ 処分	再生利用量	千トン	75	74	71
	最終処分量	千トン	30	29	27
再生利用率 (%)			18.7	18.7	18.7
最終処分率 (%)			7.4	7.3	7.2

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

##### (2) 減量化及び処理・処分目標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会形成のための数値目標として、令和 7 年度に一般廃棄物の排出量を約 3,800 万トン、1 人 1 日当たりのごみ排出量を約 850 g/人・日にする目標を定めている。

ごみ排出量について、国の目標値に対する平成 30 年度実績比では、11%減となることから大分県においても、人口減少や各市町村の一般廃棄物処理基本計画の削減目標や新たな施策の実施等を考慮し、平成 30 年度実績からの削減目標を 11%と設定し、年間排出量を 357 千トン以下と

する。また、大分県の年間ごみ排出目標量に対する 1 人 1 日当たりのごみ排出量として、898g/人・日を目標とする。

目標達成に向けた具体的施策として、生活系の可燃ごみの約 40%を占める生ごみ量について、食べきりや水切りによる排出者のごみ削減や減量化に対する意識向上を図る。

再生利用率については、焼却灰の再資源化や分別回収の推進等により、現状から約 6 ポイント増加し、25.0%と設定する。

以上より、一般廃棄物（ごみ）の減量化及び処理・処分目標は、これまでの各種施策による取組や国の循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、以下のように設定した。

- ◆ 令和 7 年度のごみ排出量を、平成 30 年度より約 11%減の 357 千トン以下
- ◆ 令和 7 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、898g/人・日以下
- ◆ 令和 7 年度の再生利用率を、平成 30 年度から約 6 ポイント増の 25.0%以上

表Ⅲ.1-2 一般廃棄物の処理・処分等の目標値

項目		実績		将来予測 (現状推移)	排出抑制目標	
		H25年度	H30年度 (基準年度)	R7年度	R7年度	
ごみ排出量	千トン	416	401	378	357	
	g/人・日	951	948	951	898	
処理・ 処分	再生利用量	千トン	85	75	71	89
		g/人・日	193	177	178	225
	最終処分量	千トン	36	30	27	18
		g/人・日	82	70	68	45
再生利用率 (%)		20.3	18.7	18.7	25.0	
最終処分率 (%)		8.6	7.4	7.2	5.0	

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## 参 考

第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成 12 年度を基準に令和 7 年度の目標を以下のとおり定めている。

- ・排 出 量： 1 人 1 日当たりのごみ排出量 約 850 (g/人・日)  
事業系ごみ排出量 約 1,100 (万 t)
- ・循 環 利 用 率： 一般廃棄物の出口側の循環利用率 約 28 %
- ・最 終 処 分 場 残 余 年 数： 残余容量 20 年分を維持(令和 4 年度)

## 2. 産業廃棄物の排出量等の見込みと減量化目標

### (1) 排出量及び処分量の将来予測

産業廃棄物の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（平成30年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標：従業者数、元請完成工事高、製造品出荷額等）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないと仮定して予測を行っている。

なお、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとしてトレンド法を用いた。

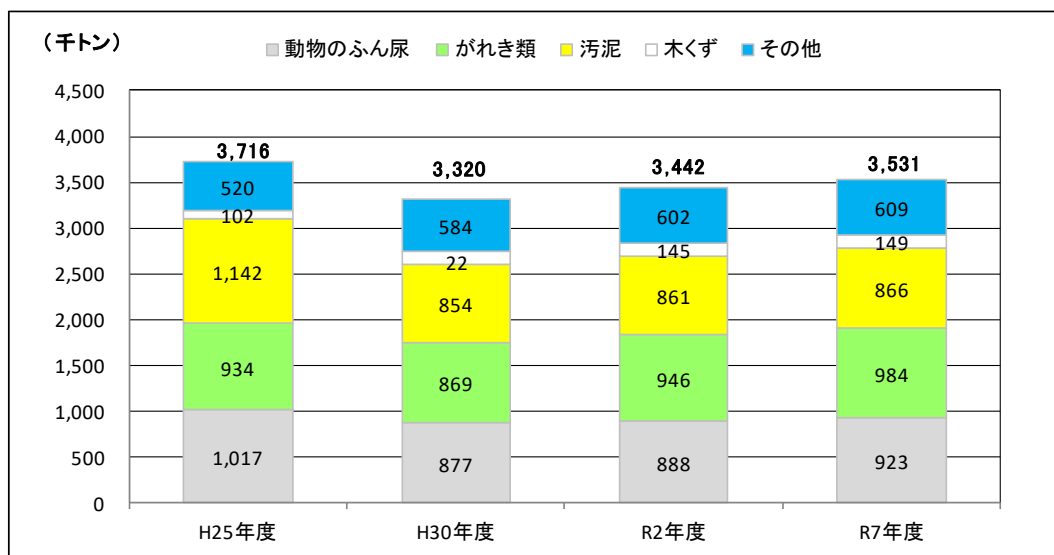
業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位（平成30年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

将来予測の結果、産業廃棄物の排出量は、令和2年度は3,442千トン（平成30年度から3.7%増加）、令和7年度は3,531千トン（同6.4%増）と予測され、将来的には増加傾向で推移すると予測される。

排出量を種類別にみると、下水道整備率の向上に伴い汚泥の排出量の増加が予測されるほか、高度成長期以降に整備された社会資本が順次ライフサイクルを迎えるため、建設工事の増加が想定され、がれき類の増加が予測される。

業種別にみると、電気・水道業を除く、建設業、農業・林業、製造業は増加傾向で推移すると予測される。

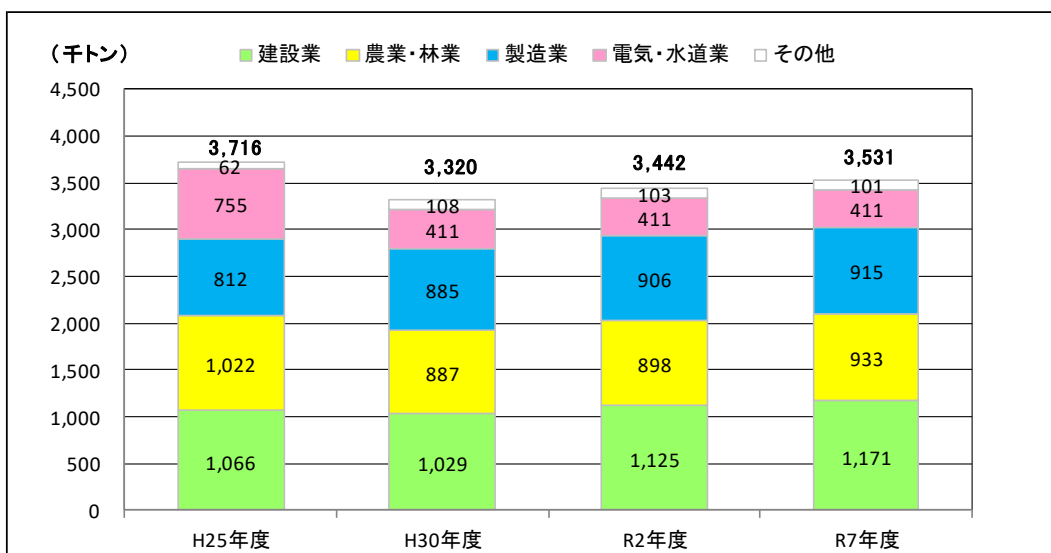


図Ⅲ.2-1 排出量の将来予測[種類別]

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



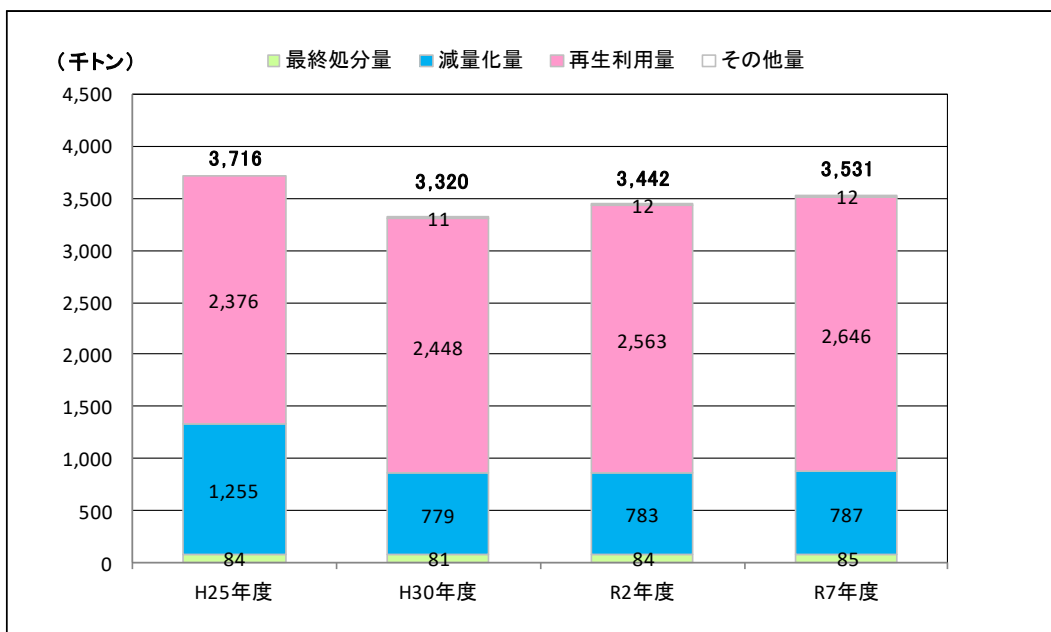


図Ⅲ. 2-2 排出量の将来予測[業種別]

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

処理・処分量は、再生利用率が高いがれき類（建設業）や動物のふん尿（農業）等の増加に伴って再生利用量は増加し、減量化量と最終処分量は横ばいで推移するものと予測される。



図Ⅲ. 2-3 処理・処分の将来予測

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## (2) 減量化及び処理・処分目標

令和7年度の産業廃棄物の排出量は、現況より6.4%増加すると予測される。このため、排出抑制のための施策を推進し、3.0%の増加にとどめることを目指す。

再生利用率、最終処分率はこれまでよりさらに減量化、再資源化を促進し、再生利用率の増加、最終処分量の抑制を目指すこととする。

以上より、産業廃棄物の減量化目標は、各種施策による取組、将来予測及び第4次計画の達成状況等を踏まえ、以下のように設定した。

- ◆ 令和7年度の排出量を、平成30年度から約3%増の3,420千トン以下
- ◆ 令和7年度の再生利用率を、平成30年度から1.3ポイント増の75.0%以上
- ◆ 令和7年度の最終処分率を、平成30年度から0.4ポイント減の2.0%以下

表Ⅲ.2-1 産業廃棄物の排出量等の目標値

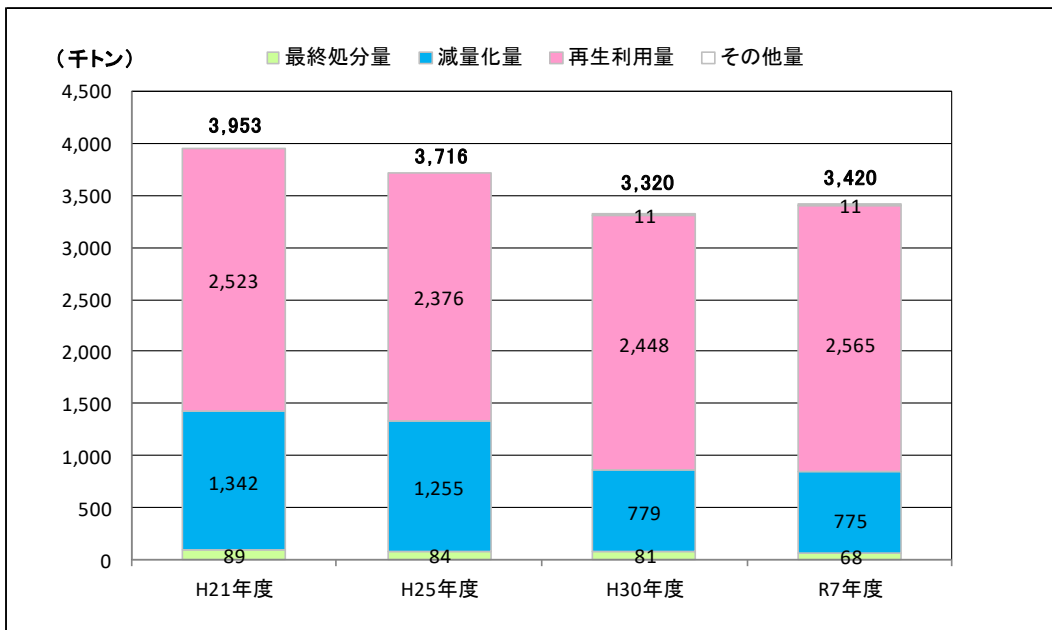
項目	実績		将来予測 (現状推移)	排出抑制目標
	H25年度	H30年度 (基準年度)	R7年度	R7年度
排出量(千トン)	3,716	3,320	3,531	3,420
再生利用率(%)	64.0	73.7	74.9	75.0
最終処分率(%)	2.3	2.4	2.4	2.0

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

### 参 考

国の基本方針では、平成24年度を基準に令和2年度の目標を以下のとおり定めている。

- ・排出量：増加を約3%に抑制(平成24年度比)
- ・再生利用率：約55%(平成24年度)から約56%に増加させる
- ・最終処分量：約1%削減(平成24年度比)



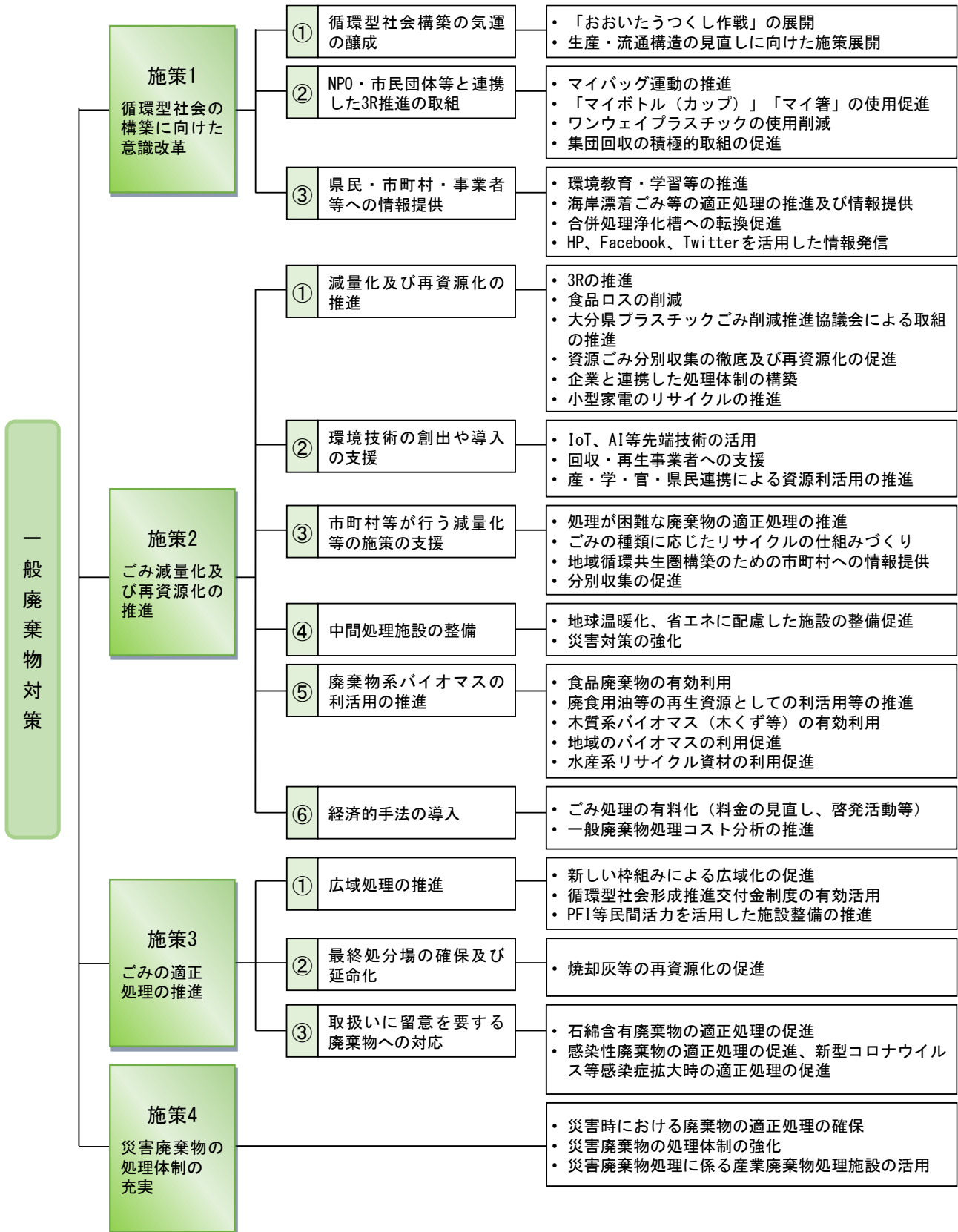
図Ⅲ. 2-4 産業廃棄物の実績と目標値

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

## IV. 廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策

### 1. 一般廃棄物（ごみ）の減量及び適正処理に向けた主な施策



## 施策-1 循環型社会の構築に向けた意識改革

### ①循環型社会構築の気運の醸成

#### ○ 「おおいたうつくし作戦」の展開

本県の恵み豊かな自然環境を守り、将来の世代に継承する県民運動である「おおいたうつくし作戦」を展開し、県民の環境意識の更なる醸成と持続可能な活動の基盤づくりを目指す。

#### ○ 生産・流通構造の見直しに向けた施策展開

物品の購入や借り受け（リース等）、またはサービスの提供の選択にあたっては、環境保全の観点を十分考慮し、資源採取から廃棄にいたる物品のライフサイクル全体で環境負荷の低減に配慮した製品の選択及び環境負荷の低減に努める事業者からの優先的な購入を促進する。

また、事業者のエコマーク等環境ラベルの取得を促進し、販売活動において適切な表示や説明に努めるよう啓発する。

### ②NPO、市民団体等と連携した 3R 推進の取組

#### ○ マイバッグ運動の推進

本県では、身近な生活の中でできるごみ減量化のための具体的な行動として、平成 21 年 6 月から食品スーパーを中心に「レジ袋無料配布中止」に取り組んできた。令和 2 年 7 月からは、容器包装リサイクル法の改正により全国でプラスチック製買物袋の有料化が実施されたことから、今後、衛生面を配慮しつつ、環境を重視したライフスタイル実践のきっかけとなるマイバッグ運動を更に推進する。

#### ○ 「マイボトル（カップ）」「マイ箸」の使用促進

割り箸や紙コップ等の使い捨てごみの排出を抑制するため、飲食店やイベントにおける「マイボトル（カップ）」「マイ箸」の使用を県民に呼びかける。

#### ○ ワンウェイプラスチックの使用削減

紙製ストローなどのプラスチック代替品の利用などによる使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用削減に向けた普及啓発を県民、飲食店等の事業者に対して実施する。

#### ○ 集団回収の積極的取組の促進

自治会、町内会、PTA 等による自主的な集団回収への取組を促進する。

### ③県民・市町村・事業者等への情報提供

#### ○ 環境教育・学習等の推進

環境教育・学習等の充実を図り、廃棄物の適正処理や 3R の推進等の啓発を図るとともに、最新の法制度等の周知に努める。

#### ○ 海岸漂着ごみ等の適正処理の推進及び情報提供

「第 3 次大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、海岸漂着ごみ及び漂流ごみ対策を強化していく。特に近年問題となっているマイクロプラスチックの流出抑制対策など、具体的な施策の検討を行う。

リーフレット、パネル等を活用し、海洋ごみの減量化への啓発活動を進める。

○ 合併処理浄化槽への転換促進

生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽への転換のための補助制度の活用などにより施設整備を進めるとともに、生活排水対策の普及啓発に努める。

○ HP、Facebook、Twitter を活用した情報発信

HP や Facebook、Twitter 等の各種メディアを活用し、廃棄物に関する情報の提供を行い、広く県民に周知できるよう取組を推進していく。

## 施策-2 ごみ減量化及び再資源化の推進

### ①減量化及び再資源化の推進

○ 3R の推進

循環型社会を構築するために不可欠である、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生使用））の普及啓発及び情報提供を行う。

過剰包装を断る等のリフューズ（断る）の取組と併せ、詰替え製品の使用やマイバッグの持参などリデュースの取組を推進する。また、リユースの取組として、各種製品を修理するお店（まちの修理屋さん）の情報提供や、衣類のリユース、リユース食器の活用、リターナブルびんの利用を促進し、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図る。

○ 食品ロスの削減

食品ロス削減を推進するため、県内の消費者団体や食品製造事業者等、食品に関わる各分野からの意見を踏まえ策定された県の「大分県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者、事業者、関係団体、県及び市町村等が、それぞれの立場で食品ロスの問題解決のために主体的に取り組みむとともに、多様な主体の協働による推進体制を構築し、食品ロス削減に向けた施策の展開を図る。

○ 大分県プラスチックごみ削減推進協議会による取組の推進

事業者・消費者・行政等が連携協働し、それぞれが使う責任を意識して、プラスチックごみの排出抑制及びリサイクル等の取組を進めるとともに、県民の理解を深めるため情報提供を推進する。

○ 資源ごみ分別収集の徹底及び再資源化の促進

容器包装プラスチック等についての分別収集の実施や分別の徹底を県民・市町村に働きかけ、再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）等を推進する。また、分別回収を実施していない市町村については、一般廃棄物処理のコスト分析を推進するとともに、国及び回収業者と連携し、効率的な分別回収等の仕組みづくりを支援する。

○ 企業と連携した処理体制の構築

県内企業の施設及び技術を資源ごみの安定的、効率的な処理体制の構築に活用するため、企業と市町村との連携強化を支援する。

○ 小型家電のリサイクルの推進

小型家電リサイクル法に基づき、市町村に対して小型家電の分別回収をするよう助言するとともに、イベント等で回収を行うなどリサイクルを推進する。

## ②環境技術の創出や導入の支援

### ○ IoT、AI 等先端技術の活用

IoT を用いた廃棄物回収の効率化や AI 等を活用した高度選別など先端技術を活用した廃棄物処理の導入を支援する。

### ○ 回収・再生事業者への支援

回収・再生事業者の段階でリサイクルコストや協力体制等の種々の要因により、リサイクルシステムが滞っている場合には、市町村等への技術的助言を行う。

### ○ 産・学・官・県民連携による資源利活用の推進

産・学等との連携により新技術等に関する情報を広く調査できる仕組みづくりを推進する。官の役割として産学との連携及び県民への周知により、県全体としての取組となるよう推進する。また、環境ビジネスの情報提供や、循環ビジネスのマッチング、廃棄物の再利用に関する研究開発・事業化を支援するなど、循環型環境産業の育成と集積を図る。

## ③市町村等が行う減量化等の施策の支援

### ○ 処理が困難な廃棄物の適正処理の推進

現状では効率的な回収、再資源化が行われていない廃棄物（蛍光灯、水銀電池、農薬等）や処理が困難となっている廃棄物（エアゾール製品、リチウムイオン電池、ナフタレン、RCF（リフラクトリーセラミックファイバー））の発生、排出状況や処理状況の実態を把握し、適正に回収、処理されるよう必要な情報提供等の技術的援助を行う。

### ○ ごみの種別に応じたリサイクルの仕組みづくり

ごみの種別に応じた分別収集区分や処理方法等の仕組みづくりが重要であり、国が策定した一般廃棄物処理システムの指針や県内外の先進事例等を基にした情報提供や助言等により、市町村の分別区分の見直し等、再資源化の仕組みづくりを支援する。

### ○ 地域循環共生圏構築のための市町村への情報提供

都市部と農山漁村部との連携による資源の利活用が推進されるよう、必要な情報を市町村へ提供するなど、地域循環共生圏構築のための取組を推進していく。

### ○ 分別収集の促進

分別は、減量化・再資源化の基本であり、特に生ごみについては効果が大きい。

市町村に対し、生ごみの水切りによる減量化を推進するとともに、家庭や旅館等からの生ごみの分別収集の徹底による堆肥化、メタン発酵等の有効利用や、家庭向け生ごみ処理容器の購入補助、普及啓発活動の推進等について技術的援助を行う。

## ④中間処理施設の整備

### ○ 地球温暖化、省エネに配慮した施設の整備促進

可燃ごみ処理施設を整備する際には、高効率発電の導入や余熱利用を促進するなど、地球温暖化防止や省エネの推進に資する施設の整備を推進する。

## ○ 災害対策の強化

一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保するよう、技術的援助を行う。

## ⑤廃棄物系バイオマスの利活用の推進

### ○ 食品廃棄物の有効利用

食品リサイクル法等に基づき国や市町村と連携して分別収集を促進し、家庭や旅館等から発生する生ごみのバイオガス化や堆肥化等の施設整備により有効利用を促進する。

### ○ 廃食用油等の再生資源としての利活用等の推進

家庭や旅館等から発生する廃食用油等のバイオディーゼル燃料（BDF）化や、その利用のための仕組みづくりを促進する。

### ○ 木質系バイオマス（木くず等）の有効利用

木くず、剪定枝等の木質系バイオマスについて、燃料利用や炭化等の有効利用を促進する。

### ○ 地域のバイオマスの利用促進

家畜排せつ物の堆肥化等、様々なバイオマスの利用が促進されるよう市町村等へ情報提供を行う。また、県内 4 市（国東市、臼杵市、佐伯市、竹田市）のバイオマス産業都市における取組の事例紹介にも努める。

### ○ 水産系リサイクル資材の利用促進

貝殻、廃棄魚などについて、肥料などへの利用を促進する。

## ⑥経済的手法の導入

### ○ ごみ処理の有料化（料金の見直し、啓発活動等）

ごみ処理の有料化は、ごみの排出削減に効果があり、処理費用負担の公平化や住民の意識改革につながる。料金の見直し時に先進事例を紹介する等の技術的援助を行う。

### ○ 一般廃棄物処理コスト分析の推進

一般廃棄物処理事業に係る効率的な処理を進めるため、国が策定した「一般廃棄物会計基準」について市町村への導入を進めるため、必要な技術的援助を行う。

## 施策-3 ごみの適正処理の推進

### ①広域処理の推進

#### ○ 新しい枠組みによる広域化の促進

少子高齢化の進行により、今後、ごみ排出量のさらなる減少が見込まれる。他方、ごみ処理施設の維持管理・更新コストの増大、廃棄物処理の非効率化等が懸念されることから、広域化によりごみ処理施設の集約化を図る等、ごみ処理施設の計画的整備を進める。

#### ○ 循環型社会形成推進交付金制度の有効活用

市町村の「循環型社会形成推進地域計画」の策定に際し、助言等を通じて技術的援助を行い、「循環型社会形成推進交付金制度」の有効活用による一般廃棄物処理施設の計画的整備を促進する。



#### ○ PFI 等民間活力を活用した施設整備の推進

ごみ処理施設の整備は市町村の財政への影響が大きいため、PFI の導入による民間の資金や経営能力、技術的能力の活用も視野に入れて廃棄物処理施設の整備を促進するよう市町村に対し助言する。

### ②最終処分場の確保及び延命化

#### ○ 焼却灰等の再資源化の促進

焼却灰のセメント原料への利用や溶融スラグの路盤材等の利用等、再資源化を促進し、市町村等の最終処分場の延命化を図る。

### ③取扱いに留意を要する廃棄物への対応

#### ○ 石綿含有廃棄物の適正処理の促進

大気汚染防止法の一部が改正（令和2年6月5日公布）され、解体等工事にあたり、全ての部材について、石綿が含まれているかを事前調査することが義務付けられた。排出される産業廃棄物量が増加することが予想されることから、市町村の広報誌等を通じて適正な解体及び処理・処分の促進を図る。

#### ○ 感染性廃棄物の適正処理、新型コロナウイルス等感染症拡大時の適正処理の促進

在宅医療における感染性廃棄物（注射針等）の分別排出の徹底や安全な収集・処理等の促進を図る。また、新型コロナウイルス等の感染症拡大時に一般廃棄物の処理に係る広域的な調整を行い、迅速かつ適正な処理を図る。市町村に対しては平時より廃棄物処理に係る基礎情報等の情報交換を行い、処理・処分先を確保する。

## 施策-4 災害廃棄物の処理体制の充実

#### ○ 災害時における廃棄物の適正処理の確保

年々激甚化する自然災害に備え、災害廃棄物の仮置場の確保、収集、運搬、処分及び再生等について市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを推進する。また、市町村職員が発災直後から迅速かつ的確に業務を遂行できるよう災害廃棄物処理マニュアルの策定・見直しを支援する。更に、災害廃棄物処理研修会を開催し、市町村等職員や災害時応援協定締結団体構成員のスキルアップを図り災害対応力向上を推進する。

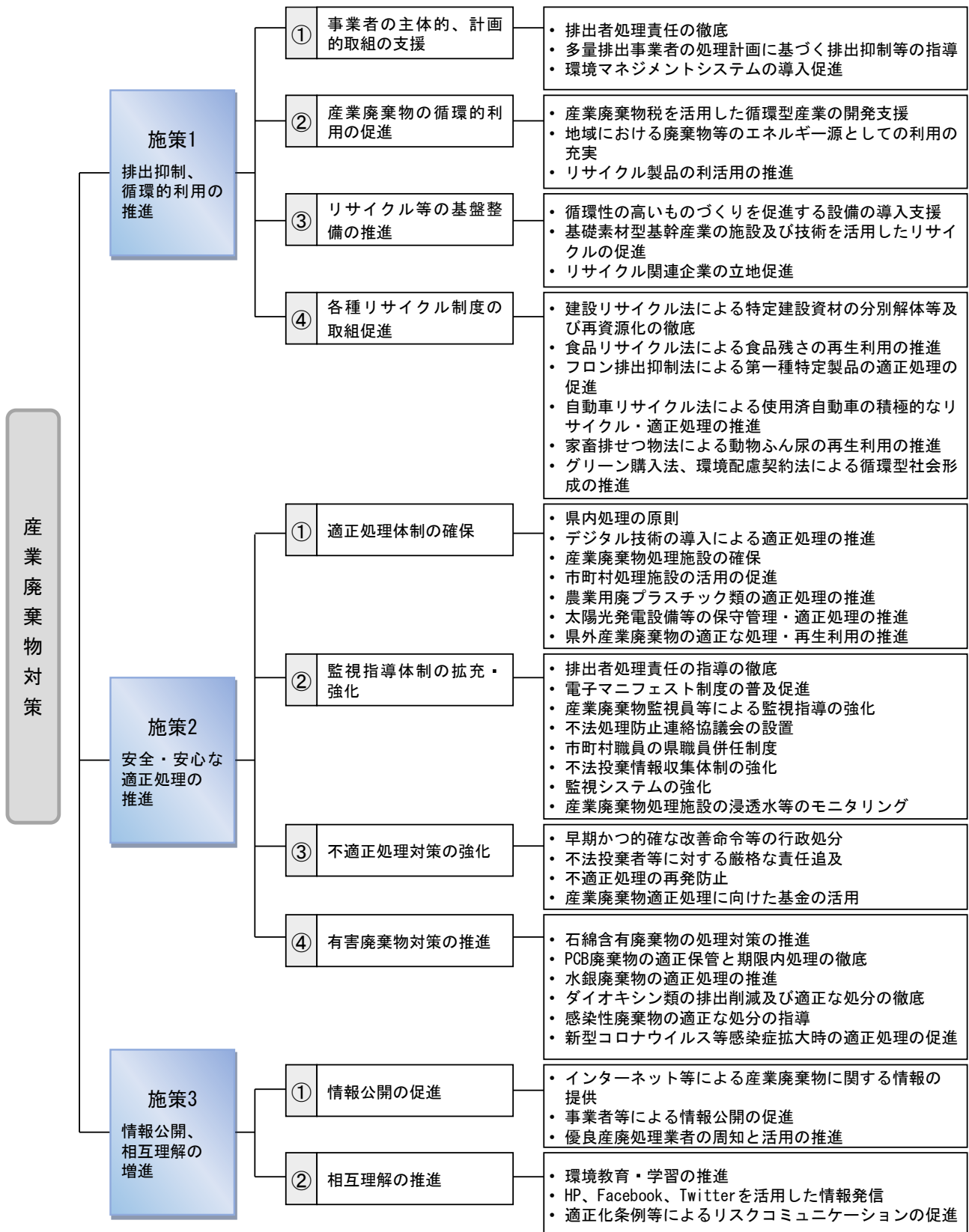
#### ○ 災害廃棄物の処理体制の強化

災害廃棄物処理に係る県と市町村、市町村相互及び県、市町村と民間団体との応援協定に基づき、関係機関が参加する図上訓練を定期的実施する等して、災害時に備えた行政間や行政と事業者との連携、協力を強化していく。さらに、「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」や「九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」に基づき、非常災害時の広域処理体制を強化する。

#### ○ 災害廃棄物処理に係る産業廃棄物処理施設の活用

災害廃棄物処理を産業廃棄物処理施設で行うことを想定し、処理能力等について市町村ほか関係者で情報共有を図るとともに、法令等による必要な手続きを行うよう指導する。

## 2. 産業廃棄物の減量及び適正処理に向けた主な施策



## 施策-1 排出抑制、循環的利用の推進

### ①事業者の主体的、計画的取組の支援

#### ○ 排出者処理責任の徹底

産業廃棄物処理は、排出事業者はその責任（排出者処理責任）があることから、法令に基づく委託基準の厳守、マニフェスト制度の適正運用等の周知徹底を図る。

#### ○ 多量排出事業者の処理計画に基づく排出抑制等の指導

本県における多量排出事業者からの排出量は、県全体の約 68%（農業を除く）を占めており、その動向は県内の排出量や再生利用率等に大きく影響する。

このため多量排出事業者に対しては、毎年度、排出抑制、再生利用等を盛り込んだ産業廃棄物処理計画の策定・実施状況の報告を求め、各事業者の主体的な排出抑制や再使用（2R）の取組を促進する。

#### ○ 環境マネジメントシステムの導入促進

事業者が自ら環境に関する方針や目標等を設定し、目標に向かって継続的に取り組む環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）の導入に関する利点を積極的に広報し、県内事業者への導入を促進する。

### ②産業廃棄物の循環的利用の促進

#### ○ 産業廃棄物税を活用した循環型産業の開発支援

県内で排出される産業廃棄物等を循環資源として活用する循環型産業を育成するため、排出抑制、減量化、再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）等に関する研究・技術開発及び事業化を支援する。

#### ○ 地域における廃棄物等のエネルギー源としての利用の充実

「大分県バイオマス活用推進計画」により、未利用バイオマスのエネルギー源としての活用等、さらなる利用の充実に努める。

#### ○ リサイクル製品の利活用の推進

廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を目的に、県内で発生した廃棄物等を使用して製造された土木資材等を認定する「大分県リサイクル製品認定制度」を実施している。現在、リサイクル認定製品の優先使用について公共工事にかかる土木工事共通仕様書に記載しており、今後も県が行う公共工事において優先使用を推進する。

### ③リサイクル等の基盤整備の推進

#### ○ 循環性の高いものづくりを促進する設備の導入支援

循環経済への転換を進めるため、産業廃棄物税等を活用して、ものづくり産業における設計段階・生産段階・廃棄段階での廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用等に資する設備導入を支援する。

#### ○ 基礎素材型基幹産業の施設及び技術を活用したリサイクルの促進

鉄鋼、セメント等の基礎素材型基幹産業の施設を活用して、リサイクルの促進を図ることにより、再生利用等の更なる向上を図る。

#### ○ リサイクル関連企業の立地促進

県内では、バイオマス燃料（木くずチップ）製造及びバイオマス発電企業の立地により、木質系バイオマス資源のエネルギー利用等が進んでいる。県内発生産業廃棄物の県内での適正な処理やリサイクルをより一層推進するため、引き続き高度な処理・リサイクル技術を持った企業の立地を促進する。

#### ④各種リサイクル制度の取組促進

##### ○ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）による特定建設資材の分別解体等及び再資源化の徹底

建設工事に伴って発生する特定建設資材について、行政自らが率先して分別解体等、再資源化、再生資源の活用等を実行するとともに、一定規模以上の民間工事に対しては、解体工事の届出制による分別解体等の実施や再資源化が的確に実施されるよう監視指導を徹底する。特に、不十分な分別解体は、再生資源への有害物の混入を招き、再資源化の大きな妨げとなることから分別解体の指導を徹底する。

##### ○ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）による食品残さの再生利用の推進

食品関連事業者に対する発生抑制、農業等での再生利用製品の利用を促進する啓発を関係部局と協調して実施する。食品製造事業者等から発生する焼酎かすなどの有用な食品残さについては、家畜飼料としての拡大を図るなど飼料・肥料化及びバイオガス回収施設等での再生利用・資源化処理の推進を指導する。

##### ○ フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）による第一種特定製品の適正処理の促進

解体工事現場及び第一種特定製品引取等実施者に対する監視・指導を強化し、第一種特定製品廃棄時におけるフロン類の大气中への放出を抑制する

##### ○ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）による使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理の推進

電子マニフェストシステムによる管理の徹底等、使用済自動車の適正なりサイクルを推進するため、解体業者等の関連事業者に対する立入調査等を計画的に行う。

##### ○ 家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）による動物ふん尿の再生利用の推進

耕畜連携の強化を通じ、家畜排せつ物（たい肥）の利用を促進するため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に基づき、①たい肥の利用促進のための協議会の機能強化、②各地域におけるたい肥の需給情報の収集整理及びネットワーク化の推進による広域流通、③飼養管理を充実させるため、飼料の収穫等の作業を請け負う組織であるコントラクター等の育成に取り組む。

##### ○ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律）、環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）による循環型社会形成の推進

環境物品等の優先的な利用の拡大を図るため、「大分県グリーン購入推進方針」に基づき、県が率先して計画的な推進に努めるとともに、市町村及び事業者の取組を促進する。

## 施策-2 安全・安心な適正処理の推進

### ①適正処理体制の確保

#### ○ 県内処理の原則

県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、適正化条例の運用により、必要な産業廃棄物処理施設の円滑な確保に努める。

#### ○ デジタル技術の導入による適正処理の推進

データ管理の電子化やIoT、AI等を利用した新しい技術の導入を推進することで処理の効率化及び生産性の向上を図り、担い手不足の解消及び適正処理を推進する。

#### ○ 産業廃棄物処理施設の確保（適正化条例に基づく円滑な処理）

処理施設の設置に際しては、適正化条例に基づき設置者に事前協議や説明会等を義務付けており、地域住民との相互理解を深めながら円滑な設置を促進する。

#### ○ 市町村処理施設（産業廃棄物の併せ処理）の活用の促進

市町村に対しては、必要に応じ一般廃棄物処理に支障のない範囲で産業廃棄物を受け入れ、その処理や施設の有効活用を働きかける。

#### ○ 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進

農業用廃プラスチック類の適正処理を推進するため、市町村及び農業団体と連携し、農業者への意識啓発を図るとともに、地域の実態に即した回収システムの構築・運営等、適正処理推進体制の確保を働きかけており、今後もしサイクルを基本とした適正処理を推進する。

#### ○ 太陽光発電設備等の保守管理・適正処理の推進

太陽光発電設備の保守点検業者等を対象として研修会を実施し、適切な保守管理を推進する。

また、廃棄時に備え、リサイクル技術を有する処理業者の視察等を実施するとともに計画的な廃棄等費用の確保を指導する。

#### ○ 県外産業廃棄物の適正な処理・再生利用の推進

法の趣旨及び目的に則り、国内の産業廃棄物の処理の停滞及び不適正処理が生ずることがないよう、県外から搬入される産業廃棄物に対しては、今後も適正化条例に基づき事前協議を厳正に運用することで、県内の適正処理体制を確保する。

減量リサイクル率の低い処理業者へ搬入する県外排出事業者に対しては、面談や立入調査等を行い、選別の徹底を指導することで、県外産業廃棄物の最終処分量の減少を目指す。また、減量リサイクル率が低い処理業者に対しても搬入廃棄物の把握や選別の徹底を指導し、再資源化の取組を促し、最終処分場の延命化を図る。

### ②監視指導体制の拡充・強化

#### ○ 排出者処理責任の指導の徹底

排出事業者を対象とした講習会の開催や立入の強化により処理委託先における処分状況の確認、マニフェスト制度の適正な運用及び委託基準の遵守等、排出者責任の周知徹底を図る。

また、最終処分量の低減のためには、排出段階における分別の徹底及び適正処理が重要であることから関係団体等と協力し、各事業種に対応した研修会及びリーフレット等により法令について周知するとともに、事業所への立入調査等を通じて、事業者（排出事業者及び処理業者）への指導を強化する。

○ 電子マニフェスト制度の普及促進

産業廃棄物を委託処理する場合に使用が義務付けられているマニフェストについて、処理・処分状況の情報管理が簡便、確実で、かつ、偽造等の不適正処理の防止に効果のある電子マニフェスト制度の普及促進に努める。

○ 産業廃棄物監視員等による監視指導の強化

産業廃棄物処理施設等の監視、指導に当たるため、各保健所等に環境衛生指導員や産業廃棄物監視員を配置し、定期的な研修の実施等を通じて資質の向上に努めるとともに、処理業者の経営状況監査、ヘリコプターによるスカイパトロール及びドローンを活用した施設の監視等を行い、効率的、効果的な監視指導体制を構築する。

また、県外から搬入される産業廃棄物については、県外産業廃棄物を重点的に監視する産業廃棄物監視員を配置し、県内の受入施設に対する立入検査の徹底を行う。また職員による県外排出事業者への立入り調査を実施する。特に最終処分場に対しては、搬入物の確認や水質検査の実施により、不適正処理の未然防止に努める。

○ 不法処理防止連絡協議会の設置

各保健所単位に設置している県、市町村、県警や関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」をとおして連携を強化し、不法投棄等の防止に努める。

○ 市町村職員の県職員併任制度

不適正処理の早期発見、早期対応のため産業廃棄物処理業者等へ市町村職員の立入検査を可能にする県職員併任制度により、地域密着型の情報収集体制を構築し、適正処理の推進を図る。

○ 不法投棄情報収集体制の強化

不法投棄110番（097-506-3129）の設置等、県民からの不適正処理に関する情報の収集を強化する。

○ 監視システムの強化

監視カメラ、トレイルカメラ等の監視機器を整備するとともに、市町村とも協力して不法投棄等の監視、防止体制を強化する。

○ 産業廃棄物処理施設の浸透水等のモニタリング

設置者が実施する産業廃棄物最終処分場の浸透水（放流水）や地下水の検査結果を確認するとともに、県でもこれらの水質検査を実施し、維持管理状況の把握に努める。

### ③不適正処理対策の強化

○ 早期かつ的確な改善命令等の行政処分

排出事業者、処理業者等による基準に適合しない廃棄物の処理や保管が行われている場合には、その状況を改善させるため、速やかに必要な行政指導や改善命令等を行うとともに、悪質な違反行為に対しては、県警との連携を密にして厳正に対処する。

○ 不法投棄者等に対する厳格な責任追及

不法投棄等の事案に対しては、原因者（不法投棄実行者）を徹底究明し、現状回復させることを基本とするが、原状回復等の支障の除去措置を十分に果たせない場合には、一定の要件（委託基準違反、マニフェスト交付義務違反、悪質な注意義務違反等）のもと、排出事業者や土地所有者に対しても措置命令の対象とする等、厳格に対処する。

○ 不適正処理の再発防止

不法投棄、多量保管や不適物の搬入等不適正処理が確認された場所や事業所を重点監視先に指定して、環境衛生指導員や産業廃棄物監視員等による重点的な立入を実施し、監視指導を強化することで再発防止を図る。

○ 産業廃棄物適正処理に向けた基金の活用

原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるような不法投棄等の事案については、国や県の基金を活用して早期の改善を図る。

#### ④有害廃棄物対策の推進

○ 石綿含有廃棄物の処理対策の推進

大気汚染防止法の一部が改正（令和2年6月5日公布）され、解体等工事にあたり、全ての部材について、石綿が含まれているかを事前調査することが義務付けられた。排出される産業廃棄物量が増加することが予想されるため、解体工事現場や中間処理施設への立入検査により、排出・運搬から処分に至るまで適正処理の監視・指導を強化する。

○ PCB 廃棄物の適正保管と期限内処理の徹底

「大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（令和2年5月変更）」に基づき、保管事業者に対しては厳重な保管を指導するとともに、PCB 廃棄物の期限内の処分を推進する。

○ 水銀廃棄物の適正処理の推進

「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき、他の廃棄物との区分の明確化（保管・運搬や委託契約書及びマニフェスト等への記載等）や適正に処分・再生するよう指導する。

○ ダイオキシン類の排出削減及び適正な処分の徹底

産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の自主検査・報告の徹底を指導するとともに、燃えがら等は定期的なダイオキシン類の検査を行った上で、適正に処理・処分するよう指導する。

○ 感染性廃棄物の適正な処分の指導

感染性廃棄物は、県内排出の約5割程度が県外で処理・処分されていることから、医療関係機関等（病院、診療所、老人保健施設、動物の診療施設等）に対しては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に保管、委託処理されるよう指導を徹底するとともに、医師会等の関係団体や市町村とも協議しながら、引き続き適正な処理・処分先を確保する。

○ 新型コロナウイルス等感染症拡大時の適正処理の促進

新型コロナウイルス等の感染症拡大時の適正処理体制確保のため、産業廃棄物処理業者、医療関係機関及び関連団体との連絡体制を定めるなど、連携を強化する。

### 施策-3 情報公開、相互理解の増進

#### ①情報公開の促進

○ インターネット等による産業廃棄物に関する情報の提供  
 法改正の状況や処理業者情報、申請等の手続等を県のホームページに掲載し、インターネット等を通じて、排出事業者や処理業者に情報提供することにより産業廃棄物の適正処理を図る。

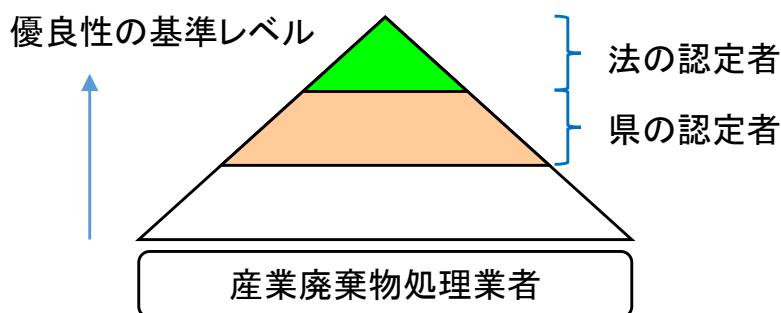
#### ○ 事業者等による情報公開の促進

排出事業者がその廃棄物の処理を委託するに当たり、当該廃棄物を適正に処理することのできる廃棄物処理施設を選択することが必要であり、また、廃棄物処理施設に対する県民の不信感や不安感を払拭するため、廃棄物処理施設での処理の安全性に関する理解を促進する必要がある。

焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の設置者又は管理者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないため、県は、処理施設の設置者等に対して、適切な情報公開について指導し、適正処理の推進や県民の不信感の除去に努める。

#### ○ 優良産廃処理業者の周知と活用の推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るため、平成 23 年度から「優良産廃処理業者認定制度」を整備・運用している。県では、この認定制度（法制度）の下に、県独自のステップ（「事業の透明性」の一部と「環境配慮の取組」を緩和）を設けた「おおいた優良産廃処理業者評価制度」を創設し、平成 26 年 4 月 1 日から運用しており、今後もあらゆる機会を通じて、国の制度とあわせて県制度の周知・啓発に努める。



(法と県の優良基準)

評価項目	法制度	県制度
1. 実績と遵法制	同基準	
2. 事業の透明性	次の事項についてインターネットによる公開をしていること ・会社情報等(基礎情報) ・事業計画の概要 ・財務諸表 など	左記事項のうち、財務諸表等を省略
3. 環境配慮等の取組	ISO14001、エコアクション21、相互認証確認をうけたもの	ISOの取得以外の取組でも可 ・地域住民と良好な関係を構築することに努めている ・環境保全に関するボランティア活動に取り組んでいる ・災害廃棄物処理に協力できることなど
4. 電子マニフェスト	同基準	
5. 財務体質の健全性	同基準	



## ②相互理解の推進

### ○ 環境教育・学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、県では「おおいたうつくし作戦」を展開する中で、県民や事業者による環境保全活動の取組を推進する。

### ○ HP、Facebook、Twitter を活用した情報発信

HP、Facebook、Twitter 等の各種メディアを活用し、県民、排出事業者及び処理業者へ適正処理について周知を図る。

### ○ 適正化条例等によるリスクコミュニケーションの促進

廃棄物処理施設の整備に当たっては、適正化条例に基づく説明会等、施設設置者と地域住民とのリスクコミュニケーションの場を設置し、相互理解と信頼関係の構築を図る。

## V. 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する検討事項

### 1. 適正処理の基本的な考え方

#### ○3Rの確保

- ・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を実施
- ・適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保

#### ○強靱な一般廃棄物処理システムの確保

- ・廃棄物処理施設の適切な長寿命化の推進
- ・災害廃棄物処理の拠点施設として、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保
- ・廃棄物処理施設の安全性に関する情報提供及び必要な技術水準の確保

#### ○地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

- ・広域的かつ総合的な廃棄物処理施設の整備等を推進
- ・廃棄物系バイオマスの利活用の推進

## 2. 新広域化ブロック

### (1) これまでの広域ブロック

大分県では、平成11年に「大分県ごみ処理広域化計画」を策定し、平成19年には、平成27年度までを計画期間とした「第2次大分県ごみ処理広域化計画」（平成19年3月）を策定した。当初の課題であったごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量は大幅に削減され、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

その後、第4次計画の計画期間中に広域化ブロックを再設定しごみ処理の効率化を図ってきたが、人口減少の進行によりごみ排出量が減少する一方で、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているため、新たな枠組みが必要となっている。

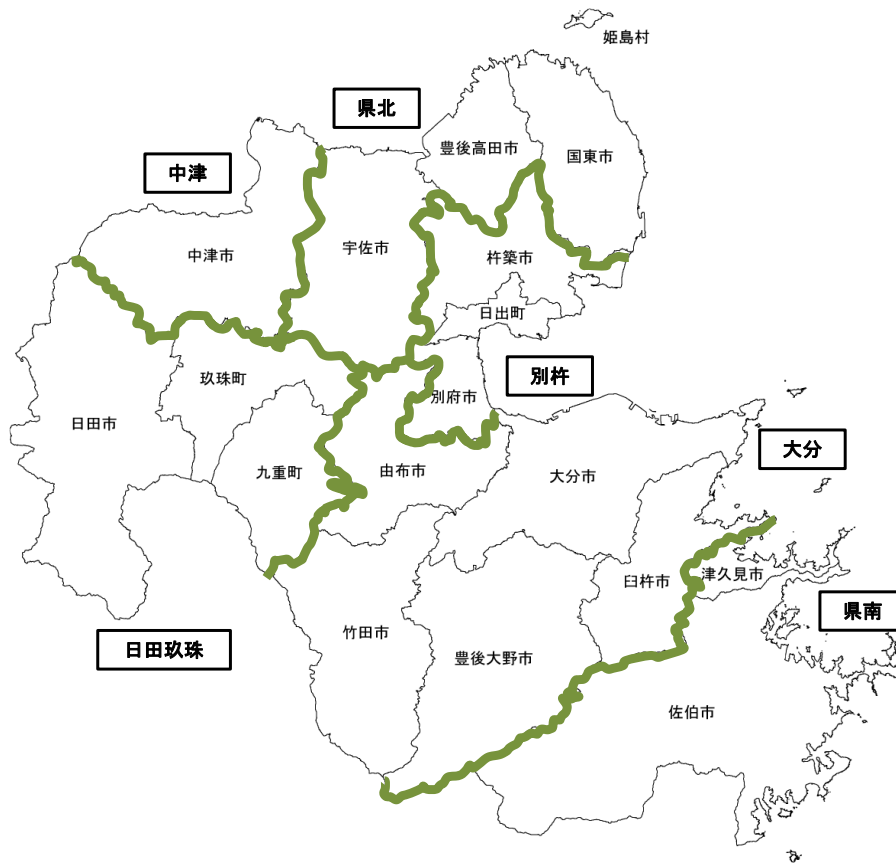


図 V.2-1 第4次計画の広域ブロック

表 V.2-1 第4次計画の広域ブロック

ブロック	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	市町村名	一般廃棄物排出量 (t)
大分	601,159	2,193.58	大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、由布市	206,307
別荘	174,392	478.74	別府市、杵築市、日出町	65,956
県北	104,026	970.38	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村	36,030
中津	82,857	491.44	中津市	31,085
県南	83,896	982.62	佐伯市、津久見市	31,361
日田玖珠	86,273	1,224.00	日田市、九重町、玖珠町	30,511
合計	1,132,603	6,340.76		401,250

出典：大分県の人口推計（令和2年1月1日現在）、令和2年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）

## (2) 広域化の進捗状況及び課題

大分ブロックは、第4次大分県廃棄物処理計画で示した区域に津久見市が加わることになり、新たに6市で広域処理を行うこととしている。

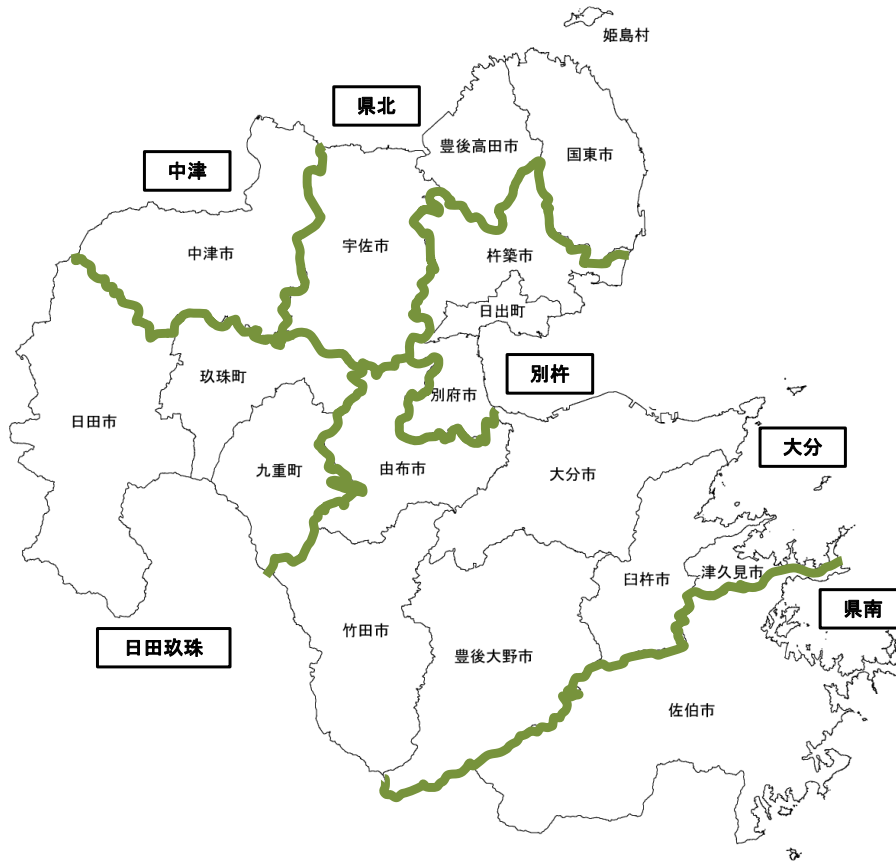
県北ブロックは、豊後高田市、宇佐市、国東市で宇佐・高田・国東広域事務組合を設置し新たなごみ処理施設の建設を予定している。さらに、姫島村では、ごみ処理施設の建替えが行われ、日田市でも、施設の建替えが行われることになっている。

また、ごみ処理広域化の状況の把握や課題の抽出等を目的とし、令和元年8月25日から9月5日にかけて実施した意向調査によると、ごみ処理広域化の課題として「既存の処理・処分施設との調整が困難である。」、「広域化のメリット・効果が明確に把握できない。」をあげた市町村が最も多く（各4市町村）、「具体的な広域化施設整備に向けた構成市町村の合意が困難である。」、「国や県との連携の強化が必要である。」（各3市町村）等の回答があった。

このように、広域化はすでに相当程度すすんでいる一方で、施設の更新時期の違いや広域化のメリットが明確でない等の理由により、一層の広域化は難しい状況である。

### (3) 広域ブロックの設定

大分市で今後計画されている6市の一般廃棄物の処理を行う新施設の整備、意向調査による広域処理体制に関する意見等を考慮し、新広域化ブロックを図V.2-2及び表V.2-2のとおり設定する。



図V.2-2 一般廃棄物の広域ブロック区割り

表V.2-2 一般廃棄物の広域ブロック

ブロック	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	市町村名	一般廃棄物排出量(t)
大分	617,333	2,273.08	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市	212,364
別杵	174,392	478.74	別府市、杵築市、日出町	65,956
県北	104,026	970.38	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村	36,030
中津	82,857	491.44	中津市	31,085
県南	67,722	903.12	佐伯市	25,304
日田玖珠	86,273	1,224.00	日田市、九重町、玖珠町	30,511
合計	1,132,603	6,340.76		401,250

出典：大分県の人口推計（令和2年1月1日現在）、令和2年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度実績）

## VI. 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

### 1. 適正処理の基本的な考え方

- 廃棄物の循環的利用の促進と処理体制の確保
- 県内産業廃棄物の県内処理の確保に向けた施設整備の促進
- 排出から最終処分までの排出事業者責任の徹底
- 災害廃棄物の処理協力可能な施設の整備

### 2. 処理体制の整備

#### (1) 処理目標の設定

産業廃棄物の減量化目標を達成するためには、引き続き再生利用の維持向上を図る必要がある。

そのためには個々の廃棄物の種類毎に再生利用率の目標を定めるとともに、今後はその達成に必要なリサイクル施設の整備等を促進する必要がある。

表VI. 2-1 産業廃棄物の種類別再生利用目標

種 類	H30年度（実績）			R7年度（目標）		
	排出量	再生利用量	再生利用率	排出量	再生利用量	再生利用率
	（千トン/年）	（千トン/年）	（%）	（千トン/年）	（千トン/年）	（%）
汚泥	854	178	20.9	860	185	21.5
廃プラスチック類	91	56	62.2	92	60	65.4
木くず	136	123	90.7	139	127	90.8
ガラスくず等	92	11	11.9	95	12	12.3
がれき類	869	851	98.0	926	908	98.0
動物のふん尿	877	833	95.0	900	855	95.0
ばいじん	107	106	99.0	105	104	99.0

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。排出量が多い項目を抽出している。

(2) 種類別の再利用方針

廃棄物の種類ごとの再利用方針は以下のとおりである。

表VI. 2-2 廃棄物の再利用方針

廃棄物種類		再利用方針
1	汚泥	有機性の下水処理汚泥等は、脱水により減量化し、堆肥・土壌改良材等として再生利用。これ以外は性状に応じたエネルギー源としての利用 無機性の建設汚泥や上水処理汚泥は、脱水等により減量化し、建設資材、セメント原材料等として再生利用
2	廃プラスチック類	プラスチック原料、モノマー化、油化、コークス炉等により再生利用し、再生利用されなかった廃プラスチックは、エネルギー源として利用
3	木くず	製紙原料、ボード、家畜敷料として再生利用し、これ以外の再生利用が困難なものはエネルギー源として利用
4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス及び陶磁器の原料、建設資材、セメント原材料等として再生利用
5	がれき類	工作物の除去によって生じたコンクリート、アスファルト廃材等は、再生利用率は高く、引き続き、路盤材、再生アスファルト等として再生利用 その他の混合がれき類の再生利用を図るため、建設工事等における分別の徹底を促進
6	動物のふん尿	堆肥化等のほか、メタン発酵等によるエネルギー源として利用
7	ばいじん	高炉ダストの工場内再利用や、山元還元によるダスト中に含まれる希少金属の回収等の再生利用を推進し、生じたスラグは、建設資材、セメント原材料として再生利用

### 3. 処理施設の計画的整備の促進

#### (1) 県内中間処理量及び県内最終処分量の内訳

県内で処理・処分された量（県外発生 of 産業廃棄物の県内搬入量を含む）について、平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると、中間処理量は、県内分（県内発生 of 処理・処分対象量）は 11.7% 減少、県外分（県外発生 of 県内搬入量）は 34.2% 減少しており、全体では 17.5% 減少している。

表 VI. 3-1 中間処理量の県内外分の内訳

(単位：千トン)

区 分	県内分	県外分	合計
H25年度	3,679 (74.2%)	1,279 (25.8%)	4,958 (100.0%)
H30年度	3,248 (79.4%)	842 (20.6%)	4,090 (100.0%)
増減量 (H30-H25)	-431 (-11.7%)	-437 (-34.2%)	-868 (-17.5%)

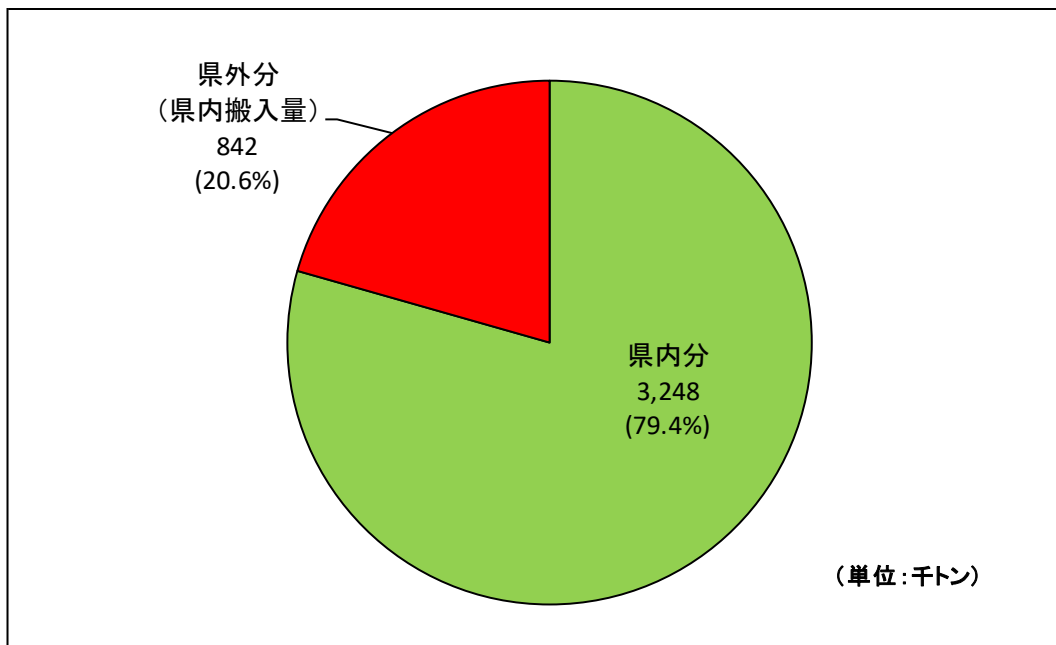


図 VI. 3-1 県内中間処理量（平成 30 年度）

出典：第 5 次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



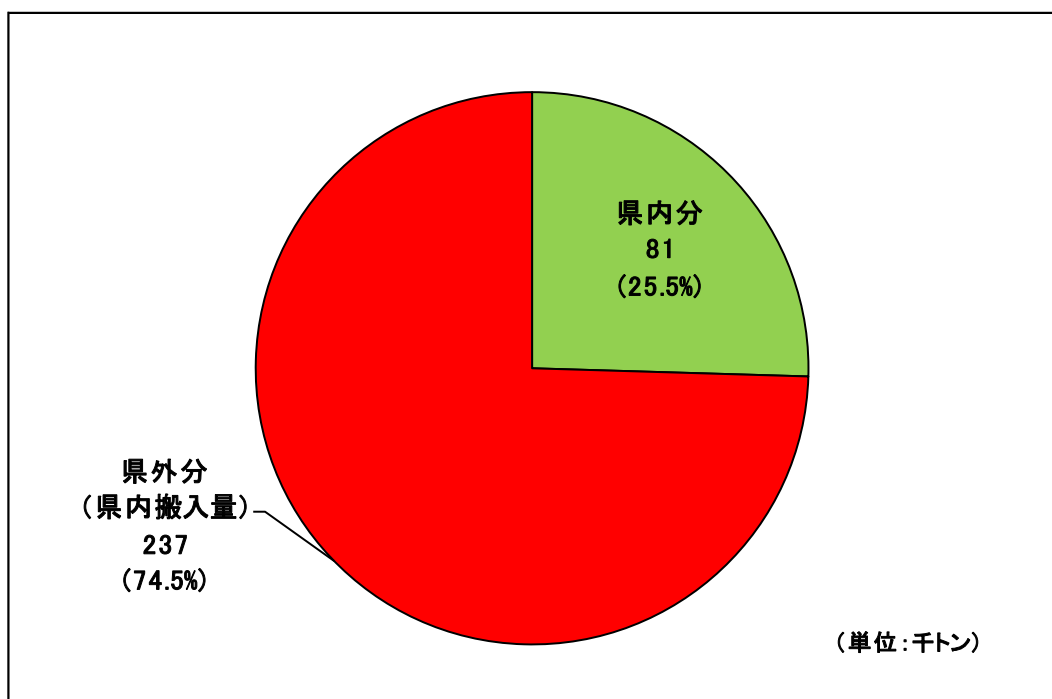
一方、最終処分量については、県内分は中間処理後の再生利用量の増加や直接最終処分量の減少によって3.6%減少しているものの、県外分は50.0%増加しており、全体では31.4%の増加となっている。

本県では、「産業廃棄物税」や「適正化条例」等の導入によって、産業廃棄物の県内処理の原則のもと、県内における適正処理の確保、生活環境の保全に努めるとともに、より一層の排出抑制や減量化・再資源化を推進しているものの、県内で最終処分された量（合計318千トン）のうち、重量ベースで約4分の3（74.5%）を県外分が占める状況となっている。

表VI. 3-2 最終処分量の県内外分の内訳

(単位：千トン)

区 分	県内分	県外分	合計
H25年度	84 ( 34.7%)	158 ( 65.3%)	242 (100.0%)
H30年度	81 ( 25.5%)	237 ( 74.5%)	318 (100.0%)
増減量 (H30-H25)	-3 ( -3.6%)	79 ( 50.0%)	76 ( 31.4%)



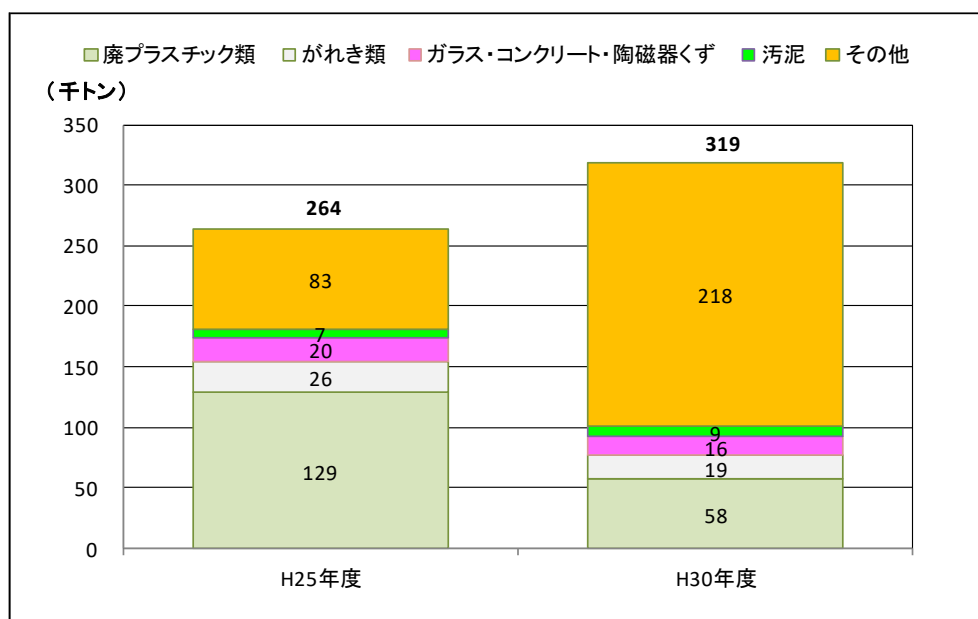
図VI. 3-2 県内最終処分量（平成30年度）

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

注：四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

最終処分の種別内訳において、「その他」の割合が増加しているのは、混合廃棄物の増加によるものである。

混合廃棄物には、解体現場から排出されるがれき類、木くず、廃プラスチック等の多種多様な品目が含まれ、現状では再資源化が困難である。そのため、より高度な選別処理施設の導入を促進するなど中間処理の機能を強化するとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のため、分別解体の徹底を指導し、最終処分量の削減を促進する必要がある。



図VI. 3-3 種別別最終処分量の推移（平成 30 年度）

出典：第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査を基に作成

(2) 中間処理施設の処理能力の見通し

中間処理施設の処理能力については、汚泥、廃油、廃酸・廃アルカリ、廃プラスチック類の中間処理施設やその他産業廃棄物の焼却施設等は、平成31年4月1日現在の処理能力を勘案すると令和7年度においても現有の処理施設にて対応することが可能である。

表VI.3-3 中間処理施設の処理能力の見通し

(単位：トン/日)

施設の区分			処理能力 (平成31年4月1日現在)		日平均排出量	
					H30年度	R7年度 (予測)
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設	11,517	27,349	3,162	3,209
		乾燥施設	385			
		焼却施設	15,427			
		コンクリート固形化	20			
	廃油	油水分離施設	28,120	43,443	166	178
		焼却施設	15,323			
	廃酸・廃アルカリ	中和施設	42,340		277	303
	廃プラスチック類	破碎施設	2,747	18,248	336	350
		焼却施設	15,501			
	木くずまたはがれき類の破碎施設			82,220		3,721
上記以外の焼却施設			15,134		549	596

(参考：平成21年度及び平成25年度実績)

(単位：トン/日)

施設の区分			日平均排出量	
			H21年度	H25年度
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設	3,198	3,130
		乾燥施設		
		焼却施設		
		コンクリート固形化		
廃油	油水分離施設	112	100	
	焼却施設			
廃酸・廃アルカリ	中和施設	126	243	
廃プラスチック類	破碎施設	238	139	
	焼却施設			
木くずまたはがれき類の破碎施設			3,252	2,840
上記以外の焼却施設			459	305

注：「上記以外の焼却施設」の日平均処理量は紙くず・木くず・繊維くず等の焼却処理対象となる廃棄物の合計値とした  
出典：大分県循環社会推進課 調査

### (3) 最終処分場の残余容量の見通し

最終処分場の残余容量については、県外から搬入される廃棄物の埋立量の増加などにより、平成30年度の埋立実績をもとに推測すると、安定型最終処分場では5.9年、管理型最終処分場では2.0年、合計で4.1年となり、第4次計画策定時の推計（6.8年）と比べて2.7年短くなっている。

計画期間内（令和3年度～令和7年度）に埋立開始される管理型処分場及び安定型処分場により、残余年数の増加が見込まれるものの、ひきつづき、減量化及び再資源化を促進し、埋立量の削減につとめる必要がある。

表VI. 3-4 最終処分場の残余容量の見通し

施設の区分	(参考) 第4次計画策定時			H30 残余容量 (千 $m^3$ )	H30年度 実績 埋立容量 (千 $m^3$ )	H30 残余年数 (年)
	H25 残余容量 (千 $m^3$ )	H25年度 実績 埋立容量 (千 $m^3$ )	H25 残余年数 (年)			
安定型	2,191	414	5.3	2,298	387	5.9
管理型	1,286	97	13.3	726	357	2.0
合計	3,477	511	6.8	3,024	744	4.1

注：残余容量には、平成31年4月1日時点で許可を受けた容量を含む。

出典：大分県循環社会推進課 調査

## 4. 産業廃棄物処理施設の整備・指導方針

産業廃棄物処理施設の整備は、社会経済の健全な発展に不可欠であり、産業廃棄物の適正処理の推進や資源の循環利用だけでなく、非常災害時の支援等、地域の生活環境を保全する上でも重要な位置を占めていることから、適切な規模の処理施設を地域住民の理解を得て地域ごとに整備する必要がある。

中間処理施設については、現有の処理施設により県内において必要となる処理能力を満たす見通しであり、施設を適正に維持管理していく。また、施設の新規設置及び更新に当たっては、IoTやAI技術を活用した効率的な分別回収や高度な選別機能を持った処理施設の導入を促進し、減量化・再資源化をより一層推進する。

最終処分場については、県内で発生する産業廃棄物の最終処分量に対し、県外から搬入される産業廃棄物の最終処分量が増加しており、残余年数の減少に大きく関係している。県外から搬入される産業廃棄物の増加は、施設の大規模化や新たな設置が安易に計画されることにつながり、県民の不安増大、施設の短命化により県内で発生する産業廃棄物の適正処理の支障となるおそれがある。

また、最終処分場は廃止後においても廃棄物を地下に残存させるものであることや、近年における局地的大雨等の発生による被災リスクもふまえ、厳格に施設計画の審査を行う。

本県では、県内処理の原則のもと、県外から産業廃棄物を搬入する場合は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく事前協議の厳正な運用を図ることで関係住民の不安感、不信感を解消し、県内における産業廃棄物の適正な処理体制を堅持する。

災害廃棄物については、非常災害時の特例等を活用し、市町村の災害廃棄物処理に協力できる施設の整備が必要である。

こうした状況や中間処理施設の処理能力、最終処分場の残余容量の見通しを踏まえながら、次のとおり産業廃棄物処理施設の整備方針を定め、産業廃棄物処理施設の整備に取り組むものとする。

(1) 整備目標

① 中間処理施設

- ・IoTを用いた産業廃棄物回収の効率化やAI等を駆使した高度な選別処理施設など、IoT、AIを活用した減量化、再資源化をより一層推進するための施設整備を推進する。
- ・高効率発電等の導入、余熱利用率の向上等高効率エネルギー回収施設を優先した整備を推進する。
- ・感染症や災害等の発生時に適切に廃棄物の処理が継続できるよう、地域ごとの排出量に応じた能力の施設を確保することを目標とする。

② 最終処分場

- ・産業廃棄物の排出を抑制し、産業廃棄物となったものについては、適正な減量化及び再資源化を可能な限り行うことにより、施設の延命化、長寿命化を図る。
- ・排出抑制、減量化及び再資源化に努めてもなお最終処分場は必要なため、県内処理の原則のもと県内の廃棄物を主に処理するための施設を優先し、排出量に応じた適当な規模の施設整備を目標とする。
- ・最終処分場の新たな設置又は拡張については、適正化条例に基づき、処理に対する信頼性、継続性を確保する。

(2) 基本的な方向

- ① 地域・県内処理を基本とした処理施設の整備
- ② 排出事業者責任に基づく民間事業者による処理施設の整備
- ③ 地域住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ④ 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ⑤ 再生利用率の向上・埋立処分の減量化・地球温暖化の防止に配慮した処理施設の整備
- ⑥ 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

(3) 住民の不安の解消、不信感の除去のための措置

- ① 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「処理施設設置者」という。）は、処理施設の設置に当たり、適正化条例に基づく説明会の開催等により事業内容等について十分説明し、関係住民と相互理解を深めるよう努める。
- ② 処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、関係住民と処理施設の維持管理等について生活環境保全に関する協定を締結するよう努める。
- ③ 県は、予算の範囲内において、処理施設設置者等が行う処理施設周辺の環境整備及び住民の利便に供する施設の整備に要する経費の一部を助成する。
- ④ 県は、住民の不安感、不信感を除去するための啓発等に努める。

(4) 県、市町村、処理施設設置者の役割

- ① 県は、処理施設の適正な配置及び円滑な設置を図るため、関係市町村との密接な連携のもとに、処理施設設置者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- ② 市町村は、処理施設の円滑な設置及び当該市町村の区域内において排出される産業廃棄物の適正な処理に関する県の施策に協力するものとする。
- ③ 処理施設設置者は、処理施設の円滑な設置及び運営を図るため、関係市町村及び関係住民の理解と協力を得るよう努めるものとする。また、非常災害の発生時は市町村の災害廃棄物処理に協力するものとする。

## Ⅶ. 計画推進に向けた関係者の責務と役割

### 1. 県民の努力義務と役割

県民は、日常生活の中でごみを排出しているため、今日のごみ問題と最も身近にかかわっており、不適正処理に由来する環境汚染の被害者でもある。このことは、逆に県民が高い意識を持って行動すれば、循環型社会の構築が可能であることを意味する。

また、昨今の新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務の増加やいわゆる 3 密(密閉・密集・密接)を避ける行動への協力など、新しい生活様式が浸透している。これに伴い、食事の持ち帰りや庭掃除、大掃除等による家庭ごみの増加など、これまでと違った廃棄物の発生状況が見られている。

県民は、循環型社会構築の一員であるという自覚を持ち、より環境負荷の少ない生活様式への変革に向け、積極的に取り組みを推進する役割を担っている。

#### (1) 食品ロス削減、ごみを出さないライフスタイルの実践

食品ロス削減に関する県や市町村の施策に協力するとともに、過剰な鮮度志向の見直しや必要な量及び期限間近の商品の優先購入をし、食事は食べきれぬ分だけを作り使い切る、マイバッグを持参してレジ袋を利用しない、過剰包装を断る、詰め替え容器のものを選ぶ、量り売り・ばら売りを活用する、リターナブルびん入りの商品を購入する、再生紙のトイレットペーパーを使う、生ごみや草木は家庭で堆肥化する等の実践によって、極力、ごみを出さないライフスタイルを構築する。

#### (2) 再生品や再資源化しやすい製品の優先的な購入・使用

商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、環境に優しい包装材、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努める。

#### (3) 分別回収や拠点回収等のリサイクルのためのシステムへの積極的な協力

市町村が行う分別回収や、町内会、PTA 等が行う集団回収等に積極的に参加し協力する。また、食品トレイや紙製容器ごみはスーパー等の回収システムを活用する。分別回収にあたって、分別を徹底し、危険物・異物混入を防止し、汚れが付着している食品トレイなどは軽く洗って出すというように、リサイクルの質の向上や衛生面に配慮し協力する。

#### (4) 行政施策への協力

行政の公表情報(パンフレット、SNS 等)を活用し、市町村、事業者及び処理業者がそれぞれの責任において行っている廃棄物処理について認識を深めるとともに、野外焼却や不法投棄等の不適正処理の防止等、公益通報の推進による行政施策の理解と協力を努める。

## 2. 事業者の責務と役割

事業者は、事業活動の中で産業廃棄物や事業系ごみを排出しており、今日のごみ問題及び産業廃棄物問題の当事者である。特に産業廃棄物については、処理責任は自己にあること（排出事業者責任の原則）、かつ、処理完了まで排出者としての責任を負うことを強く認識する必要がある。また、循環型社会の構築に向け、ライフスタイル全体を通じた環境配慮を基礎としたものづくりに取り組むとともに、事業活動における廃棄物の発生・排出抑制、適正な循環的利用（再利用、再生利用、熱回収）及び適正処分を実践するという役割を担っている。

### （1） 廃棄物を最小限にする事業活動

製造業者等は、循環資源等を原材料やエネルギー源として積極的に活用することや、排出者として分別の徹底に努める。特に、プラスチックごみと食品ロス問題については、小売業者等は容器包装やレジ袋の削減の取組を推進し、食品関連事業者は食品ロス削減につながる取組を推進する。また、県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力するとともに、消費者と連携協力して社会全体で食品ロスの削減が推進されるよう努める。具体的には、仕入れ段階での需要予測精度の向上や調理ロスの削減、利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10 運動の推進）など、事業者自らが積極的に食品ロス削減に取り組む。加えて、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画を策定し、自ら率先して産業廃棄物の減量や適正処理の推進を図る。

### （2） 排出抑制、リユース、リサイクルに配慮した製品の製造・販売

物品の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄される段階で、排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう自己評価し、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる製品・耐久性に優れた製品・適正な処理が困難とならない製品の製造又は販売及び修繕体制の整備に努めるものとする。

### （3） 廃棄物再資源化の促進

製造工程からの廃棄物は極力削減に努め、それでも排出する廃棄物については、再資源化して自社内、同一産業内、あるいは他産業と連携して有効利用を図る。また、製造から流通に至る各段階で発生した廃棄物については、再資源化促進のため、徹底した分別を行う。例えば、食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などの再生利用を推進する。

このため、産業廃棄物を有効利用できる事業者から情報を提供してもらう等、産業廃棄物の減量化・資源化を行うための廃棄物情報交換に努める。

### （4） グリーン購入の実践

物品の購入や借り受け（リース等）、またはサービスの提供の選択にあたっては、環境保全の観点から十分考慮し、資源採取から廃棄にいたる物品のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮したグリーン購入製品の優先調達に努める。



#### (5) 自ら排出した廃棄物の適正処理の実施

事業活動に伴う廃棄物について、排出者としての責任を強く認識し、自己の問題として廃棄物の適正処理に努める。

特に、処理業者へ処理を委託する場合には、法令で定める委託基準により、処理業者の許可内容や施設の処理能力、処理実績等を確認するとともに、産業廃棄物の性状や組成、注意事項等必要な情報を提供する。契約については、必ず書面によることとし、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ行うとともに、委託業者に見合う適正な処理コストを負担する。

また、多量排出事業者にあつては、事業場ごとに排出抑制、分別、再生利用等の減量化に関する事項を盛り込んだ処理計画を作成するとともに、実施報告によって計画の進捗状況の自己評価を行う等、他の事業者のモデルとなるよう努める。

#### (6) マニフェスト使用の徹底

産業廃棄物処理の委託に当たっては、全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用し、発生から中間処理、最終処分に至るまでの全ての過程において適正な処理が図られているかを的確に把握し管理を徹底する。

特に、処理業者からのマニフェストが所定の期間内に返送されない場合や処理困難通知があつた場合は、自ら状況把握を行うとともに、速やかに関係行政機関に連絡する。また、電子マニフェスト制度の積極的な導入に努める。

#### (7) 処理施設の安定的確保

排出事業者処理責任の原則のもと、処理施設の計画的な確保・整備を進め、産業廃棄物の適正処分に努める。また、焼却施設や最終処分場等の処理施設を確保することは、ますます困難になってきていることから、発生抑制、再資源化に努める。

処理施設を設置する場合は、積極的に住民説明の場を設けるなど、地域住民への不安解消や理解・協力を得ることに努め、安全で安心できる処理施設の設置を目指すものとする。

#### (8) 有害物質の適正管理

有害物質等を含む特別管理産業廃棄物については、関係法令等に基づき適正処理を行う。また、PCBを含む廃棄物については、「大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(令和2年5月変更)」に則して厳重に保管するとともに、令和9年の処理期限までに早期かつ計画的な処理を行う。

#### (9) 環境に配慮した経営

事業者が自主的に環境保全に関する方針や目標等を設定し、継続的に取組を行う「エコアクション 21」等の環境マネジメントシステムの認証取得や、自主的な環境配慮の取組を行う「エコおおい推進事業所」への登録を進める。

#### (10) 行政施策への協力

行政が求める廃棄物等の各種報告に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。特に県外排出事業者においては、適正化条例に基づき、搬入実績の報告や行政が行う立入検査等に協力する。

### 3. 処理業者の責務と役割

処理業者は、事業者の処理を補完し、事業者から処理委託を受けた廃棄物を適正かつ円滑に処理を遂行する。従って、処理業者は、排出事業者処理責任の原則の一翼を担う業務の重大性を再認識するとともに、その事業活動に際しては、周辺住民の理解と協力が得られるよう、地域環境の保全に取り組むという役割を分担する。

また、中間処理は廃棄物の減量化・再資源化を進める上で重要な役割を担っており、技術の高度化を進め、環境への負荷低減に配慮した廃棄物処理に努める。

#### (1) 適正な契約及び適正処理の遂行

排出事業者から産業廃棄物処理の委託を受ける場合には、事前に産業廃棄物の種類や性状、適正処理にあたっての注意事項等の必要な情報を十分に得た上で、書面による契約を行い、関係法令で定める委託基準や処理基準等に従って、適正な処理を行う。

#### (2) 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底

近年、焼却施設や最終処分場等の処理施設を確保することは、ますます困難になってきていることから、現有施設の整備・改善、延命化等を図るとともに、長期的な視点に立った施設の安定的確保に努める。なお、処理施設の設置に当たっては、適正化条例に基づく事前協議の中で地域住民等の理解と協力を求め、安全で安心できる処理施設の設置を目指すものとする。

施設の維持管理においては、維持管理基準等に基づき適正に管理し、施設の維持管理状況を記録・保管するとともに、地域住民等に対する記録の閲覧等情報の透明性の確保に努める。

特に、安定型最終処分場の設置者は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を図るとともに、定期的に浸透水等の水質検査を実施し、水質の悪化、ガスの発生等異常があった場合には速やかに関係行政機関に通報し、搬入停止等の必要な対策を講じる。

また、近年異常気象に伴う局地的な大雨による災害等が増加していることから、随時維持管理計画を見直すとともに必要に応じ施設の点検・補強等を行うなど、強靱化を図る。

#### (3) 社内管理・処理体制の整備

廃棄物処理に係る社内の管理・処理体制の充実を図るとともに、常に適正処理に関する意識高揚や処理技術の向上に努める。また、高度な処理技術の導入等により、信頼性・安全性の高い産業廃棄物処理施設の整備に努める。

#### (4) 減量化・再資源化の推進

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理の専門家として、最終処分量の削減や環境への負荷低減につながる廃棄物の減量化・再資源化技術の高度化に向けて技術開発や事業化、情報共有等の仕組みづくりに努める。

#### (5) 計画的な事業経営と経営基盤の強化

排出事業者との連携を保ちつつ、廃棄物処理の動向を十分に把握し、長期的視点に立った計画的な事業経営を図り、経営基盤の強化に努める。また、優良な産業廃棄物処理業者の育成・支援を目的とした国の「優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月1日施行）」や県独自の「おおい

た優良産廃処理業者評価制度（平成 26 年 4 月 1 日から実施）」を積極的に導入する。

#### (6) 災害廃棄物処理の協力

地震、津波、風水害等により被害を受け、多量の災害廃棄物が発生した場合は、行政からの依頼により災害廃棄物処理に協力する。

#### (7) 行政施策への協力

行政が実施する廃棄物等の各種報告に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

#### (8) 新技術の活用

ドローンの活用による廃棄物の監視、AI を活用した分別システムの構築等、最新の技術を研修等で積極的に吸収するとともに、優良施設の見学等の実地研修をすすめることで、職員の技術力の向上に努める。

### 4. 市町村の責務と役割

市町村は、住民や事業者に循環型社会の構築に向けた自主的な取組のために必要な情報を提供し、具体的な行動のために必要な技術面での支援を行う。廃棄物の減量化・再資源化及び適正処分にあたっては、自らも一般廃棄物の処理責任者として、処理施設の適切な補修や維持管理に努め、資源化、減量化を図り、さらに環境負荷物質のより一層の削減等に努めるという役割を分担する。今後は少子高齢化が進み、高齢者等の生活困難者へのごみ出し支援等、地域での協力をすすめる必要がある。

#### (1) 住民の自主的取組の推進

一般廃棄物の減量化に向けて、住民の環境に配慮した行動を推進する。また、地域等での集団回収への参加や「おおいたうつくし作戦」への参加を呼びかける。

#### (2) 住民、事業者による取組を支援するための仕組みづくり

住民の環境教育・学習を支援するための環境カウンセラー等の派遣、環境 NPO の活動支援、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得促進、住民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行う。

また、国が令和 2 年 3 月に示した食品ロス削減の推進に関する基本的な方針及び県が令和 3 年 3 月に策定した大分県食品ロス削減推進計画を踏まえ、食品ロス等の削減に関する計画策定に努める。また、地域住民等に対する食品ロスの削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的に支援する。

#### (3) 情報の提供、普及啓発の推進

県が発信する「優良産廃処理業者」や「リサイクル認定製品」等の情報を有効活用するとともに、市町村自らも情報を整備し、住民、事業者等に対してインターネット等による情報提供を推進する。

(4) グリーン購入の推進

公共事業や庁舎の備品等においてグリーン購入を推進し、再生資源の需要拡大による資源の循環を目指す。

また、納入業者の選定に当たっては、相手先における循環型社会構築への取組の度合いも判断基準として重視する。

(5) 広域的な処理体制の取組等の効率的な処理事業の実施

一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、一般廃棄物会計基準の導入や他の市町村との連携等による広域的な取組を検討するとともに社会経済的に効率的な事業となるようPFI導入可能性調査等を行い、経済的な手法の導入を図る。

(6) 一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理

市町村は、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理を行うことができるようになっており、行政区域内発生する産業廃棄物について、一般廃棄物と同様の性状を有するものについては、必要に応じ一般廃棄物処理に支障のない範囲で受け入れ、その処理に努める。

(7) 熱利用（サーマルリサイクル）等の推進

ごみの焼却施設での発電等余熱利用を積極的に推進し、地球温暖化防止や省エネルギーの取組を進める。

(8) 公共事業等に係る適正処理の推進

市町村が発注する公共工事から発生する産業廃棄物については、他の模範となるよう、減量化・再資源化を積極的に推進する。

また、処理を委託する場合には、適正な処理経費を計上することはもちろんのこと、マニフェストを使用して最終処分に至る全ての処理状況を的確に把握し、他の模範となるよう率先して適正処理に努め、関係者の監督・指導を徹底する。

(9) 不法投棄防止対策の徹底

廃棄物の不法投棄を防止し、快適な地域環境の保全を図るため、県及び保健所等とも連携しながら、早期発見、早期対応を基本として、不法投棄防止対策を積極的に講ずる。

(10) 事業者及び処理業者に対する指導・助言

行政区域内の事業者及び一般廃棄物処理業者の行う廃棄物処理について、その適正処理や排出削減等必要な指導・助言を行う。

(11) 災害時に発生する廃棄物の適正処理の確保

災害廃棄物の処理においては、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地の準備や被災後に迅速な処理体制を構築するとともに、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別し再生利用を図る。また、被災市町村や県の要請に応じ広域処理に協力する。

(1 2) 取扱いに留意を要する廃棄物への対応

石綿（アスベスト）を含有した家庭用品や在宅医療における感染性廃棄物（注射針等）等を適正に収集、処理・処分できるよう処理体系の整備を図る。

(1 3) 県の行政施策への協力

県の実施する産業廃棄物処理に係る施策等については、積極的に協力を行う。

特に中核市である大分市は、産業廃棄物行政を所管していることから、県との情報交換を密にし、処理業者への指導方針等については連携・協調していくものとする。

## 5. 県の責務と役割

県は、県内における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理状況を的確に把握し、これら廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な施策を講ずるとともに、循環型社会の構築に向けた県民、事業者、処理業者及び市町村の自主的な取組に対して、情報提供、技術・資金面等あらゆる側面から、これを支援するという役割を分担する。

(1) 処理計画の策定と推進

県民の生活環境の保全と地域産業の持続的な発展を図るため、長期的な視点に立った廃棄物処理計画を策定する。

また、本計画を県民、事業者、処理業者、市町村に周知するとともに、これら各主体の良好なパートナーシップのもとに、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進する。

処理目標等の計画の実現にあたっては、市町村等との調整を図りつつ、本計画で示した各種施策を積極的に展開する。なお、数値目標等の達成状況や各種施策の進捗状況等に関しては、庁内の関係部局の協力のもと、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。

(2) 県民、事業者の自主的取組の推進・支援

県民の環境教育・学習を支援するための環境教育アドバイザーの派遣、環境 NPO の活動支援、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得促進のための優遇措置、再資源化設備や施設導入に対する助成、産業廃棄物最終処分場の確保支援等、県民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行う。

(3) 情報公開と普及啓発の推進

循環型社会の構築のためには、県民や事業者がより高い問題意識と正確な現状認識を持って行動することが必要である。このため、継続して環境に関する情報を提供するとともに大分県が置かれている状況や各主体の役割、取組の選択肢等に関する情報を積極的かつ個別具体的に提供して、意識の啓発を図る。

県民に対しては、産業廃棄物処理に係る情報の公開に努め、産業廃棄物の再資源化や処理事業の必要性等についての普及啓発に努めるとともに、環境教育等を積極的に推進する。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、事業者、処理業者及び市町村に対し、必要な技

術的援助を行うとともに、適切な情報の提供に努める。

さらに、食品ロス削減の運動を展開するため、推進体制を整備し、普及啓発など各種施策を実施し、食品ロスの削減を推進する。また、県民や事業者、関係団体などの取組に対して積極的に支援を行う。

#### (4) 環境教育・学習の推進

県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境に関する意識を高め、環境保全活動等に主体的に行動する人材を育むため、子どもから大人まであらゆる世代や家庭、学校、職場、地域等の様々な場における環境教育・学習を推進している。

環境教育を総合的かつ計画的に実施するため、「第3次大分県環境教育等行動計画」を推進し、環境教育アドバイザーの派遣や環境学習サイト「きらりんネット」による情報提供等の環境教育・学習を実施することにより、持続可能な社会の構築及び環境保全活動を担っていける人材の育成を推進する。

#### (5) 産業廃棄物税を活用した各種施策の展開

産業廃棄物税の導入後、再生利用量は増加し、最終処分量は減少しており、排出抑制、再資源化の推進に向けた一定の効果が認められることから、今後も現行制度を継続する。産業廃棄物税を活用し、排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報の推進の4つの柱に基づき各種施策を展開する。

#### (6) 適正化条例に基づく県外産業廃棄物対策や産業廃棄物処理施設の確保

適正化条例により、県外から搬入される産業廃棄物については、事前協議や環境保全協力金制度により、適正な搬入及び処理を推進する。また、処理施設設置者に対して条例に基づく事前協議を行うことにより、地域住民への説明会等で理解を求める手続を義務づけ、施設の円滑な設置を促進する。

#### (7) 不適正処理に対する監視・規制の強化

各保健所等の環境衛生指導員や産業廃棄物監視員による、対象施設の重点監視等の効率的、効果的な監視指導を実施する。また、監視指導により処理基準違反等を発見した場合には、その状況を改善させるため、速やかに必要な行政指導や改善命令等を行う。

ドローンやトレイルカメラ等の最新技術を活用した監視を行うことで廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見に努める。不法投棄に対しては、速やかに原因者（不法投棄実行者）を究明し、投棄者に対して原状回復措置を履行させる。投棄者不明等の場合には、投棄された廃棄物の排出事業者や土地所有者に対して原状回復措置を促すとともに、警察と連携し対応を行う。

#### (8) 有害物質の処理方法の周知

有害物質等を含む特別管理産業廃棄物のうち、令和元年12月にPCB特措法が改正され、PCB濃度が一定濃度以下の可燃性のPCB汚染物（橋梁塗膜等）が、無害化処理認定施設等で処理できることになった。このため本県のPCB廃棄物処理計画を見直し、引き続き、県内のPCB廃棄物の処理完了に向け、確実かつ適正な処理を進めていく。

(9) 事業者及び処理業者に対する指導

事業者、処理業者に対しては、産業廃棄物の適正処理が促進されるよう、WEBによる各対象者に合わせた排出者責任や適正処理等テーマ別の研修会等を開催、リーフレットの配布等を行い、関係法令及び本計画の主旨の周知徹底を図り、産業廃棄物処理に関する認識を高めるとともに、立入調査、報告の徴収等を通じて、処理施設の設置や維持管理等の産業廃棄物処理に係る管理・責任体制が強化されるよう指導する。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、廃棄物処理法の規定に基づき、排出抑制、分別、再生利用等の減量化に関する事項を盛り込んだ処理計画の作成及び実施状況の報告書作成等の指導を徹底するとともに、これらを公表する。

(10) 事業者及び処理業者の資質向上

講習会や研修会の実施により、事業者及び処理業者の資質の向上に努めるとともに、悪質業者に対しては、廃棄物処理法等関係法令の運用によって、迅速かつ厳正な行政処分に対処するとともにホームページ等で公表する。

(11) 優良産廃処理業者の周知と活用の推進

国の優良産廃処理業者認定制度及び県のおおいた優良産廃処理業者評価制度の認定を受けた産業廃棄物処理業者に対する優遇措置（許可の有効期間の延長等）を設け、優良業者の育成を図るとともに、認定された事業者名を、ホームページ等により積極的に周知する。排出事業者に対しては、より環境負荷の少ない廃棄物処理を行うため、これら優良産廃処理業者の積極的な活用を促す。

(12) 公共事業等に係る適正処理の推進

県及び関係機関が発注する公共工事等から発生する産業廃棄物については、減量化・再資源化等を積極的に推進し、処理を委託する場合には、適正な処理経費を計上することはもちろんのこと、マニフェストにより最終処分に至るまでの全ての処理状況を把握し、他の模範となるよう率先して適正処理に努め、関係者の監督・指導を徹底する。

また、マニフェスト制度については、電子マニフェスト制度の未利用の事業者を対象とした操作セミナー等の開催により、導入の推進をはかる。

(13) グリーン購入の推進

「大分県グリーン購入推進方針」に基づき、県の事務、事業における環境への負荷が小さい製品や役務の調達（グリーン購入）を推進するとともに、環境負荷の低減に努める県内事業者から優先して購入するよう努める。

(14) 非常災害時に発生する廃棄物の適正処理の確保

地震や水害等の突発的に発生する災害では、一時的に大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、大分県災害廃棄物処理計画(令和2年3月改訂版)に基づき、速やかに災害廃棄物の撤去及び処理が図られるよう行動する。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となるが、県は、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たす。さらに、現場実習、研修会等の開催により、県、市町村、民間関係団体職員の災害廃棄物処理の対応力強化を図る。



# 資料編



# 1. 「第5次計画」の目標達成のための主な施策とSDGsの関連表

## (1) 一般廃棄物に関する施策

一般廃棄物に関する施策	対応するSDGsの目標					
<b>施策1</b> 循環型社会の構築に向けた意識改革						
<b>施策2</b> ごみ減量化及び再資源化の推進						
<b>施策3</b> ごみの適正処理の推進						
<b>施策4</b> 災害廃棄物の処理体制の充実						

## (2) 産業廃棄物に関する施策

産業廃棄物に関する施策	対応するSDGsの目標					
<b>施策1</b> 排出抑制、循環的利用の推進						
<b>施策2</b> 安全・安心な適正処理の推進						
<b>施策3</b> 情報公開、相互理解の推進						



## 2. 各種別再生利用状況の市町村比較

市町村の一般廃棄物の再生利用状況を種類別に比較した図を示す。再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量を合計した値である。また、市町村によって分別回収の方法（種類分け等）が異なる場合がある。

なお、「飼料」及び「セメント等への直接投入」は大分県全体で再生利用がないため示していない。

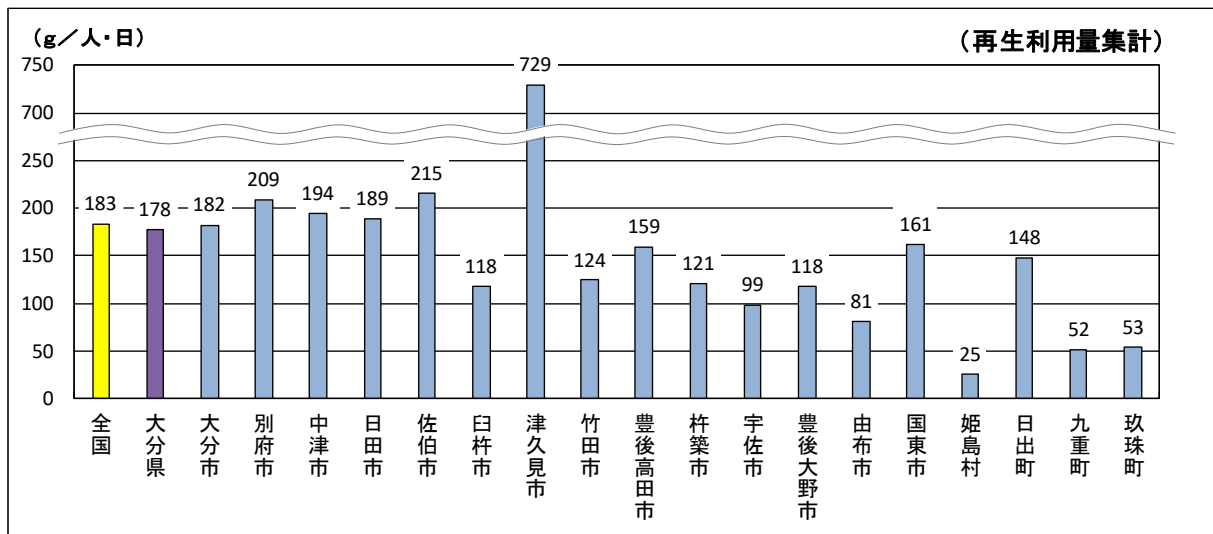
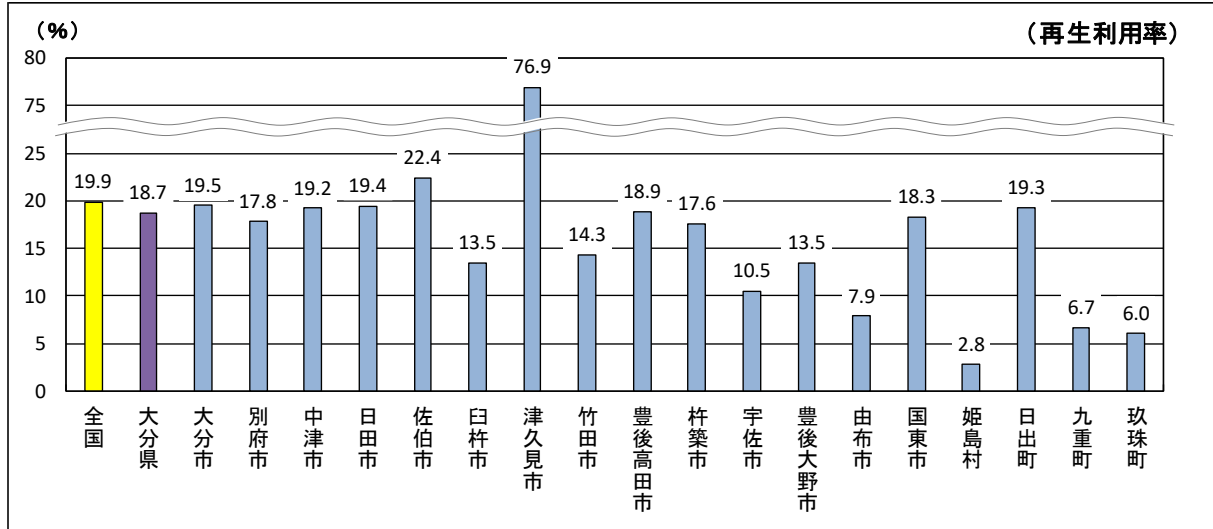


図 再生利用状況の比較（その1）

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

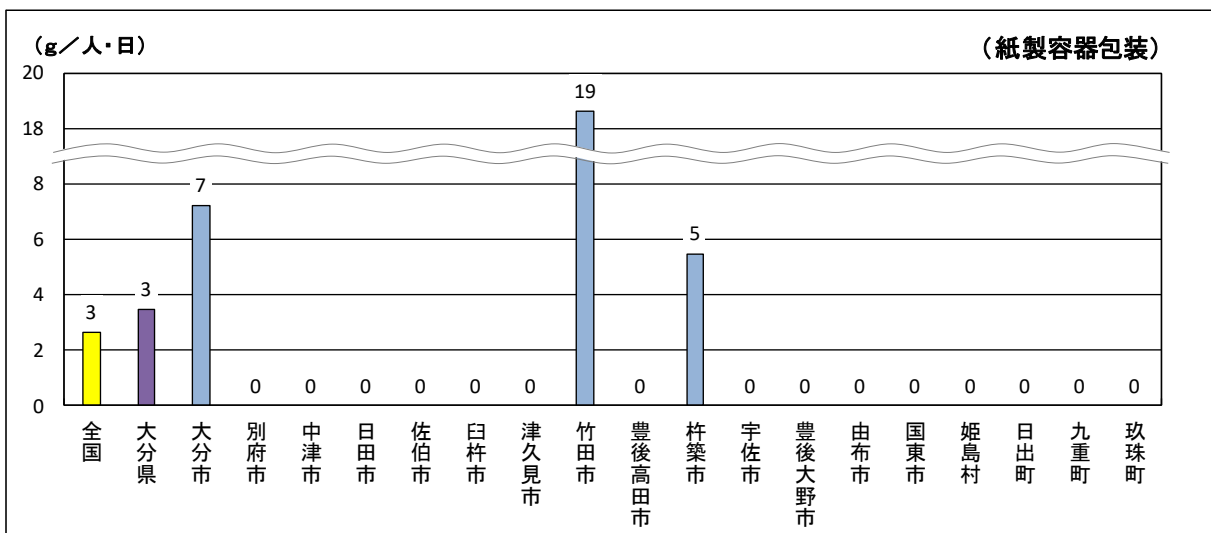
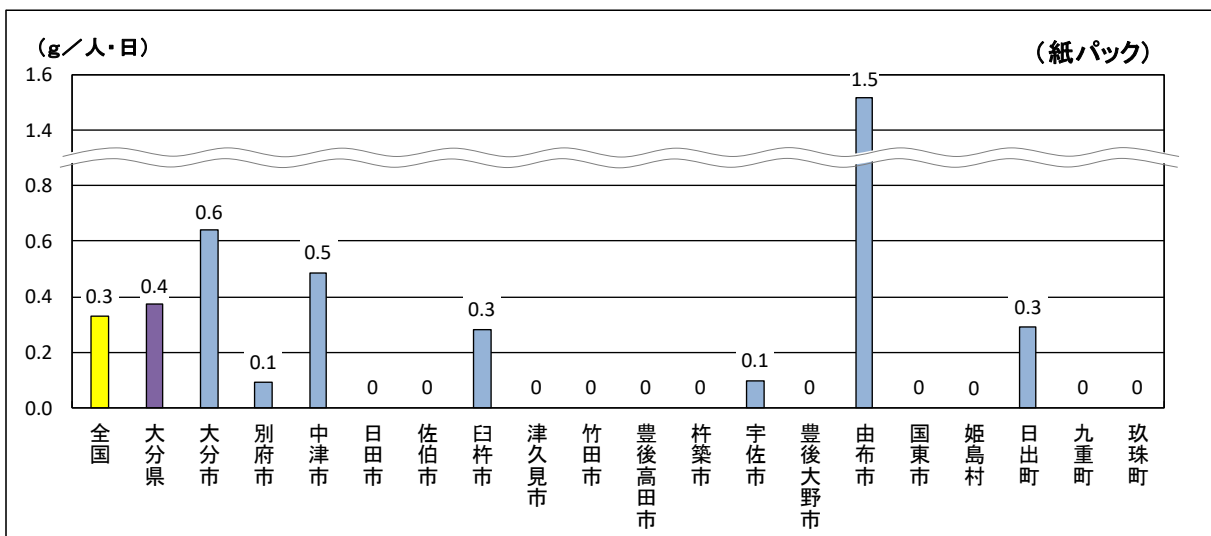
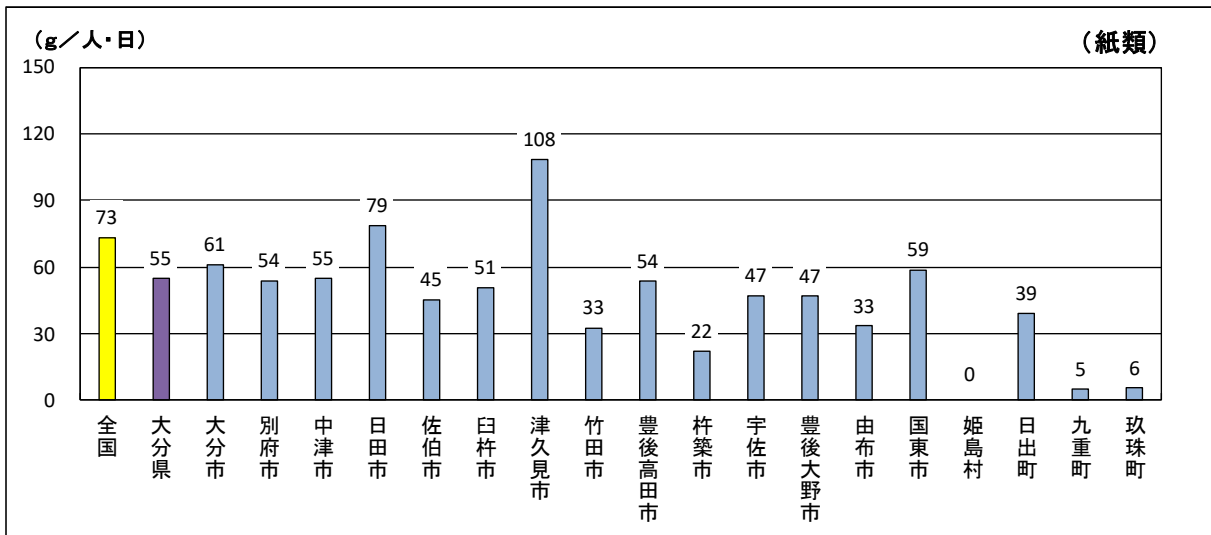


図 再生利用状況の比較 (その2)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

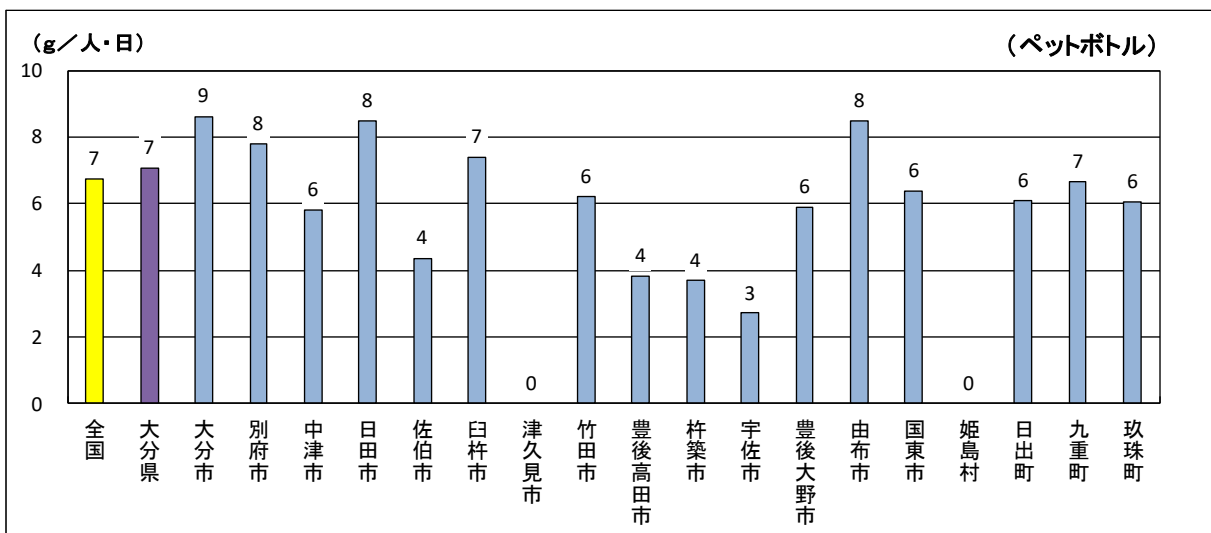
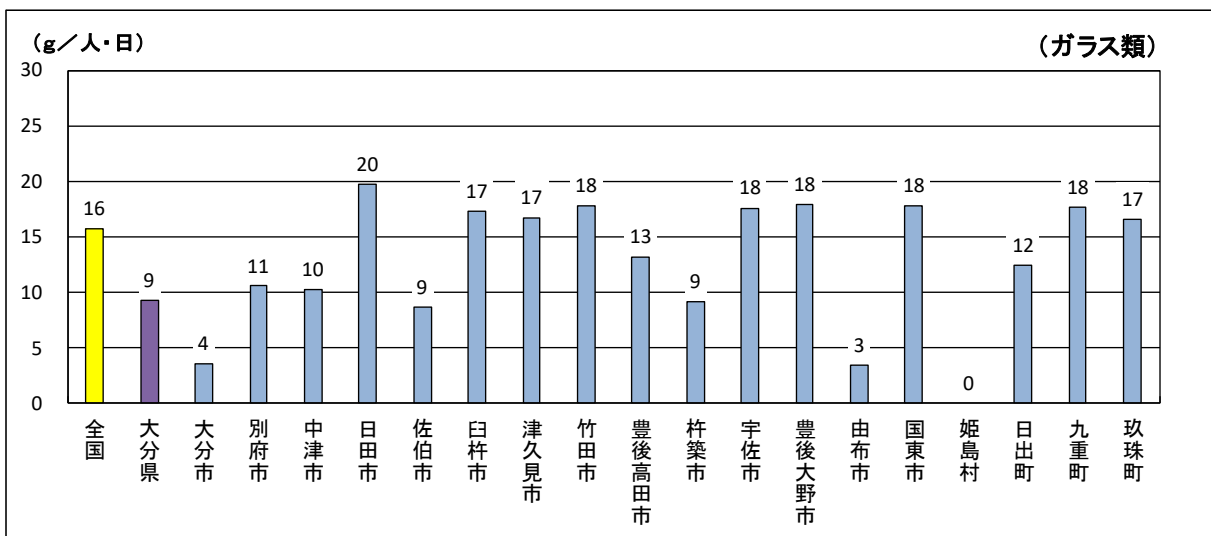
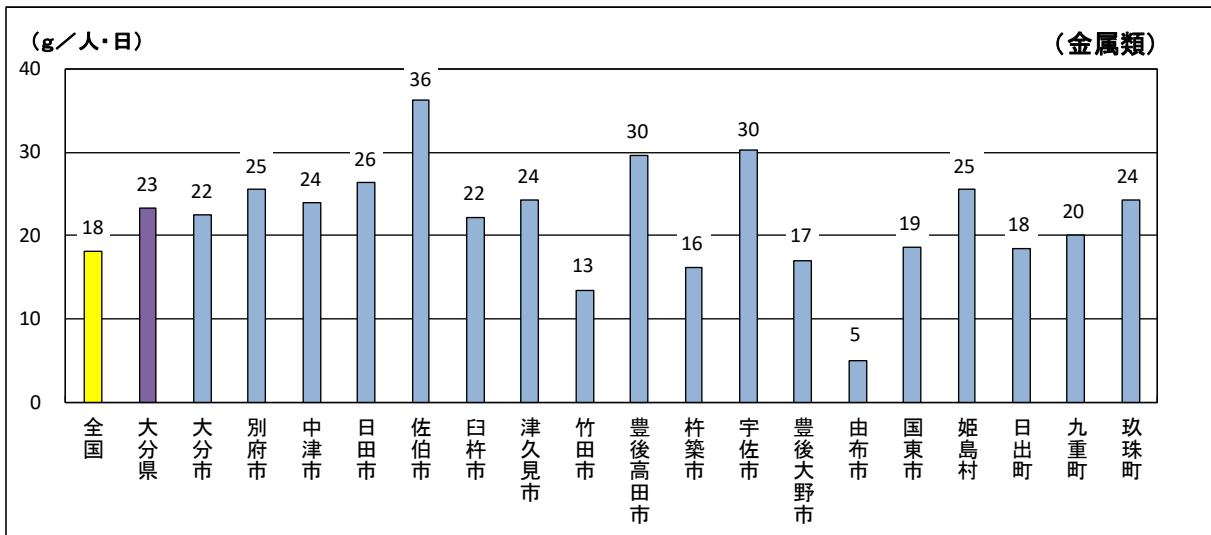


図 再生利用状況の比較 (その3)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度実績）

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

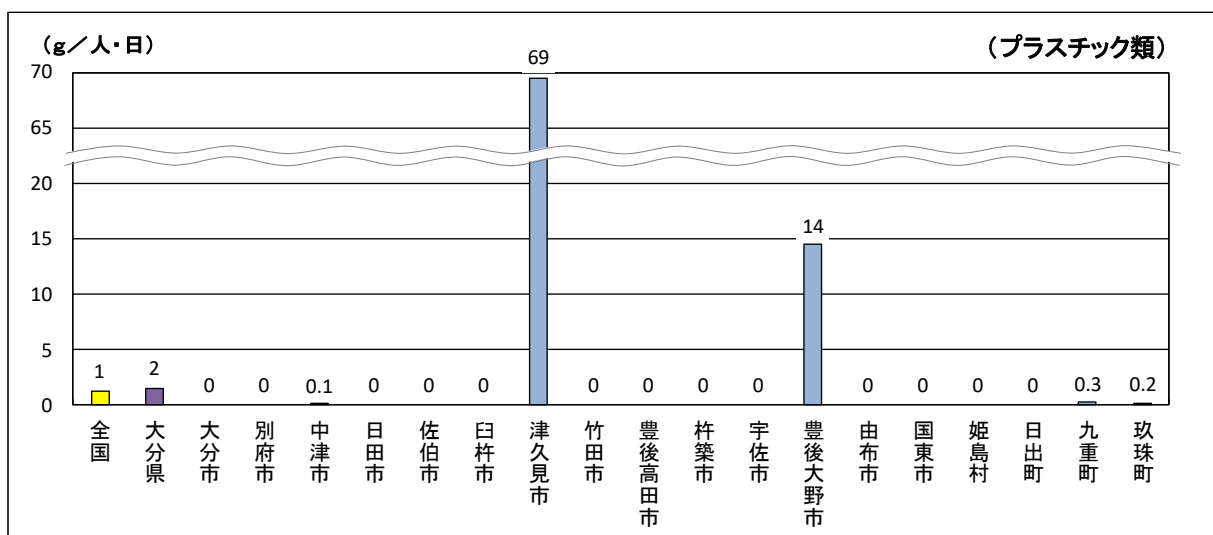
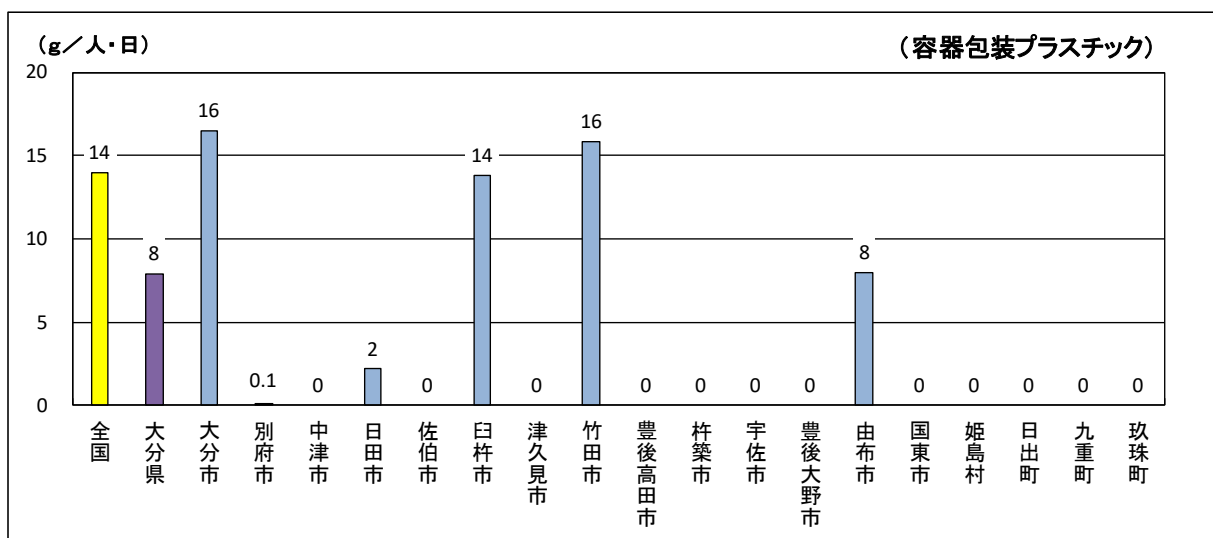
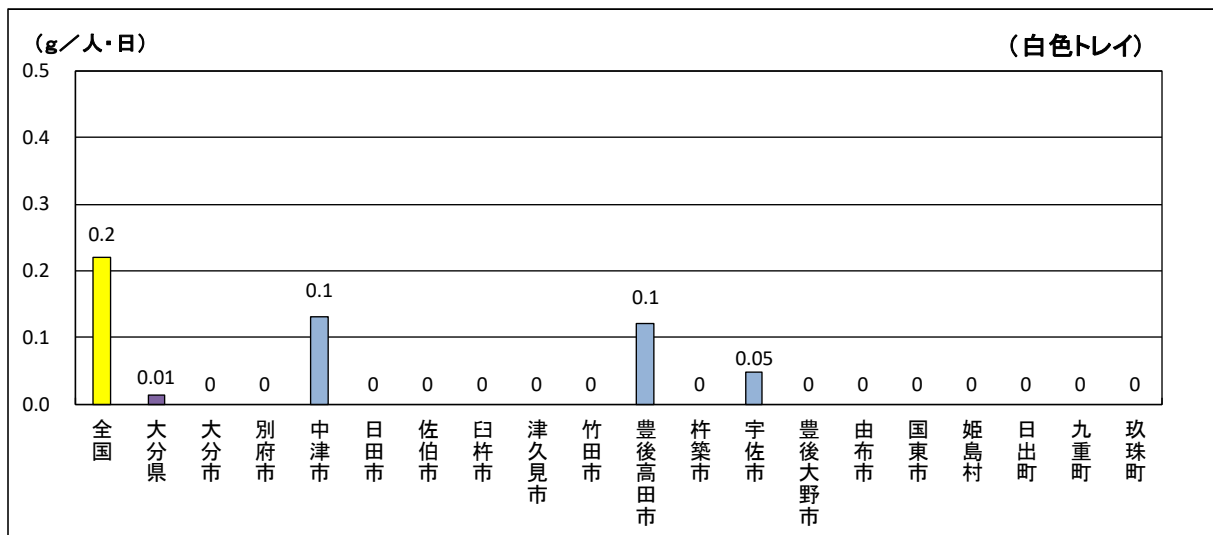


図 再生利用状況の比較 (その4)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

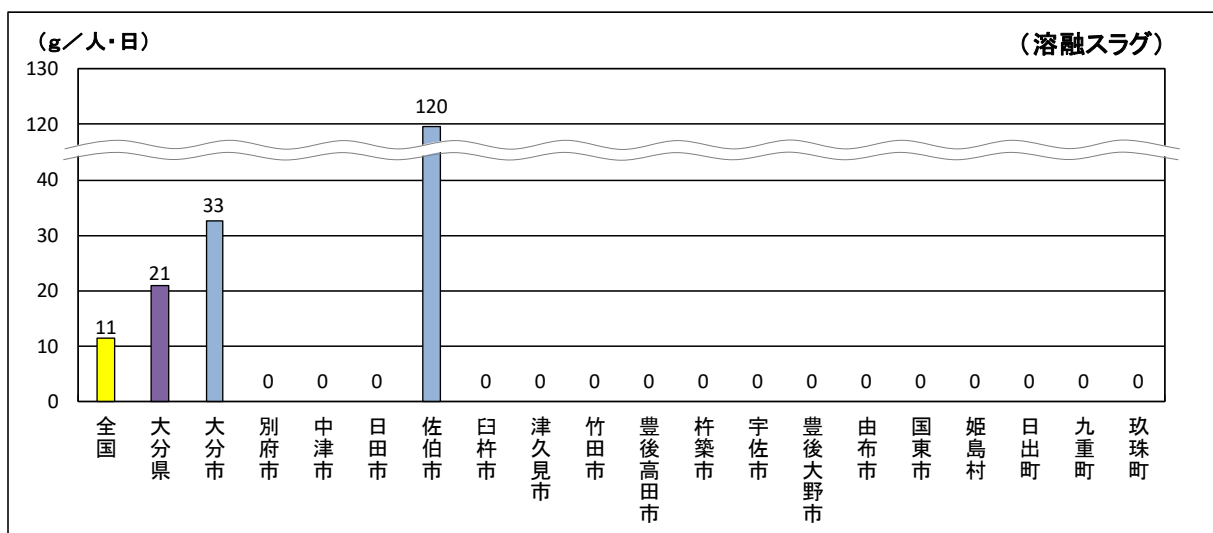
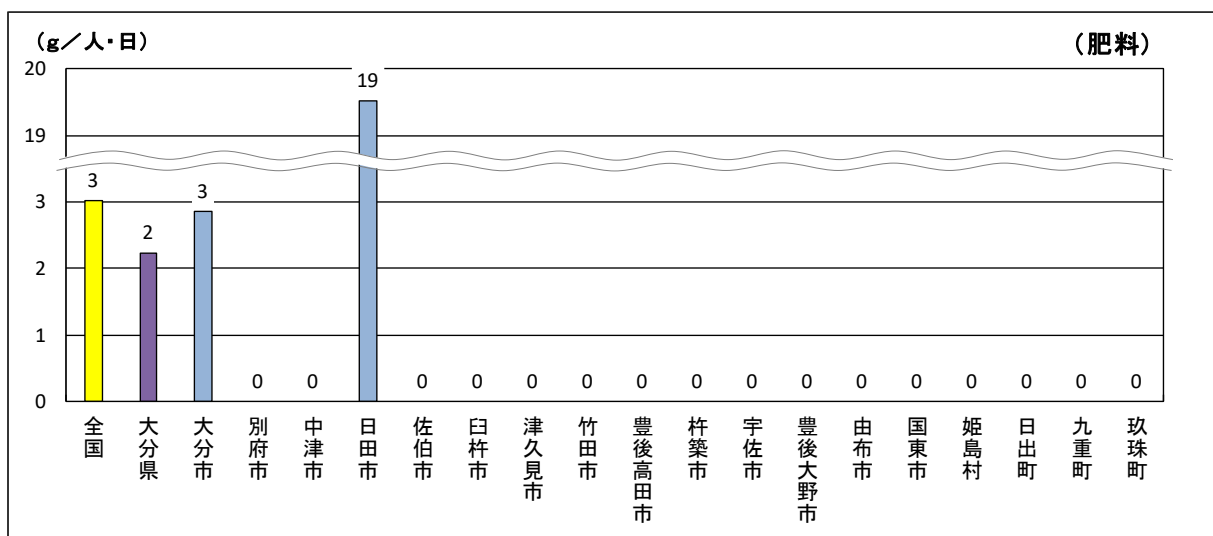
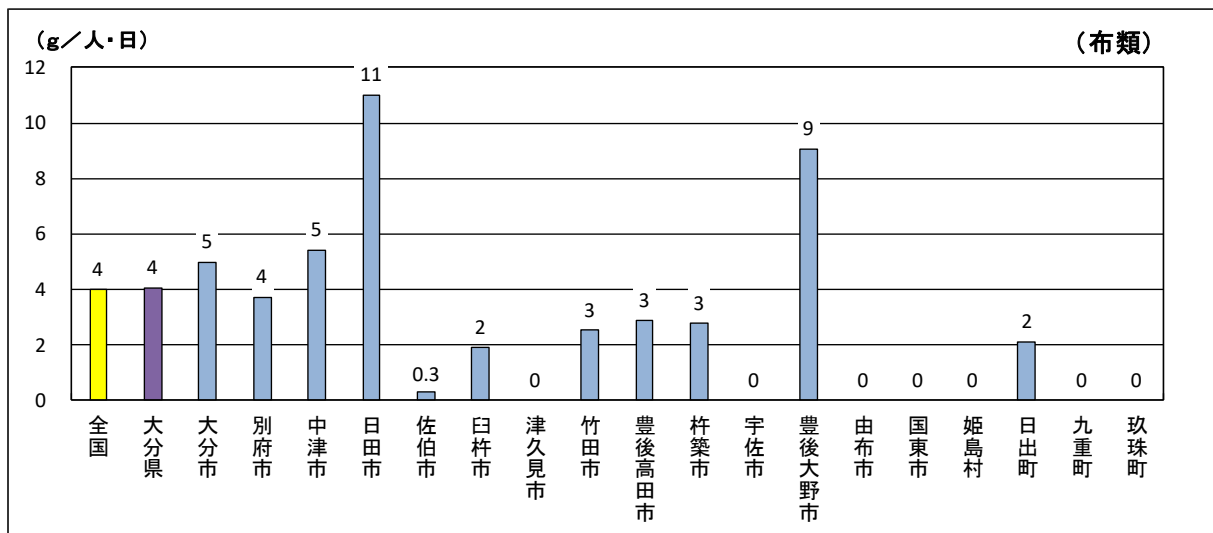


図 再生利用状況の比較 (その5)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。



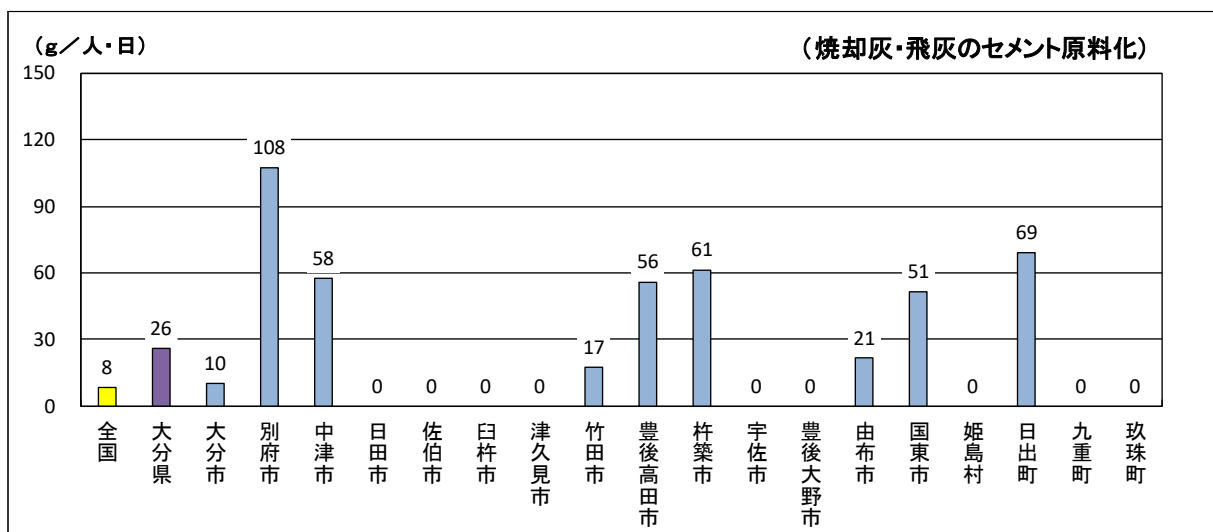
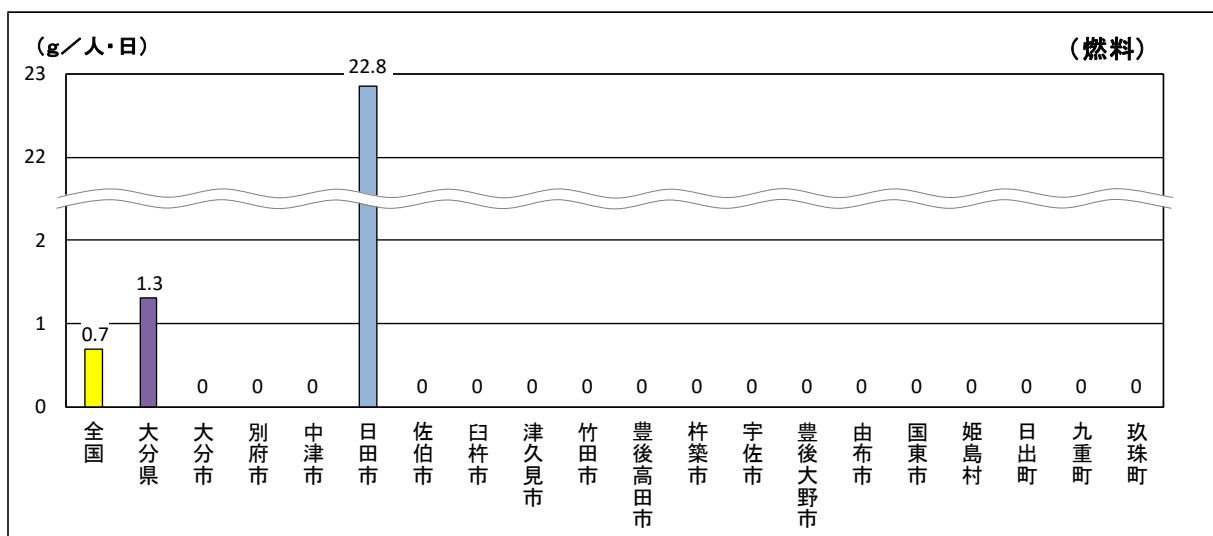
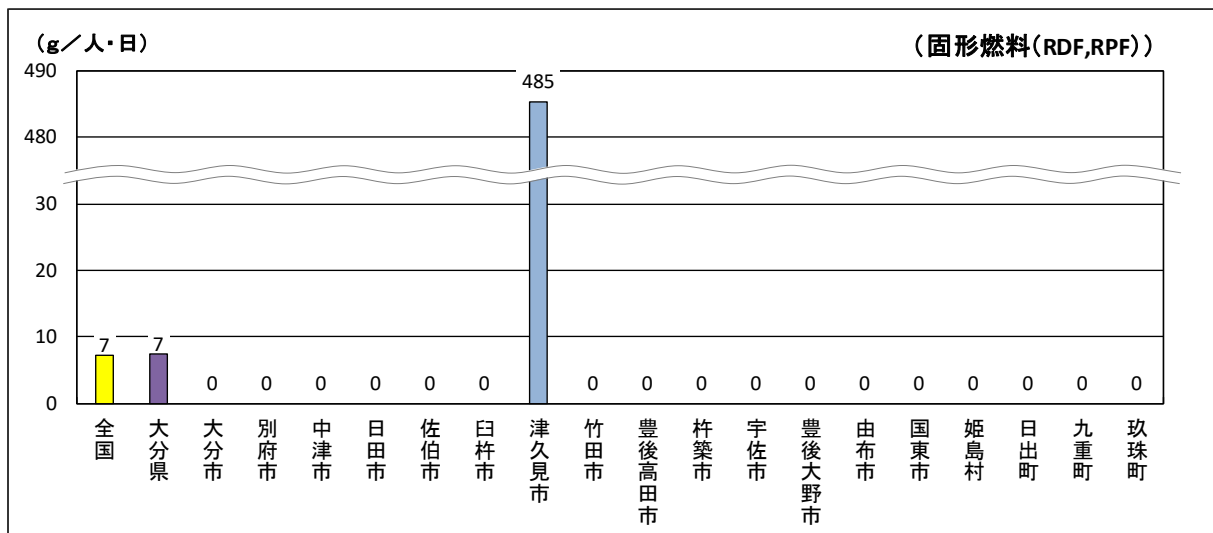


図 再生利用状況の比較 (その6)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

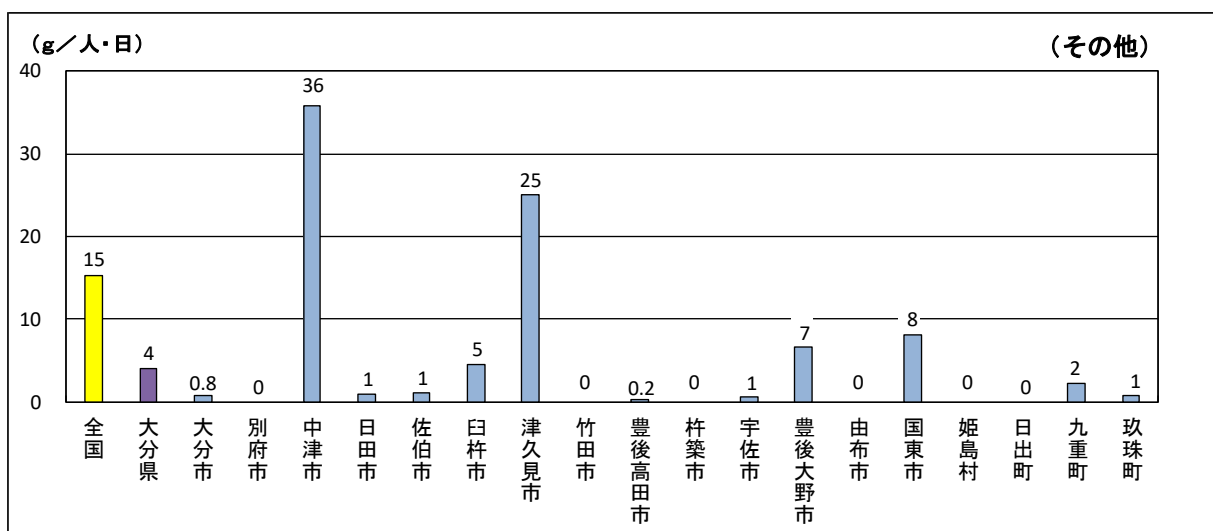
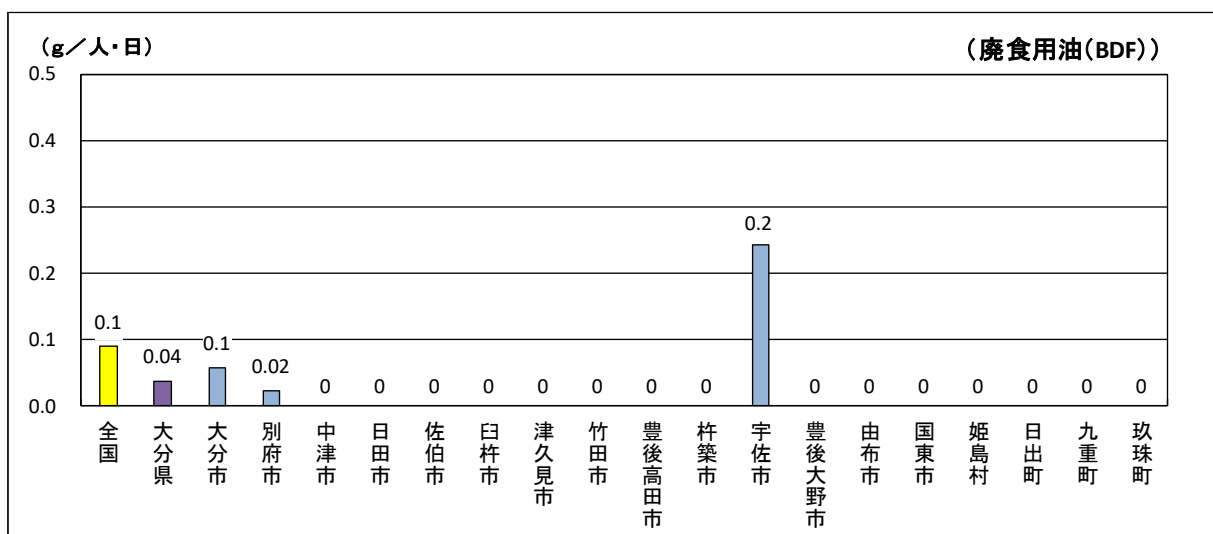
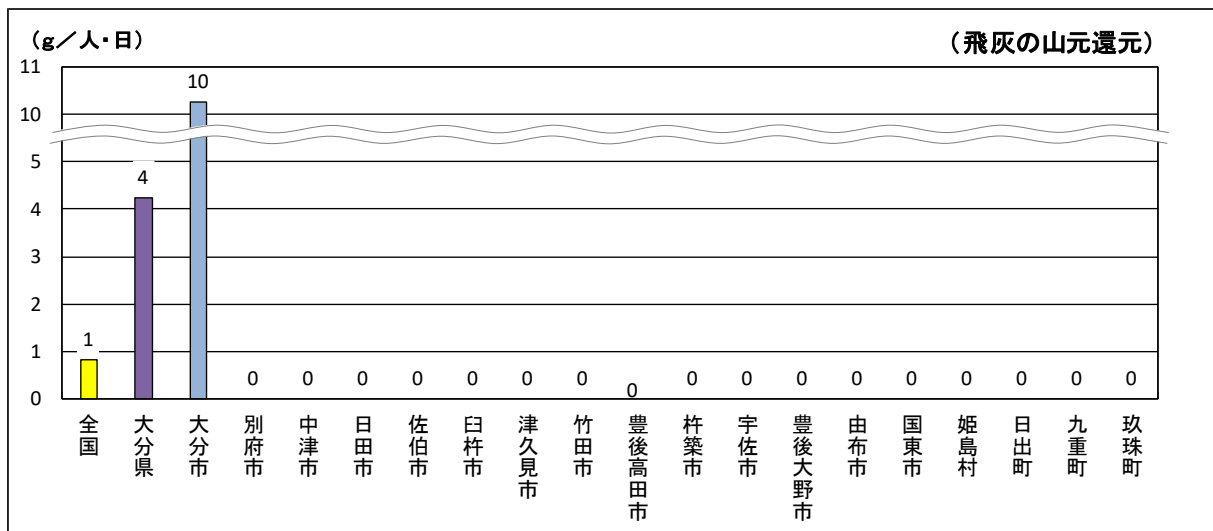


図 再生利用状況の比較 (その7)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)

注：四捨五入の関係で各市町村の数値と縦軸の値が一致しない場合がある。

注：その他は19項目の種類区分以外のものを示す。

### 3. 用語集

#### あ行

---

##### 【アスベスト（石綿）】（p56、61、62、67）

石綿は「イシワタ」または「セキメン」と呼ばれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。「アスベスト繊維」とは、蛇紋石系アスベストのクリソタイル（白石綿）や角閃石系アスベストのアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿等）、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの6種類の繊維状鉱物で、主たる産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなど。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

1992年発効のバーゼル条約では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。また、国際労働機関（ILO）は1986年に石綿条約を採択し、職業上の石綿暴露による健康被害の防止と抑制などを定めている（1989年発効で、日本は2005年8月に批准）。国内では、石綿による健康被害の救済に関する法律が、2006年2月に制定。

なお、1970年代には年間30万トン前後が輸入されていたが、1990年代には輸入量が減少に転じ、2000年は10万トン以下に、2004年には8千トン程度となっている。

##### 【RDF, RPF】（p16）

ごみ燃料化施設 参照。

##### 【ISO14001】（p68）

国際標準機構(International Organization for Standardization)が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源、省エネルギー、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。また、自治体の認証取得も増加している。なお、ISO14000シリーズは、「環境マネジメントシステム」(14001, 14004)、「環境監査」(14010~14012)、「環境ラベル」(14020)、「環境パフォーマンス」(14031)、「ライフサイクル評価(アセスメント)」(14040~14041)等で構成されている。

##### 【一般廃棄物会計基準】（p60、88）

平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして国がとりまとめたもの。

一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、「一般廃棄物会計基準」を使うことで、各市町村がそれぞれ行ってきた原価計算等を統一的な方法で行うことができるため、一般廃棄物処理事業に係る会計について客観的に把握することが可能となった。

##### 【一般廃棄物処理計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

【エコアクション21】 (p63、68、85、87、89)

事業者が、環境への取組を効果的・効率的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。また、その取り組みを行う事業者を認証・登録する制度。ISO14001等と比較して認証取得費用等の負担が軽く、中小企業者等でも取り組みやすい。

【エコマーク】 (p57)

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。

【SDGs】 (p1)

持続可能な開発目標 参照。

【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 (p75)

ごみ焼却施設、ガス化熔融施設、ガス化改質施設、炭化施設、ごみ燃料化施設、ごみメタン化施設等のこと。

【おおいたうつくし作戦】 (p1、57、69、87)

県民総参加型の取組であるごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、地域活性化型にステップアップさせた作戦。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ空気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

【大分県産業廃棄物税】 (p1、62、63、77、90)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

【大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例】 (p1、46、49、62、65、69、77、80、81、85、86)

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全に寄与することを目的として、産業廃棄物処理施設等の設置や県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続き等を定めた条例。平成17年10月1日施行。

【大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）～2020改訂版～】 (p2)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したもので、県民と行政がめざすべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間の計画。

【大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(PCB廃棄物処理計画)】 (p62、67、85、90)

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条の規定に基づき、県が平成18年3月に策定、平成27年3月、平成29年11月及び令和2年5月に変更した計画。大分県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的に推進するための方策を定めており、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、将来にわたる県民の健康保護と生活環境の保全を目的としている。

【おおいた優良産廃処理業者評価制度】 (p68、86、91)

国の認定制度（「優良産廃処理業者認定制度」を参照）の下に創設した県独自の産業廃棄物処分業者に対する評価認定制度で、平成26年4月1日から運用している。県認定を受けた処分業者には、認定証を交付するほか、認定マークを許可証に記載し、県ホームページで周知するなど、排出事業者が処理業者を選定する際の一つの目安となるもの。

## か行

---

【ガス化熔融施設】 (p10、16)

ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を熔融する施設(化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある)。熱分解と熔融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。熔融スラグが産出され、路盤材等に利用される。

【家畜排せつ物法】（p62、64）

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。家畜排せつ物の野積み・素掘りを解消し適正な管理（処理や保管）及び家畜排せつ物の利用促進を図ることを目的として、平成16年11月1日に完全施行された。

【家電リサイクル法】（p58）

「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律で、平成13年4月に施行された。

【環境衛生指導員】（p46、66、67、90）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条及び浄化槽法第53条第2項の規定に基づき、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設等への立入検査や廃棄物の処理の指導に関する職務を行う者をいう。環境衛生指導員は、都道府県等の職員の中から、知事（又は市長）が任命する。

【環境カウンセラー】（p87）

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々のことである。「事業者部門」と「市民部門」に区分されている。

【環境教育アドバイザー】（p89、90）

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方などを委嘱している。

【環境マネジメントシステム】（p62、63、85、87、89）

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。主な認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

【環境ラベル制度】（p57）

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度。

【感染性廃棄物】（p56、61、62、67、90）

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類の観点より、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

感染性廃棄物の処理は、特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物）として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

【感染性廃棄物処理マニュアル】（p67）

廃棄物処理法に基づいて感染性廃棄物を適正に処理するために必要な、保管、収集運搬及び処分に関する手順を記述したもの。平成30年3月に国が策定した。

【きらりんネット（おおいた環境学習サイト）】（p90）

子供から大人まで、だれでも、いつでも、どこでも、それぞれの目的にあった環境学習の取組ができるよう、第3次大分県環境基本計画の5つの基本目標に沿った内容をもつホームページ。環境クイズなど体験しながら学ぶこともできる。

【グリーン購入】（p62、64、84、88、91）

購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組。

**【建設リサイクル法】** (p62、64)

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」。特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律である。

**【鉍さい】** (p2)

鉄、ニッケル、クロムなどの鉍物を乾式精錬する際に生じた目的成分以外の溶融物質であり、産業廃棄物としては、高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラのノロ、鋳物廃砂、不良鉍石が該当する。

**【小型家電リサイクル法】** (p58)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律である。

**【ごみ焼却施設】** (p71)

ごみを燃やして容積を減らすための施設。廃棄物処理法で一定規模以上の施設には、構造維持管理基準が定められている。稼働時間による炉形式としては、全連炉（24時間稼働）、准連炉（16時間稼働）、バッチ炉（8時間稼働）がある。

**【ごみ燃料化施設(RDF, RPF)】** (p16)

廃プラスチック、紙ごみ、木くずなどの廃棄物を破碎・選別、圧縮、成型して燃料化する施設。成型した燃料はRDF(Refuse Derived Fuel)、RPF(Recycle Plastic Fuel)と呼ばれ、石炭なみの発熱量がある。

**【ごみメタン化施設】** (p59)

生ごみ・食品残さ、家畜ふん尿、剪定枝等循環資源を原料として嫌気性発酵によりメタンを製造する施設。

**【コントラクター】** (p64)

農業受託組織のことをいい、肥料や飼料の製造のために機械を持ち込み、請け負う組織等を指す。

さ行

**【災害廃棄物】** (p1、2、56、60、61、68、70、74、80、81、82、87、88、91、92)

震災や水害、台風などの自然災害によって発生した廃棄物。

**【災害廃棄物対策指針(改訂版)平成30年3月】**

国は、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定後、平成27年9月関東・東北豪雨災害や平成28年熊本地震等の災害等から得られた多くの教訓を反映し、平成30年3月に改訂した。

**【最終処分】** (p11、29、30、31、32、40、42、44、48、74、77、78、85、88、91)

廃棄物を最終的に自然環境に還元することで、これには陸上埋立処分、水面埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の埋立基準が定めている。

**【最終処分場】** (p18、32、45、51、56、61、65、66、68、80、81、85、86、89)

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、中間処理を経て最終的には埋立処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つのタイプに分けられる。

【最終処分率】（p11、29、30、31、32、47、50、51、54）

最終処分されている廃棄物量の比率のことであり、一般廃棄物では、最終処分量/(ごみ処理量+集団回収量)、産業廃棄物では、最終処分量/排出量の式で表される。

【産業廃棄物監視員】（p46、48、62、66、67、90）

地方公務員法第3条3項3号に規定する県の特別職職員(非常勤嘱託職員)であり、廃棄物処理法第19条第3項に基づく産業廃棄物処理施設等への立入検査権限を有し、廃棄物の不法投棄、不適正処理の監視、産業廃棄物処理施設の監視、産業廃棄物処理業の監視、産業廃棄物排出事業所の監視を業務として行う職員。

【持続可能な開発目標 (SDGs)】（p1）

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) は、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。

【自動車リサイクル法】（p62、64）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車の廃車時における適正処理と資源の有効利用、関係者の責務などについて定めた法律。循環型社会形成のため、廃棄物の減量、不法投棄防止、環境の保全を図る目的で成立。自動車製造会社や輸入・販売・解体などの関連事業者の役割と義務を規定しており、消費者にもリサイクル費用の支払いが義務づけられた。

【循環型社会】（p1、32、52、56、58、60、62、64、69、83、84、87、88、89）

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す廃棄物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステム持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私達の将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題の一つである。

【循環型社会形成推進基本法】（p50、51）

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律。廃棄物処理の優先順位は、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順となっている。

【循環型社会形成推進交付金制度】（p56、60）

廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進するため、国が交付金を交付する制度。市町村は、必要に応じて国・都道府県とともに協議の場である「循環型社会形成推進協議会」を設け、循環目標、目標達成のための政策パッケージ、その所要額等を盛り込んだ「循環型社会形成推進地域計画」を作成することになる。

【食品リサイクル法】（p60、62、64）

「食品循環資源の再生利用等に関する法律」。食品循環資源発生抑制、減量化、再生利用を促進するための法律。

【食品ロス】（p56、58、83、84、87、90）

本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品であり、生産、製造、販売、消費等の各段階において、多様な形態で発生している。国の平成29年度の推計では、年間612万tの食品ロスが発生しており、このうち事業系が328万トンと約54%を占める。国においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月(同年10月施行)に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定している。本県においても、持続可能な社会の実現を目指すため、「大分県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、NPO等の関係団体、行政等が連携し、協働して取組を進めていく。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針】（p87）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第11条に基づき策定された食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針。道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定する。

【水銀廃棄物ガイドライン】（p67）

平成27年2月に中央環境審議会より答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」において示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、廃棄物処理法施行令等の改正が行われた。改正施行令等に基づく水銀廃棄物の新たな取り扱い、収集、運搬又は処分等における留意事項等を具体的に解説することにより、水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、国が作成。平成29年6月の第1版を改訂した平成31年3月版第2版が最新。

【3R(Reduce (リデュース) Reuse (リユース) Recycle (リサイクル))】（p32、43、48、56、57、58）

リデュース：ごみを出さないこと。消費者が製品を長く使うことや事業者が生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことをいう。

リユース：一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

リサイクル：ごみを原料（資源）として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことをいう。

た行

---

【ダイオキシン類】（p62、67、71）

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は主にごみ焼却による燃焼で副産物として発生する。毒性については、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じないが、事故などの高濃度の曝露の際の知見からは、人に対する発がん性があるとされている。平成12年1月15日から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガス規制などの対策を進めていくことが定められている。また、廃棄物処理法では、ダイオキシン類の発生防止のため、廃棄物焼却炉の構造維持管理基準として、800℃、2秒以上などの運転管理が求められている。

【第五次環境基本計画】

環境基本法に基づき、国が平成30年4月17日に策定した計画。目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会の実現が掲げられた。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されている。



【第5次大分県廃棄物処理計画等実態調査】（p33～44、47、52、53、55、76、77、78）

本調査については、以下の考えで実施している。

（1）産業廃棄物の種類の区分

1段階	発生時点の種類
2段階(自己処理後)	排出事業者の中間処理により、変化した処理後の種類。 例；木くず→（焼却）→[燃え殻] 注）1段階時点の種類と事業者の中間処理方法を用いて推定した。
3段階(委託処理後)	委託中間処理により、変化した処理後の種類。 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

備考：中間処理により廃棄物の種類が変化する場合がある。この場合において、中間処理後の変化した廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：変換」と記載し、変化する前（発生時）の廃棄物の種類で記載した場合には「種類別：無変換」と表現した。

（2）建設業の地域別発生量等の推計方法

建設業は他の業種と異なり、事業所のある場所が廃棄物の発生場所ではなく、工事現場が廃棄物の発生場所となっている。本調査では、建設業の各地域別の量を算出するため、アンケートで得られた発生場所ごとの種類別の発生量の割合をもとに、県全体の推定値を按分して算出した。

（3）特別管理産業廃棄物について

特別管理産業廃棄物を含めた結果を産業廃棄物として記載している（例：引火性廃油→廃油に含む、特定有害廃酸→廃酸に含む）。ただし、感染性廃棄物については、該当する産業廃棄物の種類がないため、「その他の産業廃棄物」に含めて集計した。

【第3次大分県環境基本計画】（p1、2）

大分県環境基本条例に基づき、本県の環境保全に関する長期的目標及び施策の基本的方向を示した計画。「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像とし、その実現に向けて5つの基本目標を定めている。平成28年3月に計画策定した後、令和2年3月に改訂を行った。計画期間は、平成28年度から令和6年度までの9年間。

【第四次循環型社会形成推進基本計画】（p50、51）

循環型社会形成推進基本法に基づき、国が平成30年6月に策定した計画。循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野の基盤整備」を進めることとしており、これら7つの柱ごとに、概ね2025年までに国が実施すべき取組、指標を設定している。

【多量排出事業者】（p62、63、84、85、91）

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者（中間処理業者は除く）。

【中間処理】（p9、29、33、36、42、43、44、45、48、76、77、79、80、81、85、86）

廃棄物の最終処分に先立って行われる人為的な操作等を指し、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させ、減量・減容化すること。具体的な方法としては、脱水、焼却、熔融、破碎、圧縮等がある。

**【特定建設資材】** (p62、64、78)

コンクリート、木材その他建設資材のうち建設資材廃棄物となった場合、再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要かつ、その再資源化が経済性の面において誓約が著しくないと認められるもの。なお、特定建設資材が廃棄物となったものを特定建設資材廃棄物という。

は行

**【BDF(バイオ・ディーゼル・フューエル)】** (p25、26、28、60)

植物性や動物性油をメタノールと反応させメチルエステル化したものを一般的に「バイオディーゼル燃料」と呼んでおり、ディーゼルエンジンを有する車輛、船舶、農耕器具、発電機等に使用し、石油燃料(化石燃焼)の代替燃料として、環境にやさしい燃料の一種。

**【バイオマス】** (p13、48、56、60、63、64、70)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系のバイオマスとしては、家畜排せつ物、有機汚泥、生ごみなどがある。

**【廃棄物処理法】** (p2、67、91)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されている。

**【廃棄物データシート (WDS : Waste Data Sheetの略)】** (p49)

産業廃棄物の適正処理を行うため、排出事業者が処理業者に対して情報提供すべき項目(廃棄物の性状や取り扱う際の注意事項等)を記載できるツールとして環境省が作成したもので、現在、第2版(平成25年6月)が公開されている。

**【PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)】** (p32、56、61、88)

公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待される。

**【PCB (ポリ塩化ビフェニル)】** (p62、67、85、90)

絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。また、PCBの異性体であるコプラナーPCBは、ダイオキシン類として総称されるものの一つである。

ま行

**【マテリアルリサイクル】** (p58、p63)

製品の材料又は原料として再利用すること。

**【マニフェスト】** (p48、49、63、64、65、66、67、68、85、88、91)

産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。紙のマニフェストのほか、電子データで管理する電子マニフェストもある。

【優良産廃処理業者認定制度】（p68、86、91）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度（平成23年4月1日施行）である。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできる。一方、排出事業者にとっても、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定した処理業者を選定する際の判断基準となる。

【容器包装リサイクル法】（p58）

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、「消費者が排出抑制・分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）〔拡大生産者責任（EPR）〕」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

なお、拡大生産者責任（EPR（Extended Producer Responsibility））とは、OECD（経済協力開発機構）が定義した用語であり、容器包装を含む製品の設計・製造に最も影響を与える生産者に対し、物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで全面的若しくは部分的に拡大する環境政策の手法である。日本においては、容リ法の施行により、従来自治体が行っていた容器包装廃棄物の処理の責任のうち「再商品化」の部分を実業者の責任とするかたちで、日本で初めて「EPR」が導入された。

【溶融スラグ】（p10、25、26、28、61）

廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

【ライフサイクル】（p52、57、84）

製品に関する資源の採取から製造、使用、輸送、廃棄までの製品の一生。

【RCF（リフラクトリーセラミックファイバー）】（p59）

人造鉱物繊維の総称をCF（セラミックファイバー）と呼ぶ。CFのうち、RCF（リフラクトリーセラミックファイバー：Refractory Ceramic Fiber）は、アルミナ、シリカをほぼ等量に配合、混合したものであり、平成27年11月から労働安全衛生法施行令及び特定化学物質予防規則（特化則）の改正が施行され、規制対象物質となった。このため健康障害防止措置が義務づけられる。

【リデュース】（p58、70）

3R 参照

【リサイクル】（p17、32、48、56、58、59、60、61、62、63、64、65、74、83、84、87、88）

3R 参照

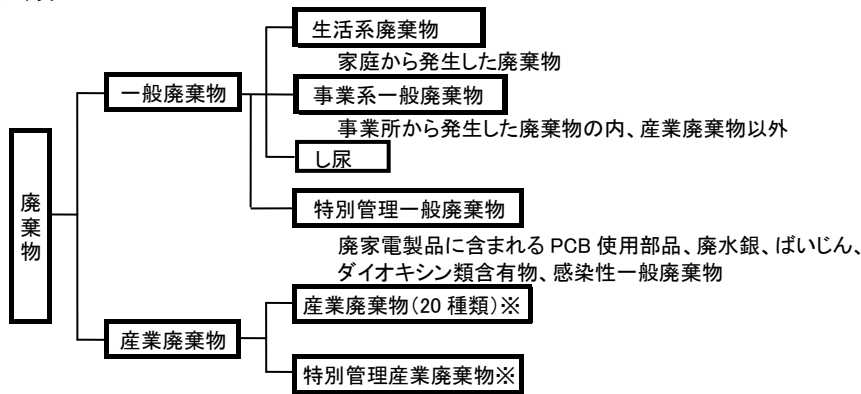
【リスクコミュニケーション】（p62、69）

リスクの性質、大きさ、重要性、その制御に関して利害関係のある者が情報を交換することをいう。廃棄物処理施設の整備を例にとれば、設置者が地域住民とその施設の整備内容や環境に与える影響等について、情報を共有・交換することをいう。

【リユース】（p58、70、84）

3R 参照

#### 4. 廃棄物の種類



#### ※ 産業廃棄物 (20 種類)

	区 分	具 体 例
全ての業種	1. 燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物等
	2. 汚泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥、下水処理場汚泥、浄水場汚泥等
	3. 廃油	重油、原油、潤滑油、燃料、天ぷら油等
	4. 廃酸	排ガス洗浄工程廃液、エッチング廃液、染色廃液等
	5. 廃アルカリ	アルカリ洗浄工程廃液、ドロマイト廃液、黒液等
	6. 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、各種樹脂類、プラスチック製品くず等
	7. ゴムくず	天然ゴムくず、ゴム板くず、ゴムチューブ、エボナイトくず
	8. 金属くず	鉄くず、空かん、鉛管くず、銅線くず、切削くず等
	9. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃空びん類、板ガラスくず、カレット類、陶磁器くず等
	10. 鉱さい	スラグ (高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい)、ノロ等
	11. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	12. ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト等
特定の業種	13. 紙くず	建設業、紙製品製造業、出版印刷業等から排出される紙くず
	14. 木くず	建設業からの木くず、木材又は木製品製造業等からの木くず、パレット
	15. 繊維くず	建設業、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
	16. 動植物性残さ	食料品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
	17. 動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
	20. 処分するために処理したもの (13号廃棄物)	汚泥のコンクリート固形化物等

#### ※ 特別管理産業廃棄物

	区 分	具 体 例
	廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	ガソリン、灯油、軽油、シンナー、等の引火性の廃油
	廃酸 (pH2.0 以下)	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
	廃アルカリ (pH12.5 以上)	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
	感染性廃棄物 [医療系廃棄物]	医療機関等から排出される体液・血液等の付着した注射針等、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	PCB を含む廃油、染み込んだ汚泥、紙くず等
	指定下水汚泥	指定下水汚泥
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
	廃石綿等	石綿建材除去により除去された石綿、石綿保温材等
	その他有害産業廃棄物 〔ばいじん、廃油等が判定基準に適合しないもの〕	重金属等を含む「鉱さい」、重金属等及びダイオキシン類を含む「燃え殻」「ばいじん」、有機塩素化合物等を含む「廃油」、重金属、有機塩素化合物、農薬、等を含む「廃酸」「廃アルカリ」「汚泥」等

# 第5次大分県廃棄物処理計画

---

令和3年3月発行

大分県生活環境部循環社会推進課  
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
電話番号：097-536-1111（代表）



